

拓殖大学 経営経理研究

第 101 号

2014 年 9 月

論 文

- 雇用の創出と産業の変化及び企業価値（2）
— IT 活用型社会の形成へ — …… 金 山 茂 雄（1）
- 地域産業と地域ブランドに関する研究 …… 今 村 哲（29）
- 日本のエネルギー資源貿易政策（13）
— 米国シェールオイル革命と国際石油市場の変容 — …… 武 上 幸之助（63）
- 国税通則法改正における理由附記について …… 村 松 芳 弘（85）

研究ノート

- 福澤諭吉の『帳合之法』 …… 三代川 正 秀（113）

抄 録

- 空中権取引の促進と課税 — 課税繰延べと信託 —（抄録）…阿 部 雪 子（131）

講演抄録

- Innovation Imperative in the Global Age …… Sang M. Lee（142）
- A Perspective on Challenges Facing Business Education
in the United States of America …… Maling Ebrahimpour（144）

公開講座

- 身近になった相続税 …… 小 林 幹 雄（147）

- 2013 年度 月例研究会報告 ……（149）

- 拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 ……（155）
-

前 号 目 次

『経営経理研究』第100号発行を祝して……………	潜 道 文 子 (1)
『経営経理研究』第100号発行記念 拓殖大学経営経理研究所 歴代所長による座談会 ……………	(5)
祝賀パーティー開催報告……………	(25)
北出亮先生への感謝の言葉……………	芦 田 誠 (27)
ご挨拶……………	北 出 亮 (31)

論 文

情報システムとデータ処理の変遷 — IT/ICT 利用の本質 —……………	松 岡 公 二 (49)
経営学教育の課題に関する研究： サステナビリティおよび社会的責任 の視点を中心として……………	潜 道 文 子 (83)
日本のエネルギー資源貿易政策 (12) — WTI 国際石油先物市場と CFTC 規制の政策課題 —……………	武 上 幸之助 (117)
競争ダイナミクス・アプローチによる 海外市場参入戦略に関する一考察 — 米国シネコン会社の 日本市場進出を事例として —……………	佐 藤 幸 志 (135)
神奈川県の中小企業における 環境保全活動と組織マネジメント (2) — 組織マネジメント要因の相互の 関係性 (多対多の関係性) について —……………	角 田 光 弘 (165)
アメリカにおける監査基準の発展 (下) — そのステートメント化プロセス —……………	岡 嶋 慶 (247)
情報システム設計・開発における ビジネスモデル・ジェネレーション活用の一考察 ……………	安 積 淳 (299)

公開講座

経営経理研究所主催「日本経済の将来を展望する」 TPP の及ぼすエネルギー貿易の今後……………	武 上 幸之助 (329)
シェール革命が進む 石油価格の暴落は起こらない? ……………	角 和 昌 浩 (333)
無縁社会の生き方を探る……………	北 出 亮 (337)
拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領……………	(343)

拓殖大学
経営經理研究

第 101 号

拓殖大学経営經理研究所

〈論文〉

雇用の創出と産業の変化及び 企業価値（2）

— IT 活用型社会の形成へ —

金山 茂雄

要 約

高度情報化社会は通信の高度化、情報伝達の迅速化、情報伝達経路の多元化、情報伝達のフレックス化、情報機器の高機能化、情報源の増加・多様化、そして情報伝達量の増加を引き起こしている。つまり、通信技術と情報技術の発達で、今日の社会や日常生活、そして企業の経営活動などに大きな変化をもたらしている。これらの技術の発達に伴い、雇用の創出、企業価値の変化、さらに社会での新しいルールや秩序が必要になってくる。

特に、東日本大震災のような災害が発生した後は、前述の技術が最重要であり、生活上の問題では社会基盤（インフラ）の復興が欠かせない。それがエネルギー問題である。エネルギーの安定した電力システムを、安価な化石燃料の消費を減らすとともに、電気料金の上昇を抑制するため、「省エネの推進」、「デマンドレスポンスによるピーク需要の抑制」、「再生可能エネルギー電源の普及拡大」、「送配電網の高度化」などをこれまで以上に進めていく必要がある。その社会基盤には、スマートグリッドが期待されている。

本稿では、社会でよりよく生きるための手段・方法や必要なことについて、若干考察する。

キーワード：雇用、産業変化、企業価値、スマート社会との関係

1. はじめに

21世紀へのより高度な社会の実現のため、世界的レベルにおいて各国が目標を設定し活動・展開している。技術革新の急速な進展に伴う環境問題をはじめ産業の停滞、企業経営の悪化など解決しなければならない問題が山積みになっている。よって、新しい思考・体系を創造し展開するマネジメントが必要となる。マネジメントは組織の存続、発展を図るために欠かせない機能であるとして数多くの研究が報告されている。

政治・経済においても東西冷戦後の体制変化、特に東欧諸国をはじめ旧東側諸国の急変と欧米諸国による市場原理の導入とその産業社会の転換は、現東欧諸国にとって、根底から社会のしくみが変わったことを意味している。それは、社会の変化が企業にとって、生き続けるための重要な要素の一つであるからである。

一般的に工業社会のキーワードは自由競争であったが、IT社会（一般的に呼ばれている「情報社会」をここでは、ITを中核にする社会ということで「IT社会」と称し、以後「IT社会」で表す）のキーワードは共生、共働、共有と考える。前者の工業社会とは「第2次産業を中心に、2次エネルギー、機械技術による製品の大量生産に大いに貢献した社会」と位置づける。一方、後者は「サービス産業、第3次・4次産業を中心に、技術革新によるモノへの変化が技術・知識に集約され、資本と労働の関係が、技術と知識に移りかわり、社会の資源として利用されている社会」と位置づける⁽¹⁾。この変化は企業の経営活動が従来の考え方から新たな考え方へ変えざるを得ないことである⁽²⁾。数々の成功事例から企業が目標を定め、その目標が達成するための戦術を探求し、そしてデータによるシミュレーションを行い、その結果よりモデルを作る。

以上、述べたことは社会の変化に適応できる能力と組織構造の構築を考

え、企業活動ははじめあらゆる分野の活性化を引き出すことである。本稿では、過去数回に渡り技術革新が企業の競争力強化と活性化の一つと指摘したが、その一つとして通信技術と情報技術の発達が、企業の経営戦略・戦術に大きな変化をもたらしている。同時にこれらの技術の発達に伴う新しいルールや秩序の必要性がある。また、技術の発達に伴うシステムの大規模化、高信頼性、高柔軟性、さらに、社会でよりよく生きるための手段・方法や必要なことについて、若干考察する。

2. 産業界の動向と技術（情報産業から）

情報と通信技術が持っている可能性、そして通信技術とソフトウェアおよびハードウェアとの組み合わせが新たな技術の発見と発展、そして性能の飛躍的な進歩につながる。例えば、情報、通信技術を活用することによって、開発プロセスが短縮でき、費用が節減されるだけでなく市場競争力にも重大な影響を与えることになるかと推測できる。開発手順が高速化すれば、それだけ市場の動きに沿った形で開発ができるからである。開発、生産、そしてマーケティングのプロセスは、CALSのような構造の中で行うことができ、非常に高性能な分散型のコンピュータ技術、高速通信網の実現によって情報交換が高速に行われる状況にある。

20世紀後半の生産の社会において、商品の消費する市場というものは、あまり顧客重視の形ではなく、創造性あるいは、変化を製造する社会においては、商品のコンセプトと顧客の要求条件とが密接に関係している。例えば、自動車業界では、バイヤーが理想の自動車をオンラインのスクリーン上で構築し、それから生産のプロセスが始まるというシナリオが進められている。これが実現すれば、カスタム・メイドの車が迅速に納車されていくことになる。

IT社会のネットワークには、ネットワーク・プラネットホームの構築

がある。それによって、いろいろなサービスがシームレスな形で提供できるようになる。グローバルな競争環境の中でネットワーク事業者が生きていくための必要条件と考える。将来の情報（電気）通信ネットワークはフレキシビリティの高いものではないといけない。全ての産業や情報社会では、効率的な情報処理と通信に依存することになることから電気通信網は非常に高い性能と信頼性を提供する必要がある。また、インフラの構築と世界的なシームレス・サービスの提供は、国際協力や国際協調に沿った体系が必要である。

事業者がそれぞれ独立独歩で進めば、決してシームレスなネットワークを実現することにはならない⁽³⁾。もちろん、標準化を考えた場合、①既に開発された製品やサービスは、今までの研究開発を積み重ねてきたという実績が企業側にあること。②あるいはそれぞれの国・地域においてインフラの要件が異なっていること。③各国・地域のエゴイズムがそこに存在する。そのために、調整が難しく、いわゆるデファクト標準が出現することになる。これは他の分野における標準化の結果でも明らかなどおりで、結局は市場が決定を下すことになり、商品開発とその展開というのは、時としてリスクをはらうことになるということである。

以上のことを踏まえて、日本の情報産業の進展について述べると、やはり、情報の柱や源は、コンピュータである。その歴史は、20世紀中期の1946～47年頃、真空管を使った大型のコンピュータから始まり、その後、単機能型から集中処理型の大型コンピュータが発達したのである。それが、1970年代に入り、分散処理になり、さらに今日ではダウン・サイジング、オープン・ソースの時代に移り変わってきた。通信の分野においてはデジタル化が進み、パルス・コード・モジュレーション（PCM）などが開発されてきた。1957年頃、PCM開発が進み、1 Gbit/secの速さを出すものが出現した。その後、トランジスタから集積回路の開発へ移り成功した。その中で日本のオプティカル・ファイバー・システムは、10 Gbit/sec (1

秒間に 100 億個のパルスを送る) の速さまで進歩しているのである。ちなみにデジタルはコンピュータ言語である。

21 世紀に入り、日本ではハードウェアの製造能力の閉塞感が言われたが、ハードウェアに関しては決して悲観的になる必要はない。なぜなら、1994 年の世界市場のコンピュータの生産規模は日本が約 670 億ドル、アメリカが約 610 億ドル、ヨーロッパが約 400 億ドル、アジアが約 490 億ドルと日本の生産能力は決して劣っているわけではない⁽³⁾。だが、先進国やアジア系中進国などの開発競争の結果であって、さらに商品開発の競争の必要性は忘れてはならないのである。

商品開発の展開には、二つのポイントがあった。①ソフト化、サービス化、ネットワーク化、②マイクロ・インテリジェント化、である。この二つのポイントを考慮しながら次世代つまり、21 世紀における企業の新展開は世界をリードする先端技術の開発、そのサービス化を世界に向けて実用化することであった。もちろん、総合力によるシナジーの発揮とグローバルなネットワーク・アンド・アライアンス (N & A) を図っていくことであろう。このことは日本の今後への通信産業の発展への最大の課題であるといえる。そのために、次のことを考えなければならない。上述のとおり、最大の課題は先進技術力に向けた技術と経営である。その課題は三つある。①研究所と他の部署との緊密な関係が必要、②広範囲な研究開発の促進、③研究者の育成と評価、である。

①では、企業の事業部は今日、明日を、研究所は明日、明後日をテーマに事業展開している。研究成果をどのような形で製品化へ展開していくかである。研究成果をいかに製品化し、市場へ送り込むかなどを検討する場の必要性、技術戦略交流会議や社内の受託研究制度の受注研究、さらに各種のプロジェクトなど互いに協力できる体制を確立し、会社全体に反映させ浸透させることである。また、大学と国立の研究所と民間の研究所との協力体制による産学官の一体化体制の重要性と必要性が考えられる。

②では、広範囲な研究開発の推進である。欧米に比較し、日本は基礎研究が遅れている。この遅れを独自で取り戻すには数十年の歳月が必要であり、少しでも速く遅れを取り戻すためには各国の協力が必要不可欠である。例えば、海外に研究所を設立し、その国の企業あるいは国家レベルの研究者、研究所などと協力し合うことで、遅れを取り戻すことができるのである。もちろん、その時、大切なことはその国の文化を尊重し、速く社会にとけ込むことである。できるかぎりの情報の共有と自分の保持している情報の公開である。もちろん、その企業の理念も外国人に知ってもらうことである。

③では、企業経営は人間としての能力を尊重し、育成し、さらに活用することである。能力は素質と教育の中から生まれるものであり、自己の努力あって存在するものであると考える。その素質を見いだすこと、そして、適性を種類別することがこれからの技術戦略、そして経営戦略にとって必要であると考え。また、評価（知的生産の評価）は時系列的に見た評価ではなく、成果による評価、すなわち裁量評価である。ただし、その評価基準がむずかしい問題である。例えば、パテント、ペーパー、パフォーマンスなどで評価が可能である。全てにおいて、今まで行っていない。怠っていたこと速やかに行動を起こし、その結果から改善に取り組み、常にそこには各自や各企業の目的と目的達成への道のりが開けていると確信するものである。前述した3つの課題は、経営・経済活動および、その活動の展開の変化からでも理解できる。また、情報技術の発展、つまりコンピュータ史の一部でも若干把握することができる。世界最初のコンピュータは、1946年、ペンシルバニア大学のモークリ、エッカートらによって開発された。後に、この技術的成果が一つの会社設立へと動くことにもなる。1951年、米国政府の人口統計局へ統計機械の商品化した第1号機が納入された。パンチカードシステムに代表されるように、コンピュータを利活用した事務体系の考え方もこの時期に生まれはじめていたのである。もち

ろん、パンチカードシステムのメーカーはIBMであり、コンピュータメーカーとして、世の中に名前を知られることになる。IBMは、1964年に発表したコンピュータは、科学技術計算や事務処理用に適した汎用コンピュータで、その後はコンピュータの世界市場の独占的地位までも築きあげたのである。

企業の側面から観ると、市場にない「モノ」を逸早く発明し、また開発すること、そして、商用ベースに乗せることなど「先手必勝」の考え方こそ組織体の業界内の優位性を確保でき、さらに商品開発や安定した経営へと進むことができる。また、これらコンピュータの開発において従来から着目しなければならないのは、「数の概念」と「数学者」の存在である。それは、コンピュータの内部は「数」という一種の「記号」であり、「暗号」である。「記号」や「暗号」は業務処理において抜群の能力を発揮する。その能力の一つとして効率性や生産性などがあり、特に処理の速さの点では特徴ともいえる。また、処理手順が簡素化できる。これらの能力を経営・経済の中で利活用することは、活動とその内容の変化および展開の速さが増すことでもある。

以上の史的展開は、コンピュータの発明と発展、そして今日の先端技術の代表とされるインターネットにもみられるように商用化への出発点が米国で、さらに通信技術によるネットワークの向上に寄与するのが日本であろう。また、この事実関係は文化的側面から異なった文化圏の違いも根底に存在する。

一方、情報技術（IT）の変化に伴い、従来の機械化のような「何も考えなくても、決まりきった仕事だけを行う」という業務体系が大きく変わる。全ての従業員は、自分に直接的あるいは間接的に接する部署の業務内容について把握し、理解し、各部署が全体のしくみの中でどのような機能と役割を果たしているか、全体を網羅する動的な把握、理解、認識、そして情報を得なければならない。このことを満たすためには、全ての従業

員が十分な管理知識の教育水準と十分な情報、および決定能力を持つことが要求される。従業員の知的水準や情報の水準の向上が産業だけでなく、社会全体に影響を与える。すなわち、機械的、定型的、反復的な仕事などの単純労働の多くはソフトウェア化され、工場やオフィスから姿を消すこととなる。さらに、本来配属されている仕事場の業務内容以外の業務が、密接に関係がある場合、業務間の関係性が増え、仕事の境界がなくなり、柔軟性と適応性がより一層必要となる。また、一方では通信の分野でもパーソナルコミュニケーションとマスコミュニケーションを統合しネットワークコミュニケーションという新しい形態が形成される。このネットワークコミュニケーションはマルチメディアに相当し、個人が様々な技術とシステムで世界的、地域的、組織的規模で進めており、その活動が各個人の情報選択、正確な情報の取得・発信に役立ち、さらにネットワークの基礎能力に寄与している。そこには、管理する者と管理される者との境界がなくなり、それによって社会の構造に影響を与え、以前より言われている「情報を持つ者が世界を支配する」考えではなく「全ての人達が支配する」ことにほかならない。つまり、新しい社会のしくみと新しい市場経済の考えに共通するところがある^{(4),(5)}。

社会のしくみが増進していると同時にコンピュータもますます高度化へ進歩している。そして、この背景の中でシステムも大規模化し、周りの環境に適応したモノへの実現を目指さなければならないと考える。その事例として、周りの環境に適応したモノへの実現の限界に対して、今後の技術開発の期待とその方向性が試される分野がデバイスの分野である。この分野では、1チップ当たりが1ギガビットメモリのレベルの超LSIが実用化され、数センチ角の書き換え可能な100ギガビットランダムアクセス（半導体）メモリが実用化される。このことは、重要な意味を持ち、高い評価を得ている。それは、高密度であり、記憶されるデータ量も増える。つまり、小型・軽量化と低コスト生産が実現される。多くの原材料を使わず少

ない量で商品化できる利点がある。

最近の動向では光学的メモリが登場しているが、しかし安全性を重視するならば機械的アクセスを含むメモリの技術開発はまだまだ進むと考えられる。なぜならメモリの重視すべきところは、第一に安全性、そして高品質などところである。それに比べ光学的メモリは、従来のメモリより安全性に欠ける。また、記憶容量の側面から分子レベルで大量の情報が 10^{12} ビット/cm 以上記憶され、読み出しが可能となる技術が開発されるだろう。しかし、超格子を用いた論理素子が普及する可能性は低い。それは、物理現象としては興味深いのが数の壁（集積度の物理的限界）があり、この壁を破るためにはブレイクスルーがまだ見極めできないからである。だが、半導体メモリに限ると既存技術の延長により 10 ナノメートルの最小寸法をもつパターンが自由に加工できる。技術開発のノウハウを知っていることから改良・改善は容易に可能で、しかも短い期間で達成するだろう。その反面、画期的な従来になかったメモリはその分遠のくことになるかもしれない。メモリは、コンピュータの中央処理装置では、重要な役割と機能を持っている。当然のことながらデータの処理速度（処理時間の短縮）の高速化はコンピュータなどから構成されているコンピュータ・システムが、大きくなればなるほど処理速度が向上しなければ大量データを決められた時間内に処理が終わらないということになる。もう一つ問題になるのは周辺機器である。同様に各装置がそれぞれの持っている役割と機能が果たせるようにしなければならない。

以上、産業界の動向に関し、様々な視点・分野から考察を試みた。その中では、商品開発、商品を作るための技術開発、そして商品の原材料とその原材料の特性等が十分なものでなければならない。これが雇用の創出、産業の変化、企業の価値にほかならない。起業しても商品開発し商品が完成しても、はじめから制限があることである。すなわち、テーマの限界がそこに生じていることに気づかないといけない。そして、それらを超えら

れるモノがIT活用型社会であり、その中心がスマート社会という呼び名で示されているモノである。

3. IT活用型社会の形成の再認識

IT活用型社会では、インターネットの利用率が100%である環境を意味する。つまり、コンピュータの普及が社会全体に浸透したことを意味する。特に、個人の利用は利便性、経済性、持ち運びが便利なコンパクトなモノが主である。それが携帯電話や携帯情報端末である。システム手帳ぐらいの大きさで電話、メール、インターネット、スケジュール、さらにワープロ、表計算などのソフトが使える。インターネットが利用できる環境は様々に多様化している。情報社会やIT活用型社会で見られる一部の光景であろう。それは、コンピュータだけに依存するのではなく、個人が選択しながら生活の中で活かしているからである。このことは、ここ数年、携帯電話の売上げが伸びていることでコンピュータだけに依存していないことが分かる。インターネットの利用法がコンピュータ依存から他の道具や機器に利用が拡大することは、低価格パソコンの出現、格安サービスなどインターネットの業界も新しい商品に対し迅速に対応しなければならない。

社会や環境の変化が技術の進歩の結果に現れてくることは明らかである。また、社会的価値、意味が媒介となることも当然である。これらのことを踏まえながら、もし新しい技術が生活に浸透し、一つの文化として特定の社会的性格、価値、意味が形成されるのであれば生活は社会にしたがうことになる。IT活用型社会の形成に必要かつ重要なことは、認識することが多くあり、その認識が社会・生活からの文化的経験までに影響を大きく受けているということである。また、人間の行動による自己認識の重要性も示している。さらに、IT活用型社会の形成の中で必要不可欠なもの

して「情報空間」の存在である⁽⁶⁾。情報空間は平面的虚像の社会で現実の世界とは異なった世界であり、従来から指摘されている「二次元な情報の文化的経験は影響を与えているのか」に対し IT 活用型社会が答えを導いていると考える⁽⁷⁾。また「知性と教養に深く係わるのか」に対しては情報空間の作成者側にはある高度な技術が世の中を支配していくと推測する^{(8),(9)}。その中で、これから人間の個や集団、組織体など、また多様な文化・習慣・価値観など複雑な社会背景や社会環境をさらに生み出し、IT 活用型社会から IT 社会への形成に至ったと、はじめて実感すると考える。

インターネット時代に入り、企業の生き残る道は険しいものがあった。企業の将来を占う意味で「株式時価総額」が重要な意味を持つ。なぜなら、「企業の価値を計る指標である」からで株式の時価総額を上げることが企業価値を上げることであった。2000年の時点で、その株式時価総額を大幅に上げた企業がある。これらの企業の特徴は、①明確な成長戦略モデルの構築、②自社の事業の強み（コンプライアンス）を絞り込み、③経営資源の集中、戦略モデルに沿ってスピーディーに自己革新する経営のスタイル、の三点に集約され、キーワードは大胆な事業展開と組織再編、IT（情報技術）の利用である。ちなみに2000年は国内投資家の最も評価が高かったのが携帯電話事業のNTTドコモであった。その理由は携帯電話契約数の急増で連結決算における経営の高い伸びが評価を得た。PHSも含めた移動体通信端末の2000年末契約件数が6,000万件になり、成長限界に近づくと推測している（当時の分析では……）。契約件数の限界が見えた（2000年）業界の動向から「データ通信サービス」の「iモード」を導入し、ヒットした。それが携帯電話の付加価値を高めたことになる。これにより、新しいビジネスの展開が始まった。一つは電子商取引、もう一つは画像伝送などのマルチメディアへの対応である。

ITを活用した代表的な事例は、事例1として「イトーヨーカ堂」が自ら決済銀行の設立を考えていた。それはセブン銀行である。イトーヨーカ

堂の子会社の「セブン・イレブン」は全国約 8,000 の店舗に ATM を設置する戦略を考えていた。セブン・イレブンの ATM の導入の利点は、①24 時間営業、②年中無休、③金融業務の展開、④ネットによる書籍販売、などが挙げられる。

事例 2 としては「ソニー」も IT を柱に新しい事業に展開を観る。「商法改正」で新たに認められた「株式交換」による M&A（合併・買収）手法を利用し、レコード業界大手の SME（ソニーミュージックエンターテイメント）など上場 3 社を完全子会社化し上場を廃止、インターネット事業に経営資源を集中する方針を立てて行った。その他、電子証券取引所の「マネックス証券」やコンビニエンスストアの店頭を活用する一般消費者向け電子商取引の設立、家電製品をインターネットで直接販売する「ソニースタイル・ドットコム」、さらに家庭用ゲーム機の「ソニーコンピュータエンターテイメント」が「プレイステーション」の後継機をインターネットの端末に活用し、個人向け電子商取引を実現させた「プレイステーション・ドットコム」など様々な事業の展開を観る。2000 年当時、ソニーの出井社長は「世はインターネット時代。e-SONY（ネットビジネスのソニー）に生まれ変わる」と宣言した。

事例 3 として「ソフトバンク」である。ソフトバンクの孫正義社長は「インターネット財閥を目指す」と宣言。ソフトバンクは事業展開する際に目標を絞り込む戦略を取った。その一つに国内・海外のインターネット関連のベンチャー企業に対して投資を行いベンチャー企業育成への支援を続けている。ソフトバンクではヤフーのような株価が 1 億円になった企業をはじめ、さらに成長が予想される企業、あるいはヤフーのように期待する企業も少なくない。2000 年当時、ソフトバンクは米国店頭株式市場（ナスダック）、大阪証券取引所と組んで 6 月に開設するベンチャー市場・ナスダック・ジャパンにソフトバンクの系列 IT 企業を株式公開する方針で大きなキャピタルゲインを手にする可能性が高いと言われていた。これ

もソフトバンク自社グループを取り込んで企業価値を上げるための戦略の一つである。業界や関係団体はソフトバンク同様に考え、次の展開予測がソフトバンクへの期待感へ変わりソフトバンクの時価総額を15倍の10兆円に変化した。1981年に設立した若い企業であるが時価総額から観た場合、投資家が企業を見た場合、企業の価値が時価総額で鮮明に現れていることになる。企業の価値が「ある、ない」は、企業経営の戦略性の重要さと企業の強弱、明暗を分ける要因であることが分かる。さらに、株式の時価総額が上げることによって株を保有している企業、団体、個人への利益が増すことにもなることに注視しなければならない。

日本のコンピュータ産業の中心的存在であるメーカーとして常に業界の先頭に、先進的なハードウェアの開発とソフトウェアの開発に従事してきた富士通と日立の事例を挙げる。

この両社は日本のコンピュータ産業育成に尽くした企業である。他には日本電気、三菱電機、沖電気、東芝の4社を含めて6社であった。1980年頃のコンピュータ開発メーカー6社の共通するところは、「発電所の建設」などを行っている企業であった。

その中で、富士通と日立の事例としては、富士通は1999年「エブリシング・オン・ザ・インターネット」をキャッチフレーズに自社の持っている資源を合わせ、ハードウェアとソフトウェア、そしてサービスを組み合わせ、問題解決のためのソリューション型のインターネット事業へ事業展開することを発表した。富士通は三つの資源を統合し活用することでビジネスとしての収益性が高まると判断した。その後の戦略施策が「インターネットの勝ち組」の地位を確実にした。富士通に比べ日立（「日立製作所」の略称）は目立った動きが無かった。「動」の富士通に対し「静」の日立と評価され、企業の強さと弱さがはっきり示された事例である。つまり、企業の新しい事業展開が第三者から観て、新しいビジネスになりそう、仮にならなくても新ビジネスに繋がるものであれば、投資家はその企業に投

資しはじめ株式時価総額が増え、企業価値が付き、評価も上がった結果として受け止められる。これらの企業の特徴点は「企業経営においてスピード経営が企業戦略になっていること。そしてIT関連の企業であること」である。これらの特徴は「世の中の変化を読み取る」「迅速な対応」がポイントになっている。企業の価値評価を上げる要因と考えられる。また、企業の価値評価が上がった企業の共通する点は「従来の規制に保護されている業界で内需型企業」である。反対に「市場の競争原理が働かない」また、自分たちで変革が苦手で経営への努力が難しい企業もある。その企業は、時価総額を下げることになる。したがって、世の中の変化に適応した企業は、時価総額を上げた企業の「ビジネスモデル」に示され評価され、企業価値を高め、成功した企業（勝ち組み）の事例として紹介される。低迷している企業が一気に飛躍するチャンスも秘めていると考える。

21世紀に入り、バブル期の後遺症が長く続き、その間欧米の企業が様々な形で事業に取り組んでいた。韓国では経済の立て直しが速かったためか、日本の企業が負の遺産の処理の間、半導体・IT関連企業が少しずつ力を取り戻す結果となった。しかし、現在では、主要の韓国企業は外国人投資家が巨額の投資を行い、その企業の多くは株式51%以上を保有している。つまり、景気が落ち込み売上が伸びず赤字が続くと投資家もそこから去っていくことになる（企業倒産の確率が高い）。日本の場合は他国に比べて負の遺産が少し多かったことが日本企業の遅れと欧米・近隣国の企業との差が現れた結果となった。しかし、その分外国人投資家による投資が日本人投資家に比べて少ない。バブル期が過ぎ、ITを中核とする社会が進展し、各企業がうまく流れに乗ったのである。日本企業は流れに乗ったのが少し遅かっただけで、今では以外と日本人が知らないだけで従来の企業力並に戻っている（2007年）。

IT社会では従来のようにはいかないことを企業自身が感じ取ったと考える。つまり、価値観が多様化し、消費者・顧客が商品を吟味し選んでい

く時代である。従来のような店頭に新しい商品が販売されていても買うということとはしなくなった。企業も様々なことがあって自己意識が変わったが消費者・顧客層も同様に商品に対する意識が従来に比べ高まったのである。つまり、社会全体が変わった証しである。本業の業界では米国が一步進んでいるが、IT社会はコンピュータが日常生活の中に浸透し利用している。もちろん、使い方には、困る人も少ない。そういう意味では、日本のコンピュータメーカーは、米国に劣るところがなく、そして各社員はむしろ負けない自信を持っているようである。これは「コンピュータ産業史」からも言えることである。そのためには、企業の成長戦略モデルとして何が重要で大切かを知ることであり、IT社会では、コンピュータが企業にとって重要かつ大切なモノであり「経営資源」の要素と言えるのである。

事例4として、富士通のIT活用型社会への考え方を観ることにする。

富士通はIT以外の競争力としての条件が「経営資源」でどのように有効活用できるか、考えている。意思決定やその決定に対する行動が迅速に対応できなくてはならない。そのために、企業は組織の命令、伝達などのしくみやルールが合議制やボトムアップではなく、速い対応が取りやすい「強いリーダーシップとトップダウン方式」にし迅速な経営体制にあらためる必要がある。しかし、そのような状況の中で経営資源の「ヒト、モノ、カネ」は、①ヒト：完全にリタイアするまで使い切る雇用。その他に再教育して配置転換、定年退職者への再雇用と新規事業の開拓を行う。（日本は米国のように労働市場の流動性が高くない）②モノとカネ：コアコンピタンスの強化と選択、そして集中し過剰な部分の削減と絞り込み。グローバル企業では物事はグローバルに考えながら再編と競争力向上のための企業体質の強化が必要である。さらに、「M&A」を企業の成長戦略モデルの中に組み込みながら経営資源の有効活用を追求する（2007年）こと。ただし、忘れてはならないのは「何のために行うのか」「動機づけの明確化」などが必要である。つまり、一つの事業からの他事業への相乗効果も

考えることでもある。富士通は「エブリシング・オン・ザ・インターネット」を事業の戦略として宣言したのである。この中にはこれまでに「日興証券とのインターネット証券事業」「さくら銀行とのインターネット専門銀行事業」など様々な事業がここに集められているのである。もはやコンピュータはエンジンで使ってどうするのが重要である。日本のコンピュータメーカーの使いこなす力は世界トップレベルに位置している。特に、製造業はハイレベルで、銀行の勘定系システムの精細さは世界のトップである。産業の活性化と競争力強化、システムの効率化などの技術は様々な面で利用ができる。

以上から、IT 活用型社会の形成の再認識が得られたと考える。IT を駆使して仕事、生活に活用しより良い生活を過ごすことが望ましい。

4. IT 活用型社会とスマート社会（事例から）

4.1 スマートグリッドの産業技術

スマートグリッドは「賢い送配電網」を意味するが様々なビジネスへの発展が期待されている。例えば、電力会社や重電メーカーのみならず、情報通信会社、家電、住宅、自動車メーカーなど多種多様なプレーヤーが参画し、世界各地で多額の資金をかけた実証事業が行われ、世界的ブームともいえる現象を引き起こしている。スマートグリッドの定義は必ずしも明確ではないが、あえて一言で述べると、送配電網と情報網の高度融合ネットワーク（図1を参照のこと。出所：経済産業省のHPより引用）であり、その目的は、①需要のスマート化（省エネと節電など）、②再生可能エネルギー電源の普及拡大、③送配電網の高度化、の三つに大別できる。最近では、スマートコミュニティ（図2を参照のこと）なども構想として考えられている^{(10),(11)}。

日本では、東日本大震災前に太陽光発電を導入する政府目標（2020年

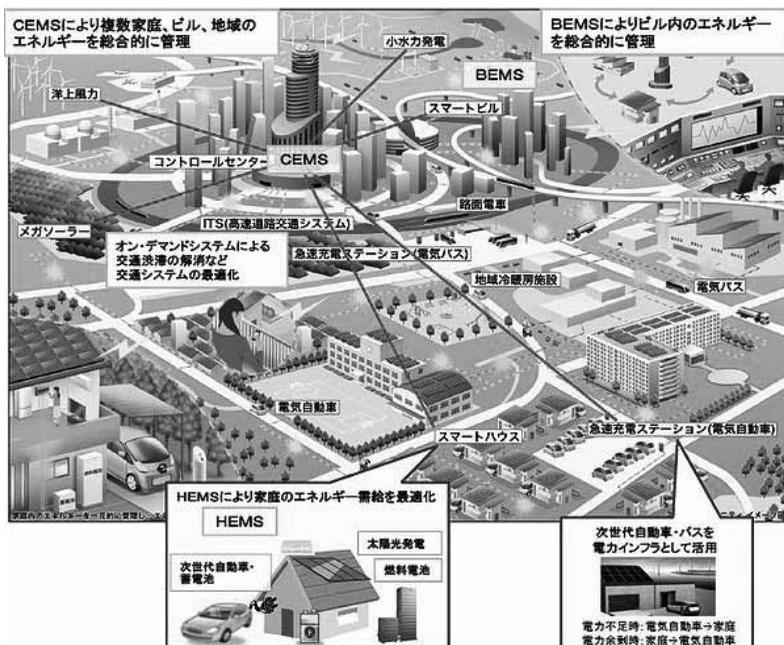


図1 スマートグリッド（送配電網と情報網の高度融合ネットワーク）

までに 2,800 万 kW。2030 年までに 5,300 万 kW）を達成するために、気象により発電出力が大きく変動することで不安定化する電力システムを、安価に、化石燃料消費を減らすとともに、電気料金の上昇を抑制するため、「デマンドレスポンスによるピーク需要の抑制」, 「省エネの推進」, 「送配電網の高度化」, 「再生可能エネルギー電源の普及拡大」, などをこれまで以上に進めていく必要がある、その社会基盤としてスマートグリッドが期待されている⁽¹²⁾。

一方で、スマートグリッドという巨大なシステムにおいて最適なエネルギー管理を実現するためには、スマートメータ、エネルギーマネジメントシステムデマンドレスポンス、蓄電池、次世代送配電系統制御等、スマートグリッドを支える様々な技術が必要となってくる。

ここでは、①需要のスマート化、②再生可能エネルギー電源の普及拡大、③送配電網の高度化というスマートグリッドの三つの目的に照らし合わせながら、スマートグリッドとその実現を支える技術について概説する⁽¹³⁾。これらの技術は IT の活用によって確立するものである。



出所：経済産業省 HP より。

図2 スマートコミュニケーションのイメージ

(1) 需要のスマート化

① 省エネの推進

次世代の電力量計はスマートメータと呼ばれ、30分間隔などの周期的な検針機能、双方向通信機能、遠隔開閉機能などを有している。これが普及すると、需要家が自らの電気の使用状況を細かく把握できるようになり、エネルギー全般に対する省エネ対策となる。また、ライフスタイルへの転換が図られるとともに、エネルギー消費の少ない機器への買い替えが進むことが期待される。さらに、エネルギーマネジメントシステムが、ビルや住宅などで普及すれば、太陽光、ヒートポンプ式給湯機、電気自動車、蓄電池などの機器を最適制御し、生活の質の向上と省エネ対策の両方を図る

ことが可能である。

② デマンドレスポンスによるピーク需要の抑制

従来、電力会社は需要を所与のものとして、ベース需要には経済的な原子力発電や石炭火力発電、ピーク需要には素早く対応できる水力発電や石油火力発電、ミドル需要にはガス火力発電など、それぞれの特徴を活かした発電所を建設し、社会環境が変化するようすや需要に合わせて、これらを組み合わせて最適な状態で運転することにより、効率的・経済的に需給されていた。これには、需要側を管理・制御することにより、電力システム全体の効率性を向上させ、電気料金の低廉化を目指す取り組みが行われ、それがデマンドサイドマネジメントである。そして、需給状況に応じて、電気料金の改定など、需要を調整することをデマンドレスポンス（需要応答）という。日本では、これまでも季節別時間帯別の発電コストを反映しピーク時間帯には高価格、オフピーク時間帯には低価格の料金を適用することで、需要家によるピーク需要の抑制を行ってきた。負荷平準化を促す取り組みが行われており、一般家庭にもオール電化の需要家を中心に電気利用の選択・利用され、年間の負荷率の改善が図られてきた（現在、需要家全体の約8%に相当する約600万軒が利用）。また、ピーク時の需要抑制の取り組みとして、電気料金の割引を受ける代わりに計画的に平日昼間から夜間、休日などに電気の使用を振り替える、あるいは需給逼迫時に一時的に使用電力を抑制する需給調整契約が大口需要家との間で結ばれてきている。しかしながら、今後も火力発電所の新增設や高コスト電源の稼働により原子力発電を代替していく場合には、CO₂・化石燃料の消費が増加し、電気料金が上昇する恐れがあるため、これまで以上に、多様な時間帯別料金メニューやデマンドレスポンス、省エネに取り組む必要がある。デマンドレスポンスは、EV、蓄電池などの蓄エネルギー機器やEMSの普及により、必要性や効果が大きくなるため、省エネにも資するこれらの機器の普及を図りながら、活用することが有効である。

(2) 再生可能エネルギー電源の普及拡大

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー電源は個々の出力変動は大きいものの、それらを大きな集団でとらえることにより「ならし効果」が現れ、全体の出力変動を抑制することができる。一方、蓄電池を導入することで、余剰電力を蓄えたり、変動分を吸収したりすることにより、再生可能なエネルギー電源の欠点である出力不安定性を解消しつつ、得られた電気をいつでも利活用できる利点が生まれる。今後、蓄電池は、電力システムだけでなくビルや住宅などの需要家サイドにおいて、デマンドレスポンスも含めたさまざまな用途で普及する可能性がある。需要家が使っていない時間帯に膨大な数の蓄電池（電気自動車も含む）の一部を借用利用できれば再生可能エネルギー電源の普及拡大と需要家サイドへの蓄電池普及の双方に利点をもたらす可能性がある。今後、蓄電池の性能向上とともに、電力システムにおける利用技術の開発を進める必要がある。

(3) 送配電網の高度化

今後の需要のスマート化に伴い、これまでとは違う需要側の負荷変動が生じることに加え、2012年7月から始まった再生可能なエネルギー固定価格買い取り制度により、今後更なる再生可能エネルギー電源の普及拡大が進展していくことが予想される。送配電網に対して、供給側と需要側の双方が分散した形で電力の出し入れを頻繁に行うようになってくる中で、発生するさまざまな電力変動に対し、需要家の電力品質（電圧と周波数に関する信頼度）を維持するために、次世代送配電系統最適制御技術などの送配電網の高度化技術を活用していくことが極めて重要となってくる。日本では、今後、供給側と需要側の双方に大きな変化が予想されているが、これらに対して供給側と需要側の資源や送配電網を最大限に活用して、信頼や環境、および経済性を向上させることがスマートグリッドとその技術に期待されていることである。既存の火力発電、揚水発電を含む水力発電、

送配電網の調整力を最大限利用した上で、発電から需要に至るさまざまな対策、具体的には、「再生可能エネルギー電源の制御」、「火力・水力発電所の運用性向上」、「送配電網の高度化」、「デマンドレスポンスの活用」、「蓄電池の設置・利用」などの対策の中から、将来性も踏まえながら費用対効果の高いものを組み合わせて実施していくことが必要となる。需要のスマート化技術の標準化など、新規技術を国際標準に照らし合わせてどう普及拡大していくのかという視点も重要であろう。今後の技術の進展に期待したい。

4.2 エクサビットの光通信技術

(1) 光通信

今日のグローバルな情報通信網を支える光通信技術は、光増幅器と波長多重技術の実用化により、大容量通信を達成した。しかし、その一方で、国内のインターネットトラフィックは2009年に1 Tbit/secに達した後も年率40%の勢いで増加の一途をたどっており、この伸び率で見積もると20年後には1,000倍の容量の光通信インフラを維持する必要がある。

しかし、光通信の伝送容量は、2001年に光ファイバー1本当たり10 Tbit/secを達成して以来、その伸びはこの10年間で飽和状態を呈してきた。この問題点としては、挿入パワーの増大に伴う非線形光学効果の顕在化、高い入射パワーによってファイバーそのものが損傷するファイバーフューズ、更には光増幅器の帯域限界が大きな課題として浮かび上がってきている。

このような背景のもと、我が国では世界に先駆け、2008年1月から「光通信インフラの飛躍的な高度化に関する研究会（EXAT: Extremely Advanced Transmission 研究会）」を立ち上げ、20名以上の産学官の研究者との間で、現状技術の限界や萌芽技術の把握、今後の技術課題を詳細に検討してきた。その中で浮かび上がってきたのは、

- 1) 無線に匹敵する高い周波数利用効率を実現するための超多値コヒーレント伝送技術 (Multi-levelD)
- 2) パワー限界を打破するための空間多重伝送用マルチコアファイバ技術 (Multi-core 1)
- 3) モード多重により容量を拡大するためのマルチモード制御技術 (Multi-mode)

の「三つの M」の技術である。

ここでは、詳細は示さないが、上記の三つの高度化技術がこれからの光通信をリードする。その容量が、ペタ (10^{15})～エクサ (10^{18}) ビットへの大容量化に向けた将来の目標がある。光通信インフラの飛躍的な高度化技術における多値変調を用いた高密度化技術」につながる。最近の光通信では、限られた帯域の中で伝送容量を増大させるために、超多値コヒーレント伝送技術の研究が急速に進展している。

(2) データマイニング技術 — 規則性を抽出する→品質管理と省エネ制御

データマイニングとは、人間がコンピュータのデータの蓄積能力および計算能力を借りて、膨大かつ複雑なデータから有用な知識、規則性、要素間の対応関連を見つけだす作業である。近年、データマイニング技術は、急速に発展し、さまざまな分野で普及してきた。

データマイニング技術の適用は、最初は、流通業、小売業、金融業などであったが、近年、マイニング技術の製造業への適用が急速に増え。製造業の製造過程、制御、メンテナンス、品質改善、欠陥検出、エンジニアリングから、顧客管理 (CRM)、意思決定まで広範に適用され、その有効性が実証されつつある。データマイニングシステム開発者の観点から、製造業の品質管理および省エネ制御への適用シナリオを通して、データマイニング基礎技術を知る必要がある。データマイニングプロセスの基本を理解し、次に製造業の品質改善、製品の製造制御、エネルギー (省エネ) 分野

への適用を期待したい。

次に、マイニングプロセスの基礎について示すことにする。

「明日の最高気温は何度になるか」と聞かれたときに、気温に影響を与える要因が未知のものを含め、数多く存在するので、これらの不確実な要因から、ピンポイント的に「明日の最高気温は 25.4℃」と言い当てることは非常に難しい。そこで、日本の最高、最低気温の公式記録から、明日の最高気温が「-41℃~409℃の間にある確率がかなり高い」と答えることにはだれも反対しないだろう（質問された人がその答えを期待しているのか、どうかは別問題だが）。この推定範囲があまりにも広すぎるのであれば、質問された場所、例えば、東京であれば、公式記録は、「-92℃~39.5℃」の範囲であり、それに季節、周辺地域の気象状況などの条件を加えることによって、その推定範囲をさらに狭めていくことになる。しかしこの範囲はあくまで確率的な推定であり、明日の最高気温がその範囲から外れるような状況も低確率ながらあり得る。推定範囲を狭めるために膨大かつ複雑な各種気象データから、最高気温に関連のあるものを抽出して、そこから、「明日の最高気温の範囲」を推定することが、マイニングプロセスの基本的な考え方である。例として下記に示す。

データマイニングプロセスは主に次のステップを含む。

1) 適用対象ドメインと目標の明確化

まず何をしたいのかを明確にする。例えば、半導体製造のシリコンウェハの歩留まりに影響する要因を知りたいとか、製造ラインの故障診断、生産計画に必要な不可欠な需要予測・製造工程の最適制御をしたのかなどを明確にする。

2) データ収集

さまざまなデータの格納先（DB システム、CAD、CAM、MRP、ERP システム）から、マイニング目的に適したデータを選択。収集。統合する。有効なマイニングを行うためには、目的に適した精度の高

いデータ（例えば気温に関連する記録）を選択，収集することが必要不可欠である。ここでのデータの良し悪しがマイニングの成功を左右する決定的なファクタである。データマイニング作業の90%がデータ準備にあるといっても過言ではない。

3) データ加工

取得されたデータを分析に適した形式にするために，データの整理，整頓を行う。具体的には，データに含まれる欠損値やはずれ値を補てん，もしくは除外する。分析に適さない内容の除外，単位の統一，規格化などを行う。

4) マイニング

ここまできて初めてデータマイニングの核心部分に入る。主に，マイニングアルゴリズムを選択し，データから有用なパターンを抽出したり，モデルを作成したり，仮説を立てたり，必要なデータを抽出したりする。

5) 結果表示

意思決定者に分かりやすい形で，抽出された知識をレポートしたり，モデルを生産制御システムへ展開したりする。通常，マイニング対象データ（収集，加工済み）は，表のようなテーブル形式で表す。

以上，これらの技術は，光通信技術とつなげることで，光ファイバーの特徴である高速化，正確さ，などこの技術を有効に利用でき，つまり「データマイニング技術」と組みあわせて利用することで効果が期待できるのである。

5. おわりに — 今後の課題 —

以上，産業界の動向について情報産業を中心に考察した。また，IT活用型社会の形成の再認識は，重要な課題項目である⁽¹⁴⁾。そして，IT活用

型社会とスマート社会との関係などが、雇用の創出、産業の変化、企業価値へどのようにつながるのか、ということある。本稿では、最後にほんの少し触れたスマート社会実現のために既に各地で実装実験が進んでいるモノもあれば、これから実施する項目もある。いずれにしてもここで示した様々な技術は、ITとの結合により実現が可能になるものである。そして、工学系学術団体では、十分に把握し理解されているものである。その中で、次のことについて、触れる。

サービス産業、第3次・4次産業を中心に、技術革新によるモノへの変化が技術・知識に集約され、資本と労働の関係が、技術と知識に移りかわり社会の資源として利用されている社会」と位置づけた。この変化は企業の経営活動が従来の考え方から新たな考え方へ変えざるを得ないことである。数々の成功事例から企業が目標を定め、その目標が達成する戦術を探索し、データによるシミュレーションを行い、その結果よりモデルが作成可能になる。

一方、現在は、情報と通信、そしてメディアが集束した結果として生まれる市場が、その将来も成長し生き続けるには、実現するための鍵がある。それは技術革新である。マーケット・リサーチによれば、開発期間が5年に満たないような革新的な製品によって生み出される利益は、今後ますます増加していく。それは、研究開発に多くの投資を必要とすることである。当然、そのためには慎重に、かつ徹底的な技術革新についての管理を行っていくことである。それが欠けると製品開発や技術の進歩は間違った方向へ向かう可能性がある。

産業界の動向に関し、様々な視点・分野から考察を試みた。その中では、商品開発、商品を作るための技術開発、そして商品の原材料とその原材料の特性等が十分なものでなければならない。これが雇用の創出、産業の変化、企業の価値にほかならない。起業しても商品開発し商品が完成しても、はじめから制限があることである。

さらに、社会の変化に適応できる能力と組織構造の構築を考え場合、企業活動をはじめあらゆる分野の活性化を引き出すことが重要になる。本稿では、過去数回に渡り技術革新が企業の競争力強化と活性化の一つと指摘したが、その一つとして通信技術と情報技術の発達、企業の経営戦略・戦術に大きな変化をもたらしている。同時にこれらの技術の発達に伴う新しいルールや秩序の必要性がある。また、技術の発達に伴うシステムの規模の拡大や高い信頼性があり、かつ柔軟性がある社会がよりよく生きるための手段・方法としてスマート社会という枠の中で新しい技術革新が発生していると考え。そして、今後の課題としたい。

謝辞

最後に、本稿は、平成 25 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究成果の一部である。そして、このような研究活動に対し、大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

参考文献（資料含む）および引用文献

- (1) 後藤玉夫「情報基礎論」創成社、p.106.
- (2) S. Kanayama, "The Computerization of Management Strategy Fundamental Concepts," *Bulletin of Tokohagakuen Fuji Junior College*, 5, 1995, pp. 251-253; Hatten, K. and M. Hatten, *Strategic Management*, Prentice-Hall, 1987, p. 1.
- (3) 八木 勤編「2000年のマルチメディア市場」『コンピュータピア』Vol. 28, No. 335, コンピュータ・エージ社, 1994年, pp. 42-47.
- (4) H. Miyamoto, H. Fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific Region Countries," *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- (5) 拙稿「携帯ナビゲーションシステムについての事例研究(1)」『経営経理研究』第97号, 拓殖大学経営経理研究所, 2013年.
- (6) 拙稿「雇用の創出と産業の変化及び起業価値(1)」『経営経理研究』第98

- 号, 拓殖大学経営経理研究所, 2013 年。
- (7) 拙稿「情報伝達に関するイメージ連携機構」『語学研究』第 94 号, 拓殖大学言語文化研究所, 2000 年。
 - (8) 拙稿「情報伝達に関するイメージ連携機構(2)」『語学研究』第 100 号, 拓殖大学言語文化研究所, 2002 年。
 - (9) 拙稿「言語メディアの情報フロンティアとしての役割」『語学研究』第 105 号, 拓殖大学言語文化研究所, 2004 年。
 - (10) URL: <http://www.meti.go.jp/>
 - (11) URL: http://www.meti.go.jp/policy/emergy_community
 - (12) 経済産業省「次世代送配電システム制度検討会第 1 ワーキング研究会報告」経済産業省, 2011 年。
 - (13) 経済産業省「次世代送配電ネットワーク研究会報告」経済産業省, 2010 年。
 - (14) 金山茂雄『知覚に関する情報処理環境の変化と意識』PC ユーザ利用技術協会, 2005 年。

(原稿受付 2014 年 6 月 24 日)

地域産業と地域ブランドに関する研究

今村 哲

要 約

地域産業は、主として、自然的・風土的規定の上に歴史が反映されて形成されたものであり、地域に密着した産業である。地域にとって、地域産業は生産と消費の活力であり、コミュニティの源泉でもある。地域における産業の社会的分業体制は、地域産業や地域社会にとって重要な地域資産であり、単なる経済的、孤立的な分業で終わることなく、地域の企業にとって、相互扶助的、相互補足的・補完的な協力関係を生み出すシステムとして活用されるべきである。地域産業は、企業（経営者、従業員）、取引先関係者あるいは商業・サービス業者および地域住民の理解と協力に支えられていることが重要である。特に地域と中小企業の関係は、地域社会の状況に適合しうる企業体質を有し、それをベースとした共通の価値意識と行動パターンを形成することに求められる。

近年は、「平成の大合併」や「三位一体の改革」など、地域のことは地域で考えるという枠組みに変わりつつあり、この傾向はますます強くなっていくことは間違いない。この潮流に乗って、地域経済を維持・発展させるためには、地域ブランドの創出を求める地域が多く見られる。地域ブランドとは、地域資産を有効活用して商品・サービスなどの企画・開発を行い、その地域のイメージを高めることで地域外からヒト・モノ・カネを呼び込み、地域の活性化に結びつけることである。

地域ブランドの事例研究では、倉敷市児島地区のジーンズ産業を取り上げて、中小企業の取り組み、それに伴う児島地区の消費者に対する地域イベントや公的機関の諸活動などについて調査を行った。また、地域の中小企業観としては、地域政策の主体が国から地方に変わっており、行政ばかりでなく業界や企業が地域ぐるみで、意欲ある中小企業が発展できるような経済的、社会的な環境整備に努めることが重要である。

今後、地域産業は、企業を取り巻く経済、経営環境に対応して、従来の方法と異なる方法を用いて、経営のパラダイムを変革させることであり、地域に密着した産業になりうるため、成長と地域の繁栄を図って行くことに主眼をおいた改革をしなければならない。さらに、新たな地域ブランドづくりの主役は、地域に生産基盤や生活基盤を置いている地域住民であり、地域が一丸となって、地域の身の丈にあった地域ブランドを創り上げて行くことが望まれる。

キーワード：雇用機会、産業集積、ゾーン産業、社会的分業体制、地域産業、地域資産、地域団体商標制度、地域ブランド、地域の活力、中小企業

目 次

はじめに
Ⅰ 産業集積と社会的分業
Ⅱ 地域の活力と産業
Ⅲ 地域ブランド構築とその取り組み
Ⅳ 地域ブランドの事例
Ⅴ 今後のアプローチと展望
おわりに

はじめに

地域産業は、各地域において産業集積を形成しながら、地域経済の成長・発展と地域づくりを支えてきた。多くの地域において、地場産業あるいは地域産業といわれている産業が主役として存在しているのは、地域社会に自然的、歴史的、文化的、精神的風土を持って定着しているからである。地域産業の大多数を占める中小企業は、地域的風土の中に根を下ろし、地域経済や地域社会の担い手として重要な役割を果たしている。中小企業を持って構成する地域産業の盛衰は、同時に地域社会の盛衰とイコールであ

り、地域における産業振興を積極的に推進する必要がある¹⁾。そのためには、地域の土壌と深い関わりを持ちながら生まれ育った地元の産業や商品・サービスが、地域社会にとってもっとも望ましい形態であり、地域と企業との交流ができ、相互に理解することが肝要である。

1978年7月に神奈川県横浜市で開催されたシンポジウムにおいて「地方の時代」が提唱されて、はや35年が過ぎている。これは、地方行政にも大きな影響を与え、中央と地方のあり方を考える大きな流れとなった。その後、地域を取り巻く経済・社会環境は、一段と中央依存型経済から地域自立型経済へと進んでいるのが現状である。地域においては、地方分権の進展や地域間競争が激化する中で、それぞれの地域が競い合い個性を磨くことで、独自の魅力を高めていくことが重視されるようになった。したがって、地域振興のためには、地域の資源を存分に活用し、地域に溶け込む地域ブランドを構築することに注目が置かれはじめている。新たな地域ブランド構築の有効手段としては、地域の有形無形の資産を地域住民の精神的な価値へと結びつけることが大切であり、この考え方は今後ますます必要となってくる。

近年は、それぞれの地域において、独自の地域ブランドを形成していこうとする動きが強まっている。地域を豊かにして行くためには、地元に残存する地域産業を活発化させ、地域の雇用を拡大して行くことが不可欠であるとの認識が高まっている。さらに、高齢社会、限界集落などの社会的問題を意識して、地域住民が「生き甲斐」や「誇り」を抱いて暮らすために、地域資産を活用して新たな独自の産業化についても視野に入れることが大切である。このように地域資産を今まで以上に活かして、地域経済の再生・活性化を図ることが重要である。

本稿は、地域の活力の維持という面からアプローチを試みており、地域ブランドを活かした地域づくりに焦点をあててみた。事例研究としては、倉敷市児島地区のジーンズ産業について、企業と行政や公的機関の組みに

ついて取り上げてみた。地域分権が促進される中で地域づくりは着々と進めて行かなければならず、そのような意図をもって、地域の活性化と地域ブランドの構築に関する調査・研究を行ったものである。

I 産業集積と社会的分業

1 産業集積の形成

地域産業を研究する際、「地域特化の経済」と「都市化の経済」は、産業集積（industrial accumulation）を理解する上でともに重要な概念であるといえよう。地域産業の重要な側面の1つは、ある比較的狭い地域において企業や産業が集中していることである。全国には、地場産業が約3,200数程度あるといわれ、それに伴う産地についても約550ヵ所程度あるといわれている。特定の地域に同業種の産業や企業が集中することによって、他の地域に対する競争上の強みにあたる地域の競争優位性があらわれる。例えば、地域に存在する企業間においては、直接訪問の機会が増加することによって、情報交換や取引交渉に関する費用の軽減、近接立地によって輸送・物流費用の節約、あるいは施設の共同利用や原材料の共同購入などが容易になる。これは、産業全体として「規模の経済（economies of scale）」が発生することになり、これを「地域特化の経済」と呼んでいる。一方、特定の地域に多種多様な産業が集積立地していることは、企業間の取引費用や輸送費用が節約できるだけでなく、企業間ネットワークが容易に展開できるなど、地域の経済活動水準が高まるときに、「都市化の経済」が働いているといわれる。大都市においては、製造業、卸売業、小売業、サービス業などの産業が集中する場合、産業間取引や企業間取引が複雑に絡み合い、産業間や企業間で相互に外部資源として利用し合うことによって、有利性が増すことになる²⁾。

産業集積を促進する主な要因は、集積における規模の経済にあたる「集

積の経済」の存在を指摘することができる。しかし、これは集積の存在を前提としているが、なぜ集積するかについては、理論的にはほとんど明らかにされていない。むしろ新古典派経済学（neo-classical economics）では、理論上で産業立地の地域的な偏りを意味する集積は生じないとされている。また、集積されるきっかけは偶然であり、歴史的な条件でその大きさが決まってくると考えられている。さらに経済発展の違いによっては、どのような経路をとるかが決まるのであるという歴史的経路依存性の考え方もある³⁾。このように捉えて見ると、地場産業あるいは地域産業といわれている産業は、歴史によって形成された産業集積であるという説明が、一般的に用いられることがうなずけよう。

2 社会的分業体制の構造

地域産業とは、地場性あるいは地域性を有する産業のことを指している場合が多い。それは、地元資本による中小企業群が、その地域の経営資源である原材料、技術、人材、販売力などを活用して、生産、販売活動を行っている産業であるといえよう。その上、特定の業種に偏ることなく各業種を幅広く含んでおり、自然資源の賦存状況や産業技術の伝統を背景として、地域経済との結びつきを非常に強いものになっている⁴⁾。

社会的分業（social division of labor）は、地域の産業に対して複数企業が存在していて、協力関係が形成されていれば、これが社会的分業であるということができる。分業については、アダム・スミス（A. Smith）の経済的分業が世間ではよく知られている。その分業の経済的メリットは、工場内で工程別に分業を進めると生産性が高まり、専門化すると技術が向上し、次第に機械化されて生産力が飛躍的に高まるという考え方である。また、フランスのエミール・デュルケム（E. Durkheim）は、1893年に『社会分業論』の著書において、「分業は、社会の知的ならびに物質的發展の必要条件であり、文明の源泉である」と述べており、分業と社会的分業

の存在を重要視している⁵⁾。それは、経済学者が言及する経済的分業だけでなく、人間のあらゆる社会的活動においても分業の存在があることを指摘している。

社会的分業は、技術的分業をベースとして市場経済によって実現されるものであるが、このような社会的分業構造が地域の産業にも見られるようになった。多くの場合には、細かな社会的分業が発達するとともに地域産業の強みが増していき、社会的分業の形成によって地域が発展してきた。地域で産業関連を形成している地域産業にとっては、社会的分業体制の機能と役割について、次の3点を挙げることができる⁶⁾。

第1に、地域産業は、地域社会の特性の形成と維持に大きく貢献していることである。社会的分業体制が組まれている地域では、地域社会の安定性と柔軟性（flexibility）が得られやすい状態にある。地域産業は、社会的分業のシステムを媒介として、優れた生産技術・技能を持つ生産組織、勤労者といったソーシャル・ストック（social stock）を拡大しており、そうしたソフトな地域基盤づくりに寄与している。

第2に、社会的分業体制は、ある一面で単独企業ではカバーできないリスクを集団で分散させる危険分散的な機能を持っていることである。地域産業に関わる企業にとっては、通常では単独企業の開業・廃業の面、金融の面、人材確保の面などで生じる大きなリスクを自己負担しなければならないが、そのリスク負担は、地域社会を通して大きく軽減される。社会的分業体制がもたらすリスクの共同負担あるいは分担は、地域産業の小回り性（small turn nature）や柔軟性をもたらす、専門的な技術・技能を蓄積し、人的蓄積にも深化する。製品（商品・サービス）構成の多様化については、地域産業の新規産業創出の役割の可能性を示すものであり、新しい産業の苗床機能（seedbed function）を持っている。

第3に、社会的分業体制が持つ集団の弾力性（elasticity）は、地域社会の柔軟性や安定性に直結することである。近年、多くの産地型の地域産

業は、取り巻く経営環境の変化に伴い、縮小均衡化の方向で再編成し、再活性化しなければならない状況に置かれていることは事実である。社会的分業は、システムの運用によって高度な機能を発揮できることを前提条件とし、地域産業の創造が地域産業振興の1つのモデルとなりうる。

以上のように、社会的分業体制は、地域産業や地域社会にとって重要な地域資産であり、単なる経済的、孤立的な分業で終わることなく、地域の企業にとって、相互扶助的、相互補足的・補完的な協力関係を生み出すシステムとして活用されるべきである。

II 地域の活力と産業

1 地域の形成と特性

地域の形成は、歴史的には自然的風土規定によって形成されたものが多く、地域の範囲については、さまざまな規定や区分がなされている。地域は、地域住民と生活・文化・産業経済の繋がりの中で、行政的要素の強い影響を受けながらも、自然にそれを越えて独自の有機的な広がりを見せながら展開し、成り立っている。言い換えれば、地域住民が歴史的風土性を巧みに取り入れ、活用し、経験を経て創り出した縦糸に、地域住民のライフスタイルや価値観の多様性など、変化の多い現代社会に対する横糸を織りなして独自の地域を構成してきたのは事実であろう⁷⁾。

地域と産業が融和して地域産業となりうるためには、産業が地域に根ざし、地域社会における生活様式などヴァナキュラー (vernacular) な文化的特性に溶け込むための条件として、次の5つを挙げることができる⁸⁾。

第1に、企業間や業種間に何らかの連関性が存在すること、第2に、地域資源を有機的に活用していること、第3に、技術や人材の地域蓄積に寄与すること、第4に、地域的な生産体系を形成すること、第5に、歴史的な要因によって一層強まること、などが必要である。これらの方向性を取

ることによって、はじめて地域と産業が融和して、地域を支える地域産業となりえるのである。地域産業は、企業（経営者、従業員）取引先関係者あるいは商業・サービス業者および地域住民の理解と協力があることが重要である。特に地域と中小企業の関係は、地域社会の状況に適合しうる企業体質を有し、それをベースとした共通の価値意識と行動パターンを形成することが求められる。

また、地域産業のモノづくりにおいては、地域における個々の中小企業が自ら技術水準の向上に研鑽・努力することで、レベルの高い地域技術が蓄積されている。例えば、鋳造、鍛造、切削、金型などでは、精度の高い加工や生産が要求される分野に対して、それを得意とする地域が存在している。地域技術は、機械工業が集積しているからこそ、その地域でなければ育たない高度な技術が受け継がれていき、織機などのような繊維関連機械の生産・修理から派生した機械生産技術が該当する⁹⁾。このように、長い歳月をかけて地域に根ざし、地元の技術者の腕が磨かれ、育まれてきた技術こそが、オンリーワン（only one）の地域技術であるということができよう。

2 地域の活力

地域は、一定の特徴を持った区域であり、ビジネスや行政上の特定の目的にかなった単位なのである。なかでも地理学者にとって地域という場合は、それが土地に関するものであれ、農業、工業、商業、人口分布、あるいは周辺の市町村を含めて、影響を受ける領域であり、一定条件において共通に支配し、等質である範囲を指している¹⁰⁾。

地域の活力は、地域の自然的、風土的、歴史的、文化的などの生成要因と地域で培われてきた在来産業、伝統産業、あるいは地場産業などといわれている地域産業とが深く結びついている。例えば桐生、米沢、十日町、八王子の織物、伊万里、有田の焼き物、鯖江の眼鏡フレーム、燕の金属洋

食器，三条の作業工具，瀬戸のノベルティ商品などが，よく知れ渡っている。地域には，住民が生活の糧を得るために地域固有の生産基盤を持っている。地域の活力は，この生産基盤となる地元の地域産業，特に中小企業に大きく依存しており，地域の大小とは関わりがないといえよう。地域の生産基盤の位置づけについては，地域の活力という面から捉えると，次の3点を指摘することができる¹¹⁾。

第1に，地域が発展する条件を考える場合には，その地域の住民にとって，就業の場すなわち雇用機会があるかどうか，重要なポイントの1つとして挙げられる。地域にとっては，人々が生活する場所に雇用機会が増大していくことが，地域の活力の成長・発展に繋がるといえよう。一方，衰退していく場合には，雇用機会が減少し，地域の活力が低下していくことになる。このため地域は，如何にしてUターン組を含めて若年層が定着してくれる要素を保持するかが課題であり，活発な産業活動と快適で住みよい地域づくりが必要である。

第2に，地域の活力は，その基盤である地域産業の構造変化が，地域の成長・発展にとって重大な影響を受けることである。近年は，グローバル化や円高の影響などで，産業の空洞化が堅調な現象として現れている。生産工場の海外移転，事業所の大胆難な規模縮小，一部閉鎖，あるいは事業から完全撤退など，地域の活力に大きな影を落としている。従来の製造加工型産業にかわって経済のソフト化・サービス化，さらに情報化を支える新たな産業の創出が地域には求められる。

第3に，2000年代に入り，行財政改革，平成の市町村合併，相次ぐ自治体の財政問題が顕在化する中で，再び地域の問題がクローズアップされるようになった。地域の活力を維持するためには，地域の高齢化と過疎化に対する取り組み方が社会的な問題として挙げられる。わが国の地方を見ても，準限界集落と呼ばれる地域には，55歳以上の人口がすでに50%を超えており，現在は集落の担い手が確保されているものの，近い将来

その確保が難しくなっている。さらに、限界集落と呼ばれる地域には、65歳以上高齢者が集落人口の半分以上を超え、独居老人世帯が増加しており、このため集落の共同活動が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状況に置かれている。地方には、これらの集落が目立って多くなってきているのが現実であり、住みよい地域とするためには、「安らぎ」、「落ち着き」、「人間らしさ」を反映して、地域を見直す機会を創り出すことが大切である。

地域の活力は、国や自治体が単独で地域づくりが進められるわけではなく、より多くの民間企業の創意や工夫、地域住民のパワーを活用することで相乗効果（synergy effect）が生まれるのである。特に行政機関については、地域住民の目線にたった発想で課題を検討し、解決を望む姿勢が必要となってくる。

3 地域の機能と活性化

地域とは、地域の生産と消費そして生活を結ぶ経済生活圏域という機能的側面から見れば、人々が住みやすく、働きやすく、楽しみやすい機能を提供する場所である。この「住」、「働」、「楽」の3つの機能が如何に有機的な結合と多様性に富んでいるかによって、地域の持つ魅力と大きさ、さらに広がりや測れるのである¹²⁾。これからの地域は、今までの経済性、利便性などを求めた生産中心の機能ではなく、健康性、安全性などを重視する人間生活の機能として、地域と産業との関わりの中で再検討されなくてはならない。

地域の発展については、経済的、社会的な変化の影響を受けて、永遠に発展を続けるというわけにはいかず、「生成」して、そして「発展」を続け、やがて「衰退」して行くという過程を辿るのが一般的な傾向といわれている。また、地域の社会的な背景について文明論的な意味で考えるならば、地方自治の新しい意義を捉え直す歴史的課題については、「地方」「地域」「自治」の諸問題を正面から向き合うことが必要であろう¹³⁾。地域づ

くりは、地域が抱えている課題である少子高齢化、過疎化、環境保全、食糧生産、さらには資源エネルギーなどに対して、持続可能な地域経済を確立するための有効な処方箋を検討することが大切であると考えている。

地域の活性化は、地域の自立的発展を促進する上から、既存のさまざまな施策、あるいは新しい課題に対応するために、独自性のある複合化、総合化した施策の体系を用意しなければならず、施策相互間のリンケージ(linkage)を図る必要がある¹⁴⁾。地域が直面している課題の解決には、行政、企業、住民、あるいは関係機関に対して施策のリンケージを図り、各分野が従来とっていた方法とは異なった切り口から問題解決に向かう試みが重要になってくる。

また、地域経済の活性化については、地域産業をはじめとする中小企業の振興、事業所の誘致、流通基盤の整備、さらには埋もれていた伝統の再発見による新たな地域産業の創業などの施策を積極的に行うことである。特に地域が主体的にできることは、地域の実情にあった選択的産業化を推進し、伝統を現代に活かす地場産業の再活性化、地域産業起こしなどの新規産業の発掘と産業化が中心となっており、移出促進による域際収入の改善を図る方向へ進路をとるべきであろう¹⁵⁾。

地域の将来の発展は、若者の定住にかかっており、雇用機会をどのように確保していくかが問われており、そのためには地域経済の活性化が強く求められている。地域づくりには、自らの地域を自らが知恵を出して考え、地域全体で一体的な取り組みを行いながら、経済的な自立発展と生活環境の整備について、粘り強く努力する必要がある。

Ⅲ 地域ブランドの構築とその取り組み

1 地域ブランドの意義

近年、わが国の多く地域では、地域資源や地域活性化のあり方を見直し、

地域独自の新たな産業振興を図り、地域を豊かで、不安のない魅力ある地域社会を創造することに対して、積極的な取り組みが行われている。その核となるのが地域ブランドである。地域経済の自立化にとっては、地元が存在する産業の内発的な発展が不可欠であり、そのためには自社ブランドの育成や地域ブランドを確立することができる中小企業の振興が大きな課題でもある¹⁶⁾。

経済産業省企業法制研究会『ブランド価値評価研究会報告書』によれば、「ブランドとは、企業が自社の商品等を競争相手の商品等と識別化または差別化するための名称、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章」と定義されている。さらに、経済産業省知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会の資料によれば、「地域ブランド化とは、地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ることである」と記述されている。このように、地域の商品・サービスと地域の魅力とが互いに結びつき、好影響をもたらしながら良いイメージを形成して国内はもちろん海外まで発信し、地域活性化を図ろうとするものである。

地域ブランドには、その地域が独自性を持つ原材料、伝統技術、地場産業などの地域的資産と、自然、景観、町並みあるいは神社仏閣などの歴史的資産に分類することができよう。しかし、一般的に地域にある資産については、地域的資産と歴史的資産を区別せずに両方を含んで用いており、本稿では地域資産と呼ぶことにする。地域活性化や地域づくりは、地域らしさに基づいた資産から生み出される価値によって、地域の魅力が形成されるべきである。これらの資産の活用は、人口規模や経済力の多寡に関わらず産業振興や街の賑わいが見込めるために、地域の人々と精神的な価値まで結びつけることが大切である。これにより、「買い物がしてみたい地域」、「訪れてみたい地域」、あるいは「交流してみたい地域」、さらには

「住んでみたい地域」へと人々の欲求が段階的に発展していき、地域ブランド構築の意義と深い関わり持つことになるだろう。

2 地域ブランドへの取り組み

地域にとっては、わが国の経済、社会を取り巻く環境の変化で、未だ経験をしたことがない転換期を迎えているといっても過言ではない。豊かで住みよい地域もあれば、地域戦略の失敗によって財政破綻する地域もある。さらに、平成の大合併による地域再編成によっては、新たなる総合的な地域戦略の見直しが求められている地域などもあり、地域間で大きな格差ないし温度差が発生している状況が見て取れよう。

地域ブランドは、地域の活性化の切り札として、各地で取り組みが活発化しているが、その背景について、次の3点が指摘できる¹⁷⁾。

第1は、2006年4月からスタートした地域団体商標制度である。これは改正商標法で創設された制度で、これにより従来よりもはるかに商標に対する利用への扉が開かれることになった。わかりやすくいえば、一定の地域で周知されているのであれば、「地域名+商品（サービス）名」商標登録が可能となったのである。2006年の受付開始から、農水産物や加工食品、伝統工芸品、温泉などを中心に出願があり、2010年10月末現在で、出願件数は962件あるが、その中で地域団体商標として登録査定されたのは461件（47.9%）である。例えば、「大間まぐろ」（青森県）や「三ヶ日みかん」（静岡県）などの農水産物、「京都八つ橋」（京都府）や「長崎カステラ」（長崎県）などの銘菓、あるいは「江戸切子」（東京都）や「関の刃物」（岐阜県）などの伝統工芸品、さらに「草津温泉」（群馬県）、「和倉温泉」（石川県）などの温泉観光地が挙げられよう。

これからは、もっと地域にとって知名度を上げていく必要のある「地域名+商品（サービス）名」について、この制度が競争上の優位性や地域や業界団体の意識の向上に繋がるなど、明らかに大きな意味を持つものと考

えられる。なお、出願できるのは、中小企業等協同組合法に基づいて設立した事業協同組合や農業協同組合法に基づいて設立した農業協同組合などの法人格をもつ団体に限られている。そのため、個人、任意団体、株式会社など営利法人、あるいは地方自治体、商工会議所などは、出願することができない。

第2は、国が先頭に立ち音頭をとって、市町村合併を促進させた「平成の大合併」である。1999年に改正合併特例法が施行され、地方分権化の流れの中で市町村合併がブーム化した。これは、時代の変化や要請に合わせて、財政上の優遇措置などを盛り込んだ内容で、行財政制度や地域社会の仕組みを持続可能なものへと再構築して行くことでもあった。また、小泉政権が2004年度から2006年度にかけて、地方分権に関係した改革であった「三位一体の改革」の政策において、合併特例債や地方交付金の削減などが、市町村合併の後押しに拍車をかけた。

2000年4月1日現在の市町村合計数は3,229であったが、2010年4月1日現在では1,727までに減少した。この10年間の推移を見ると、全国で1,502(53.5%)の地方自治体が合併で再編成されて消えていったことになる。市町村別数では、市が115(117.1%)増加したのに対して、町は1,233(38.0%)の減少となり、同じく村も384(32.3%)の減少となっている。このように、当時全国に存在していた町で62.0%、村で67.7%の町・村が合併に参加したことになる。特に2005年および2006年の合併数を見ると、市の数が増えたのに対して、町および村の数が大幅に減少しており、この2年間において、数多くの市町村が合併を積極的に推進したことが窺える。(表Ⅲ-1)。

市町村合併の主たる狙いは、地域に行財政の基盤強化と住民サービスの充実化を委ねることを基本としており、地域で何をすべきかを考える時代に入ったといえる。一方で、それを梃子として地域の産業振興に弾みをつけようとする動きも盛んで、市町村合併を機に地域ブランドの構築を推進し

表Ⅲ-1 全国の市町村数合併推移

年度	市	町	村	合計数	①各年度－2000年 ②各年度÷2000年	
					①	②
2000	671	1,990	568	3,229	①	②
2001	672	1,987	567	3,226	▲3	99.9%
2002	675	1,987	562	3,218	▲11	99.7
2003	677	1,961	552	3,190	▲39	98.8
2004	695	1,872	533	3,100	▲129	96.0
2005	739	1,317	339	2,395	▲834	74.2
2006	779	844	197	1,820	▲1,409	56.4
2007	782	827	195	1,804	▲1,425	55.9
2008	783	812	193	1,788	▲1,441	55.4
2009	783	802	192	1,777	▲1,452	55.0
2010	786	757	184	1,727	▲1,502	53.5

(注) 市町村数は、各年の4月1日現在である。

出所：総務省市町村数の推移表(詳細版)(<http://www.soumu.go.jp>)

ようと運動する地方自治体も多く見られる。

第3は、政府や地方自治体が政策として、地域ブランドの開発・育成などの支援に本格的に乗り出し始めたことである。2004年頃からは、経済産業省(中小企業庁)を始めとして、国土交通省や農林水産省などが地域ブランドに関する支援事業を発表したことがきっかけで、全国的に広まっていった(表Ⅲ-2)。

中小企業庁が2004年度から始めた「JAPANブランド育成支援事業」は、中小企業庁から商工会議所や商工会、あるいは事業協同組合などへの委託事業として行われている支援事業である。地場の中小企業者達が一丸となって地域の優れた原材料や伝統技術などを活かし、地域の産品や技術の魅力さをさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指すものである。同じく中小企業庁が2007年度から始めた「中小企業地域資源活用プ

表Ⅲ-2 各省庁による主な地域ブランド支援策事業

開始年度	主管省庁名	支援策事業名
2004 年度～	国土交通省	地域資源活用構想策定等支援調査
2004 年度～	中小企業庁	JAPAN ブランド育成支援事業
2005 年度～	農林水産省	地域食品ブランド育成・管理支援事業
2007 年度～	総務省	頑張る地方応援プログラム
2007 年度～	中小企業庁	中小企業地域資源活用プログラム
2008 年度～	観光庁	観光圏整備事業

出所：佐々木一成著『地域ブランドと魅力あるまちづくり』学芸出版社、2012年、15頁参照。

プロジェクト」は、それぞれの地域の強みを発揮した地域産業資源（農林水産物、鉱工業品とその生産技術、観光資源など）を活用し、それと産地や企業に蓄積されているノウハウ（know-how）とを結びつけて、新商品や新サービスを開発し、市場化を実現するために、総合的な支援をする施策である。言い換えれば、地域経済発展の核となる新事業を創出することを狙いとしている支援事業であるといえよう。

その他の省庁の支援事業としては、国土交通省が2004年度から実施している「地域資源活用構想策定等調査」は、地域資源を活用して自立的な街づくりを支援する事業である。また、農林水産省が2005年度から開始した「地域食品ブランド育成・管理支援事業」は、食品分野に特化して地域ブランド構築を推進するものであり、地域食材の活用や産地ブランドの確立を支援し、地域食品ブランドの表示基準「本場の本物」の認定などを行うものである。そして、総務省が2007年度から導入した「頑張る地方応援プログラム」は、地場製品の発掘やブランド化に取り組む自治体に対して、地方交付税などによる支援活動を行う施策である。さらに観光庁が2008年度から始めた「観光圏整備事業」は、観光立国としての施策であり、国際競争力で遜色のない魅力ある観光地づくりを支援し、促進させる事業である。特に着地側が有する観光資源である自然や歴史あるいは産業

などに直に触れ合い、地域振興に役立てることを重視している。

このような経済的・社会的環境において、地域特性を活かしつつ、歴史的・伝統的文化に根ざし、地域住民と自然との調和がとれた、地域再生のための地域ブランドに注目が集まっている。地域ブランドへの取り組みは、全国的に広まっているのは事実である。しかし、その取り組みによって開発され、市場に出された新商品や新サービスが、一時的に注目され支持されても持続しない場合もあるので、しっかりとしたビジョン（vision）作成が必要であろう。地域ブランドを構築するにあたって注意すべき点は、地域資産を壊すようなものであってはならず、単に地域資産を保存・維持することでもない。地域にある地域資産を有効活用し、これまでなかった新たな価値を創造していく取り組みであるといえよう。

3 商標権の効果と地域ブランド

商標登録の第一義的な効果としては、地域の中小企業者が努力し、地方自治体などが援助して育てた地場産品である商品・サービスブランドを他社商品や類似品、偽物などから法的根拠に基づいて守ることである。しかし、地場産品である商品・サービスを商標登録することで、それがイコール地域のブランド化へと進展し、地域ブランド確立のお墨付きを与えるものではない。特に注意しなければならないことは、商標登録したことと消費者から信頼を得たこととは別であり、その商品・サービスがプレミアム商品になったり、品質を保証するものではないことを忘れてはならない。

地域団体商標を取得することによって、地域ブランドに対する期待や効果について、大きく3つに整理して挙げてみる¹⁸⁾。

第1は、商品・サービスの定義やルールづくりが、品質管理の強化へと繋がることである。地域団体商標を取得しても、その商品・サービスの定義や製法などについて、管理ルールが曖昧なままのところも少なくない。登録申請を契機にして、商品の定義や製造・管理方法となる原材料、製法、

品質管理などを規定することで、一定の品質の確保や改善・改良に繋がる方向性が明らかになる。

第2は、地方自治体が地域産業政策について、本格的に取り組むきっかけとなることである。特に市町村は、これまで独自の地域産業政策を立案し、展開したなどの実績を持つ地域は極めて限られている。しかし、今後地方分権化が一段と進むことになり、否応なく自立的な地域経営が求められることとなる。地域団体商標制度は、市町村が地元特有の資源を見直し、それを活用した産業振興に取り組む絶好の機会であり、自ら考え行動するきっかけになるはずである。

第3は、地域や業界団体の取り組み体制の強化が期待できることである。これまで地域の商品・サービスの開発やマーケティング活動においては、地域の中小企業者、業界団体、地方自治体などが、それぞれバラバラに取り組むケースが多く見られた。地域団体商標に応募し、商標を取得後には、その商標を業界全体とその構成員のみ、使用することが可能となる。これによって、地域の中小企業者間や業界団体においては、組織力や結束力の強化、取り組み体制の整備やスムーズな活動へと繋がって行く自覚が芽生えて行く。

地域の中小企業や産業振興、あるいは地域づくりを考えると、地域団体商標の取得が重要になるのは、商品を開発する人々にも、商品を販売する人々にも、商品を消費する人々にも、人々が共有している地域ブランドの記憶がその人たちの行動に大きく影響を及ぼすことになる¹⁹⁾。ブランドを構築するためには、地域の多くの人々が協働しなくてはならず、お互いに切磋琢磨し助け合うことで、新たな商品・サービスを創出し、地域団体商標によって、地域の賑わいに貢献するツールの1つであることを認識しなければならない。

IV 地域ブランドの事例²⁰⁾

1 倉敷市児島地区の概況

倉敷市（総人口 483,218 人、世帯数 201,347 世帯：2014 年 5 月末）は、岡山県の南中央部にあり、西部の瀬戸内海沿岸、高梁川河口付近を取り囲むように位置している。市の特性としては、行政と観光の倉敷地区、コンビニナートを持つ水島地区、学生服・ジーンズのメッカである児島地区、貿易港と新幹線駅のある玉島地区、この 4 つの地区に分けることができる。

児島地区の地場産業であるジーンズは、1950 年代から 60 年代にかけてわが国に駐留していたアメリカ兵が着ていたジーンズが人気の的となり、1964 年には地元の製造業者が国内で初めて、アメリカのデニムメーカーからデニム生地を輸入し、縫製してジーンズを発売している。これが児島地区の「国産ジーンズ発祥の地」といわれる由縁である。現在、児島地区では、縫製、洗い加工業者、生地問屋、あるいはテキスタイル・コンバーター（textile converter）などの企業が産業集積を形成している²¹⁾。また、井原地区（井原市）は、ジーンズ生地であるデニムの産地として、日本を代表する地域である。シャトル織機と呼ばれる機械を使用しており、この機械を取り扱うためには、熟練された技術者が存在しなければ動かすことができない。井原地区は、伝統的に受け継がれた職人の技術と古くから使用されてきた機械とが織りなすことで、手織りに近い風合いのある付加価値が高い生地を生産している。このように児島地区は、ジーンズの商品（製品）の製造・販売に力を入れているのに対して、井原地区は、ジーンズ生地であるデニムの生産に力を入れており、両地区は、ジーンズ産業に関して、上手な棲み分けがなされた産業集積となっている。

2 児島地区ジーンズ企業の事例

(1) 株式会社コレクト

表IV-1 株式会社コレクト

①設立	1992年11月2日	④従業員数	25名
②代表取締役	眞鍋寿男	⑤事業内容	デニム・綿織物の企画・製造・販売
③資本金	1,000万円		

(2) 有限会社藍布屋

表IV-2 有限会社藍布屋

①設立	1996年4月25日	④従業員数	27名
②代表取締役	眞鍋寿男	⑤事業内容	藍布原布および藍染商品、デニム商品の企画・製造・販売
③資本金	300万円		

株式会社コレクトおよび有限会社藍布屋の両社は、ジャパンプルーグループとして経営活動している企業である。株式会社コレクトは、デニム生地
の企画、製造、販売の会社として設立し、その後、特殊デニム部門を有限
会社藍布屋に分社化して、独立させた（表IV-1、表IV-2）。ジャパンプルー
グループとしては、2005年に商標登録した藍染め「桃太郎ジーンズ」の
発売元として、アパレル業界ではよく知られている。

株式会社コレクトは、創業当時生地メーカーだった関係から、現在も生
地を自社製造しており、伝統的で革新的なオリジナルデニム、生地のテキ
スタルメーカーとして、染料と織りにこだわりを出しているのが特徴であ
る。ジーンズの染料は、通常合成インディゴを使用するのが一般的である
が、当社は化学物質を一切使用せず、天然の藍を使用している。デニム生
地の織については、手織りとシャトル織機の2つの生産方式を採用してい
る。児島地区では、生地から商品まで、一貫した工程でものづくりを行っ

ている企業が数少ない中では、特筆に値する会社である。商品の販売価格は、手織りジーンズで最高級品が約 178,500 円程度、シャトル織機ジーンズで最高級品が約 47,250 円程度に設定されており、両方の商品がともに高価格帯で販売されている。なお、ボリュームゾーン商品価格帯としては、約 20,000 円程度から約 30,000 円程度で販売されている。

近年、業界では、多くの企業が最新式の織物機械を導入し、大量生産とコスト削減を実現し、安価な労働力を採用することで、低価格帯商品にシフトしていく傾向が見られる。しかし、当社は、原材料、伝統的技術を継承し、高品質でファッション性の高い商品の製造・販売に取り組んでいる。生産するジーンズ商品は、手織りの風合いを出すため、伝統的な力織機（power loom）を使用しており、機械部品の故障、破損によるメンテナンスには大変な苦勞をしているようである。けれども当地域には、織機修理ができる技術力の高い職人が在住しており、これらの人々の支えがあったり、継続して安定した商品を生産することが可能となっている。

一方、有限会社藍布屋は、社名が示すように藍染めの会社で、縫製工場「桃太郎縫製工場」や織り工場「織り工房 鶴の工房」の事業を展開している。また、1998 年には当地を訪れた観光客に対し、藍染めを体験してもらおうことを狙って、本藍染工房「藍のぞき」を開業している。2002 年には、児島ジーンズストリートに小売店舗「らんぷや味野店」を開店し、地域に根ざした企業としての道を歩んでおり、産業振興や地域活性化の一役を担っている。さらに、当社は、ジーンズメーカーとして、直営店舗の「桃太郎 JEANS by RAMPUYA」を岡山県に 4 店舗、東京都に 3 店舗の出店をしている。児島発のジーンズファッション商品を全国へ発信し、広めようと努力している。ある意味で地域産業の枠を突き破って、全国展開をしている企業といえる。

代表取締役の眞鍋寿男社長は、味野商店街で店舗を構えており、ジーンズの販売を行っている企業を組織した協同組合「児島ジーンズストリート」

の代表者である。また、「児島ジーンズ推進協議会」の会長でもある。2005年に推進協議会は、倉敷市の支援と下津井電鉄株式会社の協力によって、ジーンズショップ、ジーンズ工場、ミュージアムなどを巡る「ジーンズバス」(路線バス)の運行を計画した際、真鍋社長は、その企画立案、交渉などに携わり、実現に力を注いだ。このように、児島地区の産業振興や地域活性化を推進するため、積極的な活動を行っている業界の中心的な人物である。

(3) 有限会社ダニアジャパン

表IV-3 有限会社ダニアジャパン

①設立	2000年4月	④従業員数	2名
②代表取締役	兼光 治	⑤事業内容	デニム商品の企画・製造・販売
③資本金	600万円		

有限会社ダニアジャパンは、糸の原材料となる綿について、ニューメキシコ産コットンを使用していることが大きな特徴である(表IV-3)。企画は、自社開発で行っているが、商品の約90%を児島地区にある生地工場、縫製工場に生産を発注しており、地域密着型企業といえる。オリジナル商品以外は、東京にある有名セレクトショップからの依頼によるダブルネーム商品も数多く手がけている。地域はもちろんのこと、ファッションに敏感で、消費力がある首都圏や関西圏に販売先の拠点を置こうとしており、全国に販路を求めていることが理解できる。企業としては、児島ジーンズストリートにも出店しており、同地区を訪れる観光客に対して魅力ある商品を販売し、新規顧客の開拓とリピーター増加に力を注いでいる。

代表取締役の兼光治社長は、地域イベントの開催においてはジーンズストリートのキャラクターである「Gパンだ」の着ぐるみの中に入って、汗を流しながらPR活動を積極的に運営・進行している。このイベントは、

岡山県はもちろん、関西圏、四国圏まで浸透しており、多くの来訪者のお陰で児島地区が盛り上がりを見せている。兼光治社長は、児島ジーンズと地域や企業の活性化の推進を目的に、日頃から地域力を高める活動に参画しており、地域のリーダー的な存在として人望を得ている。

(4) 有限会社キャピタル

表IV-4 有限会社キャピタル

①設立	1986年	④従業員数	103名
②代表取締役	平田俊清	⑤事業内容	デニム商品、カジュアルウェアの企画・製造・販売
③資本金	500万円		

有限会社キャピタルは、設備投資のかかる織機をもたないファブレス企業として、独自の企画や商品の開発を行い、ファッション感度の高いジーンズ商品を打ち出している。生地生産については、地元の機屋に発注をしており、その多くは手織り生地に依頼している(表IV-4)。先に述べた藍布屋が生地に特徴があるのに対して、当社は、ソフト部門であるデザインに特徴があるといえる。企画内容としては、民族衣装にヒントを得たデザインがユニークでオリジナリティがあり、独自の雰囲気を持つものが多く商品化されている。また、2013年春夏メンズコレクションでは、ルイヴィトンが発表したファッションにおいて、当社が企画した生地が使用されたことで、アパレル業界をはじめ繊維・ファッション業界の関係者から脚光を浴びている。

代表取締役の平田俊清社長は、兵庫県神戸市出身であるが、妻の出身地である児島を訪れた際、ジーンズの生産地であることを知り、直ぐに、当時エドウィンのOEM(Original Equipment Manufacturer)を受注生産していた会社に就職した²²⁾。その後、独立してジーンズの企画・製造・販売をする会社を立ち上げて地域に根ざしている。人の手による付加価値

の高いジーンズ商品をつくることにこだわり、地域資源の活用で地域が自立できる地域産業を目指して活動しており、兎島ジーンズに惚れ込んで身を投じている経営者である。

(5) 有限会社サイオー

表IV-5 有限会社サイオー

①設立	1964年	④従業員数	27名
②代表取締役	三野高明	⑤事業内容	デニム商品、カジュアルウェアの企画・製造・販売
③資本金	3,600万円		

有限会社サイオーは、1948年に三野勝義氏が創業したのが原点である。その後、作業服、子供服、アウターウェアなどを中心とした製造業に転換して、1958年に株式会社に改組し、社名を三野産業株式会社とした。1964年には、三野高明氏がデニム生地を使用したカジュアルウェアの企画・製造・販売に業務内容を特化した有限会社サイオーを立ち上げて分社化した(表IV-5)。当社の方針としては、取扱商品を分野別に差別化したグループ経営を行っている。創業当時から使用している自社工場は、店舗から車で5分ほどの場所に位置し、約1,000坪の広さをもっている。生地は、岡山県や広島県のデニムメーカーから仕入れ、パターンから裁断、縫製などについては自社工場で行っている。営業担当者は、商品企画をも兼担しており、取引先の意見や顧客ニーズを活かすことができる強みを持っている。消費者のナマの声を聴き、自社の縫製技術を最大限に活用したジーンズファッションには自信を持っており、商品企画に反映させている。

代表取締役の三野高明社長は、味野商店街の兎島ジーンズストリートに直営店を設けているほか、全国各地にジーンズ商品を卸しており、市場は地域内から発展して全国展開を試みている。当社は、他の地域では保持していない伝統技術を活かし、消費者のライフスタイルに対応したファッショ

ン商品の開発に力を入れており、地域を元気にするため、ジーンズ産業の地域ブランド育成に情熱を注いでいる。

3 集客に対するイベント

(1) 児島ジーンズストリート

2009年11月に児島商工会議所や地域の中小企業者などが中心となって、児島ジーンズストリート推進協議会を設立した。児島ジーンズストリートのコンセプトは、古い店舗が立ち並ぶレトロな雰囲気が漂う味野商店街に地域の関係者の支援・協力によって、ジーンズショップ通りを誕生させ、地域ブランドの育成と地域のイメージ向上を狙った新たな取り組みである。

通りには、本藍染めの手織りジーンズで人気の「桃太郎ジーンズ」や「ぬきえもん」、「ダニア」ブランドで知られるダニアジャパン、メイドイン岡山・倉敷ジーンズの「倉敷天領デニム」、正藍屋の直営ショップ「ピュアブルージャパン」など、ジーンズ商品のブランド店舗が出店している。また、この通りは、「旧野崎家住宅（国の重要文化財）」と「野崎の記念碑」を結んだ街路にあり、そこを中心に地元の児島ジーンズメーカー22店舗（2013年3月現在）が商業集積を形成している。当地区のイベントや観光で訪れる人々に対して、店舗を巡りながら地域ブランドであるジーンズ商品の販売促進と、地域のイメージである「ジーンズの街」を売る込むための戦略である。

(2) せんい児島瀬戸大橋まつり

児島地区では、毎年春と秋の年2回、人気イベントとなっている繊維大即売会「せんい児島瀬戸大橋まつり」を開催している。毎回、会場には200張りを超える即売テナントが並び、地元繊維メーカーがジーンズ商品やカジュアルウェア、あるいは作業服などを格安で販売し、大勢の人々で賑わっている。関西圏や四国圏からの来場者も多く、期間中の来場者は約

12万人の人出があり、これは岡山県内において最も動員数が多いイベントの1つに数えられている。1955年に第1回が開催され、その後、「児島繊維祭」、「せんい児島まつり」、「せんいのまち児島フェスティバル」とイベントのタイトルを変えながら今日まで継続されている。地域のジーンズ産業が地域社会と連携して、イベントに参加する相乗効果は大きく、ジーンズ商品の紹介と新たな顧客を確保するためのPR活動を行う場であり、有力な地域資産をつくることになる。

(3) ジーンズラッピングバス

地元の¹下津井電鉄株式会社が、縫製工場やジーンズショップ、旧野崎家住宅などの観光施設を巡る便利なバスを運行している。「ジーンズの街」として地域ブランドを盛り上げるため、バス車体の外装にデニムに関する広告はもちろん、車内の額縁デニム広告、シート、つり革、カーテンなどいたるところにデニムが使用されている。観光客の印象に残りやすく、話題にしてもらいたい点など、地域らしさと地域発の精神と気概を見せている。

3 公的機関の取り組み

児島商工会議所では、ジーンズ産業を「核」とした街づくりと観光客誘致の取り組みを推進している。地域活性化を念頭に置き、地域に存在する織物や学生服メーカーなどが資料館を開設し、消費者に告知活動の実施、工場見学やアウトレット商品販売の場を設け、児島地区を訪れた観光客に対応した施設となっている。地域のセールスポイントは、瀬戸内海に面した児島を「白・藍・糸・紡、せんい児島」としてブランディング (branding) し、優れた伝統技術と高い品質を誇る児島ジーンズと繊維産業を理解してもらい、繰り返し児島に足を運んでもらうためのプランづくりを展開している。具体的には、収穫・見学・体験などの産業観光、高い技術とオリジナリティあふれるジーンズやファッション商品探し、繊維関連技術の習得

など、訪れる人々の多様なニーズに対して、オンデマンド（on demand）でルート案内できる仕組みづくりを実施している。

2011年4月に倉敷市児島産業振興センターは、倉敷市の地域産業を多角的に支援し、発展させる施設としてオープンした。館内には工業用マシンを使用した小物づくりができる「地場産業ワークスペース」、地域の特産品を展示した「地域紹介コーナー」、あるいはセミナーなどに利用できる「多目的コーナー」、その他5つの貸し会議室を備えている。また、当センターの大きな柱の1つとしては、起業家を目指す人が活用することができる「インキュベーション（incubation）」の事業がある。これは、ジーンズはもちろんのこと繊維関係のデザイナーを目指す若者達の起業・創業期を支援すべき施設である。部屋は、館内に工房やオフィスとして使用できる空間として、「デザイナーズインキュベーション」を7室設けている。さらに、入居者にはワークスペースの施設やスタジオの施設などを使用することが可能であり、入居から事業展開までを相談・支援するインキュベーションマネージャーも常駐して、起業家精神に溢れた人々に対応できる体制を取っている。このように、児島産業振興センターでは、資金力やビジネスノウハウに乏しい創業前あるいは創業間もない企業、起業家に対して、研究開発や製品開発のためのスペース、設備などを賃貸すると同時に、経営アドバイスや経営資源調達に関する支援活動を行い、事業立ち上げの成功と成長を支援する役割を担っている。次の世代を背負う若者達の潜在力を引き出すことを目的に、将来の地域や地域産業を見据えた考え方といえよう。

V 今後のアプローチと展望

1 地域の中小企業観

地域政策の主体が国から地方に変わり、特に地方自治体の責任は大きく

なったが、地域産業に関しては、中小企業政策をみても、これまで国が政策を立案し、地方自治体はそのまま実施するというものであった。このため、地域の政策主体としての市町村では、各地域に相応しい独自の中小企業政策の立案能力をほとんど培ってなかったといえよう。地方自治体は、地域が必要とし、地域に相応しい中小企業政策のノウハウを蓄積する努力をしなかったといえ、地域の中小企業が必要とする政策ニーズを謙虚に的確に把握することから出発しなければならない²³⁾。これからは、製造業の地域的集積や地域商業集積の活性化に関連していえば、行政ばかりでなく業界や企業が地域ぐるみの課題として捉え、自らの努力と自らの強い意志で地域密着型産業として、意欲ある中小企業が発展できるような環境整備に努めることが重要である。

兎島地区にあるジーンズ産業の経営革新は、中小企業間のヒューマンネットワークによる相互扶助の場であり、参加企業が連携しながら各々有する中核能力を惜しみなく出し合う場であると考えられるべきである。自社の持つ優れた経営資源を互いに出し合わなくては、産業振興に伴う地域ブランドの開発、育成はできないのはいうまでもない。兎島地区を元気な地域にするためには、ジーンズ産業の主力となっている中小企業が元気でなければならない。地域産業を繁栄させるためには、環境に配慮した原材料、地域で培われた伝統技術、消費者ニーズに合った商品企画など、需要を創造するモノづくりに取り組む姿勢が一段と求められる。また、企業間同士は、信頼と協力関係を築き、相互扶助の形を地域で形成、運営し、親しく交流できる風土を築き上げることが大切である。それが地域活性への挑戦にも繋がってくるし、地域独自の産業化（industrialization）やビジネスモデル（business model）の開発に繋がることが期待できるはずである。

2 地域産業のイノベーション

今までの地域産業は、地域振興の大義名分のもとに、地域の「均衡ある

発展」や「格差是正」を政策の柱に据えていたため、余りにも「集権的」であり「画一的」過ぎたといえよう。そのため、かつては全国各地に存在していた地域色豊かな資源が、効率優先の経済発展とともに失われることになり、その持てる地域の魅力も次第に色褪せて、やがて失われることになった²⁴⁾。しかし、今後の地域産業は、地域資源を有効活用して、「個性」や「多様性」を切り口に地域振興を行う際、新たなイノベーション (innovation) が必要となってくる。もちろん地域ブランド構築の過程において、何度かのイノベーションが求められるのは事実であろう。それは、児島地区のジーンズ産業において、何も製造業の技術・ものづくり段階でなく、商業における販売革新、流通革新、さらに地域づくりに至るまで、イノベーションは必要な要素である²⁵⁾。

イノベーションは、一般的に革新、あるいは技術革新として受け止められているが、シュンペーター (J. A. Schumpeter) は、資本主義経済を発展させるためには、イノベーションが経済成長の源泉であり、それは古いものである静態的均衡 (stationary equilibrium) を破壊し、新しいものを創造する創造的破壊 (creative destruction) の動態的過程であると主張している。すなわち、児島地区のジーンズ産業のイノベーションは、それらを取り巻く経済、経営環境に対応して、従来の方法と異なる方法を用いて、経営のパラダイム (paradigm) を変革させることであり、地域産業の成長と地域の繁栄を図って行くことに主眼をおいた革新にしなければならぬということである。よく言われることは、地域資産を活用して、児島ジーンズストリートを整備したのに、人を呼び込む集客効果や店舗の売上高が上がらず、地域の活性化に寄与しなければ、何のための投資であったのか、疑問が残ってしまう。児島地区にある地域の資源を最大限に有効活用したインセンティブ・メカニズム (incentive mechanism) を設計することができるかが、地域産業成長の鍵であると指摘できる²⁶⁾。そのため、地域産業に経営活動の仕組みや経済社会への対応を変革させ、さ

らには消費者の価値観に対しても大きなインパクトを与える地域ブランドを構築する創意工夫が重要となってくる。

おわりに

新たな地域ブランドづくりの主役は、地域に生産基盤や生活基盤を置いている地域住民であり、そこに暮らす人々がそれを大切に思い、大事にしていくことが重要視される。これからは、ようやく地域が自分たちのことを自分たちで決め、遂行していく時代が到来してきたのである。地域の企業とそこに携わる地域の住民は、地域資産を結集し力を合わせて、新たな世界を切り開いていくことになる²⁷⁾。言い換えれば、地域産業の発展は、とりもなおさず地域の発展であり、地域の未来は、地域の人々の手にかかっているといっても過言ではない。地域が一丸となって、カネがなければ知恵を出すことが大切であり、地域を愛し、誇りに思い、身の丈にあった地域ブランドを創り上げて行くことが望まれる。

これからの地域産業は、産業界のためにあるものではなく、地域の生活基盤のため、健康・福祉・教育・環境のためにあるというパラダイムの転換が必要である。また、地域経済・社会の活性化を実現するためには、地域産業が持っている潜在的な力を引き出し、地域振興にプラスに変換することができるかに係っている。特に地域の産業風土で育った中小企業は、地域ブランドに対する新たな活路を開拓すべきであろう。地域産業の成長は、地域内に雇用機会を創出し、地域内の所得水準を向上させ、人口定着の促進を図るなど、地域経済や地域社会の発展を促進し、快適で住みよい街づくりをもたらすのである。

《注》

- 1) 百瀬恵夫稿「地域産業の風土性とコミュニティ」, 百瀬恵夫・木谷一松編

- 『地域産業とコミュニティ』白桃書房，1986年，2，7頁参照。
- 2) 伊藤正昭稿「地域産業集積と革新的中小企業」，伊藤正昭・土屋勉男著『地域産業・クラスターと革新的中小企業群』学文社，2009年，51-52頁参照。
 - 3) 前掲，伊藤正昭稿「地域産業集積と革新的中小企業」，『地域産業・クラスターと革新的中小企業群』52頁参照。なお，54頁には産業集積研究の動向と特徴について，主な研究者とその研究成果が一覧表となっている。
 - 4) 前掲，伊藤正昭稿「地域産業の視点」，百瀬恵夫・木谷一松編『地域産業とコミュニティ』24頁参照。
 - 5) Emile Durkheim 著，井伊玄太郎訳『社会分業論（上）』講談社学術文庫，1989年，96頁参照。
 - 6) 伊藤正昭著『新地域産業論』学文社，2011年，173頁参照。および前掲，伊藤正昭稿「地域産業の視点」，『地域産業とコミュニティ』25-27頁参照。
 - 7) 服部銈二郎著『都市を読む地域を診る』同友館，1988年，2-3頁参照。
 - 8) 前掲，伊藤正昭著『新地域産業論』学文社，2011年，36-37頁参照。ヴァンキュラーとは，歴史学者イヴァン・イリイチ (I. Illich) によって使われた言葉で，本来は「地方特有の」という意味である。
 - 9) 前掲，『新地域産業論』256頁参照。
 - 10) R. E. ディキンソン著，木内信蔵・矢崎武夫訳『都市と広域』鹿島研究所出版会，1974年，3頁参照。
 - 11) 蓼沼朗寿著『地域政策論 [第2次改訂版]』学陽書房，1991年，218-221頁参照。
 - 12) 前掲，百瀬恵夫稿「地域産業の風土性とコミュニティ」，『地域産業とコミュニティ』10-11参照。魅力ある地域の建設には，「職」，「住」，「楽」，「教」の4つの機能をどのような形で充たし，地域共同体をつくるかということである。
 - 13) 前掲，『地域政策論 [第2次改訂版]』230頁参照。当時の長洲神奈川県知事は，「地方の時代」を現代文明社会の問題を解く「歴史的キー・ワード」と規定している。
 - 14) 前掲，『地域政策論 [第2次改訂版]』170-171頁参照。
 - 15) 前掲，『新地域産業論』245頁参照。
 - 16) 前掲，百瀬恵夫稿「白鷹町の地域産業の振興とコミュニティ」，『地域産業とコミュニティ』102参照。また，田中章雄氏は『地域ブランド進化論』において，地域活性化の切り札として，各地域で積極的に取り組まれているのが，地域ブランドづくりであると述べている。
 - 17) 佐々木一成著『地域ブランドと魅力あるまちづくり』学芸出版社，2012年，14-16頁参照。

- 18) 前掲、『地域ブランドと魅力あるまちづくり』95-96 頁参照。
- 19) 古川一郎著『地域活性化のマーケティング』有斐閣，2011 年，6 頁参照。ブランドは、「～らしさ」を生み出していく人々の集団の文化に色濃く影響される。
- 20) 事例については、井上近子氏のヒヤリング調査に参画した際、資料として作成した共同研究ノートを参考にしている。
- 21) バンタンコミュニケーションズ著『新ファッションビジネス基礎用語辞典〈増補改訂版〉』チャネラー，2009 年，937 頁参照。テキスタイル・コンバーター (textile converter) とは、古くから繊維問屋と呼ばれ、あるいは生地問屋といわれる繊維流通の要に位置する企業群のことである。繊維製品や衣料品あるいは呉服を扱い、「商品集散」、「需給調整」、「情報収集」の 3 つの機能を持ち、売れ筋商品を確保 (供給) したり、「適時」、「適品」、「適量」の備蓄・配分を行い、金融力を背景にして商品に対する需給調整能力を持った企業群である。最近では、特に商品企画力を持った生地問屋をテキスタイル・コンバーターと呼んでいる。
- 22) 清水均編『現代用語の基礎知識』自由国民社，2013 年，599, 1271 頁参照。OEM (Original Equipment Manufacturer: 相手先商標製造) とは、製造を発注した相手先ブランドで生産すること。OEM メーカーから製品の供給を受けた企業は、販売力を活かして自社ブランドでその製品を販売する。一方、製造の委託を受けたメーカーは、生産規模を拡大させることができる。流通業の場合は、プライベート・ブランド (PB: Private Brand) と呼ばれている。
- 23) 前掲『新地域産業論』89-91 頁参照。
- 24) 前掲、『地域ブランドと魅力あるまちづくり』50 頁参照。
- 25) 及川孝信稿「新しい時代に向けた地域産業マーケティング」、関満博・及川孝信編『地域ブランドと産業振興』新評社，2010 年，222-223 頁参照。地域ブランド化で必ず通る道筋として、「技術革新・イノベーション」を挙げている。
- 26) 今村哲稿「企業成長とイノベーション」百瀬恵夫・梶原豊編『ネットワーク社会の経営学』白桃書房，2002 年，14-16 頁参照。
- 27) 前掲，関満博稿「地域ブランドの時代」、『地域ブランドと産業振興』15-16 頁参照。

参考文献

1. 伊藤正昭著『新地域産業論』学文社，2011 年。
2. 伊藤正昭・土屋勉男著『地域産業・クラスターと革新的中小企業群』学文社，

- 2009年。
3. 今村哲著『地域商業の構造変化と地域経済の活性化に関する実証的研究』明治大学大学院，1994年。
 4. 加藤司・石原武政編『地域商業の競争構造』中央経済社，2009年。
 5. 経済産業省企業法制研究会『ブランド価値評価研究会報告書』2002年。
 6. 経済産業省知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会『第一回日本ブランドワーキンググループ資料』2004年。
 7. 佐々木一成著『地域ブランドと魅力あるまちづくり』学芸出版社，2012年。
 8. 清水均編『現代用語の基礎知識』自由国民社，2013年。
 9. 関満博・及川孝信編『地域ブランドと産業振興』新評社，2010年。
 10. 蓼沼朗寿著『地域政策論 [第2次改訂版]』学陽書房，1991年。
 11. 田中章雄著『地域ブランド進化論』織研新聞社，2012年。
 12. 電通 abic project 編『地域ブランド・マネジメント』有斐閣，2011年。
 13. 博報堂・地ブランドプロジェクト『地ブランド』弘文堂，2013年。
 14. 服部銈二郎著『都市を読む地域を診る』同友館，1988年。
 15. バンタンコミュニケーションズ著『新ファッションビジネス基礎用語辞典〈増補改訂版〉』チャネラー，2009年。
 16. 古川一郎著『地域活性化のマーケティング』有斐閣，2011年。
 17. 牧瀬稔・板谷和也編『地域魅力を高める「地域ブランド」戦略』東京法令出版，2008年。
 18. 百瀬恵夫・梶原豊編『ネットワーク社会の経営学』白桃書房，2002年。
 19. 百瀬恵夫・木谷一松編『地域産業とコミュニティ』白桃書房，1986年。
 20. 山下祐介著『限界集落の事実』筑摩書房，2013年。
 21. Emile Durkheim 著，井伊玄太郎訳『社会分業論（上）』講談社学術文庫，1989年。
 22. R. E. ディキンソン著，木内信蔵・矢崎武夫訳『都市と広域』鹿島研究所出版会，1974年。
 23. David A. Aaker (1996), *BUILDING STRONG BRANDS*, The Free Press.
陶山計介他訳『ブランド優位の戦略』ダイヤモンド社，1997年。

(原稿受付 2014年5月2日)

〈論文〉

日本のエネルギー資源貿易政策（13）

— 米国シェールオイル革命と 国際石油市場の変容 —

武上 幸之助

要 約

近年の世界的な原油価格上昇を受けて、米国内での石油関連技術開発進歩とそれによる相対的採掘コスト低下により、非在来型タイトオイルの一つであるシェールオイル生産が急速に増加してきた。米国内の中小石油業者は、安価な輸入原油に押され、永らく構造不況産業に指定され補助金を受けて命脈を維持してきたが、これによりコスト要因と技術開発要因の新展開により高収益産業になって再生してきた。枯渇に向かうとされた石油資源の、この供給変動、増加は、資源小国日本にとって一面で期待も大きい。

米国石油産業は、シェールオイルによる国内供給増加からその供給源を地政リスク高い中東、アフリカから、徐々に米国内へシフト回帰し、石油を巡る世界経済バランスに近年、様々な影響が出てきている。世界経済成長の大きな制約要因の一つである原油価格高騰化が、最大需要国である米国内部要因により供給変動、増加し、国際的な石油供給の重心が、「東から西へ」移行著しい中、同時に産出するシェールガス急増により天然ガスは価格低下トレンドに向っているが、逆にシェールオイル供給が開始されても原油価格は一向に高水準のままである。

先稿論文(12)にて WTI 石油価格指標が、世界実需 1.4%弱を占める程度であるのに国際石油市場マーカーとして一定の価格要因の勢力を持つ要因について分析した。米国シェールオイルは、まず輸出に振り向けられる選択は低く、国内石油産業の保護育成の経済資源として計画的な市場育成が

図られ、ドル経済とリンクして資源金融市場として成長が見込まれている。

その中で、早くも韓国資源公社 KNOG は、2011 年 3 月米国テキサス州 EagleFort リース区域所在 Anadarko 社を買収した。M & A 等、企業買収市場の整備された米国内に石油上流部門を獲得する事は、事例として我国の石油資源政策にとって現時点で最善の方策であろう。一方で、今後、日本の石油資源貿易政策では、中東依存の中での米国の国内回帰による中東アフリカの地政リスク増大への対応、米国からのシェールオイル輸入期待に向けての新たな方策が必要になる。またシェールオイル革命下、米国石油産業の業態再編が急速に進められている中、現在、米国は金融リスクが極大化局面を迎えており、この金融商品（ドルキャッシュ）としての石油商品の市場調達を再考、検討すべき時期でもある。

キーワード：国際石油市場、シェールオイル革命、資源の金融商品キャッシュ化、米国石油産業の保護政策、非在来型タイトオイル、資源環境問題

序：問題意識

米国発シェールガス・オイル革命は、頁岩 Shale 層を横掘りし、浸透存在する微量油質を、振動水攻法により集中水圧吸収して採取する新技術開発と、一方、高騰化するエネルギー資源市場の調達コストと比較した場合の低コスト優位性に起因する。現時点で順調なシェール油井開発と採取が生産量を急増させ、世界エネルギー資源需給構造の「東から西へ」の移動が生じ、米国石油需要の中東からの国内回帰と、安価な中東アフリカ石油輸入により補助金に依存する構造不況だった米国石油業者が再生を果たしている。と共に貿易ではシェールガスが、この供給革命により国際市場価格の低減化が顕著なのに比して、シェールオイルによる供給増加は、同様に米国需要が、貿易から国内内部化し、輸入需要の激減で価格は安定、低減化に進むと見られていたが、現時点で、全くその傾向が見られない。而して、この非在来型タイトオイルは、政府補助金が主な資金源だった中

小シェールオイル鉦区リース業者に大きな恩恵を与え、シェールオイル埋蔵量確認と採取利権を有する、これら米国石油業者がポートフォリオを改善し盛んな M & A が展開されている。

日本の石油資源調達の貿易政策では、シェールオイル増産の恩恵は、実はあまり期待できず、中東供給依存の継続と米国が中東から徐々に関与を引くことから生じる地政リスクを今後、大きく負担する可能性があり、また世界最大の金融リスク局面を向かえる米国市場で、金融商品キャッシュ化する石油供給に関与する高度な市場金融技術も必要となってくる。本稿では、特に米国国内投資を誘引するトピックスとしてのシェールオイルの市場発展経緯を抑え、今後の日本の資源貿易政策に一検討を加えてみる。

1. 米国シェールオイル革命のもたらす国際石油市場への影響

1-1. シェールオイル革命の影響

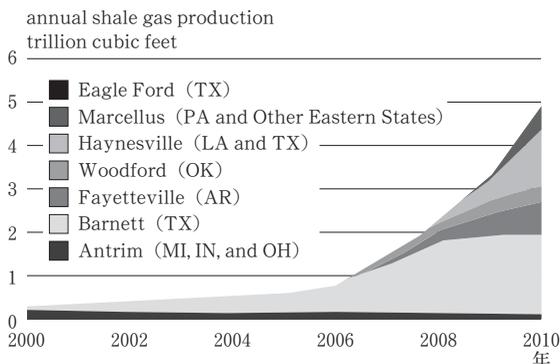
シェールオイルは世界広汎に存在するが、シェール油井開発に対する市場環境が、各産油国に大きく異なり、特に米国シェールオイル生産は、その市場環境から投資を米国内に呼び込み、順調に生産も急増している¹⁾。

また米国はシェールガス開発で中国と技術協力することで合意し、中国には CBM（コールベッドメタン）も豊富に埋蔵するとされ、非在来タイプオイルでも、国際資源開発提携の増加が近年、著しい。

EIA、IEA のシェールオイル報告を以下に見ると、急速な開発競争と市場成長の著しさが示されている。

米国エネルギー情報局（EIA）では、2020 年には 281 万バレルに達する予測をたて、その結果、米国の中東原油（在来型イージーオイル）輸入は減少し、エネルギー海外依存度引き下げが実現し、2030 年代には「脱中東」を果たすと展望している。一方、日本にとって米国の撤退により中東情勢が不安定化し、地政リスクの高まりからエネルギー供給に影響を与

図表 1-1-1 米国シェールオイルの各製油所の生産量状況



える可能性がある。この在来型資源が世界の権益競争を補完して緩和する。

また国際エネルギー機関（IEA）の「世界エネルギー展望 2011（WEO：World Energy Outlook）」（2011年11月）発表では、米国シェールオイルの生産量は日量140万バレル程度（つまり現在の日本の石油消費量の約3分の1）で頭打ちとなり、以降は減退していくと予想し、シェールオイルが米国の石油需給に影響を与える可能性は多少はあるものの、世界の石油需給に影響を与える可能性は殆どない、と結論付けていた。だが現在の原油価格がシェールオイルの開発・生産コストを上回っていることから、開発と生産が米国各地で進んだ結果、2012年のシェールオイル生産量は推定値日量200万バレル程度となっており、2011年11月時点でのIEAの予測を時期的に大幅に前倒したうえ、量においても大きく上振れしている²⁾。

これを受け、世界シェールオイル報告生産量も最近、上方修正されている。IEAは2012年版WEO（2012年11月発表）で、2025年前後には日量430万バレルと当初見込みの3倍程度に上方修正しており、さらに英国BPは北米以外でも生産が開始される結果、2030年には世界のシェールオ

図表 1-1-2 米国各地域でのシェールガス・オイル確認資源量

地 域	シェール層	シェールガスの 技術的に回収可能な 資源量 (TCF)	シェールオイルの 技術的に回収可能な 資源量 (億バレル)
①北東部	Marcellus	410	N.A.
	Antrim	20	N.A.
	New Albany	11	N.A.
	その他	30	N.A.
②南部・中部	Haynesville	75	N.A.
	Eagle Ford	21	N.A.
	Barnett	43	N.A.
	Barnett-Woodford	32	30
	Avalon & Bone Springs	N.A.	N.A.
	Fayetteville	32	20
	Woodford	22	N.A.
	Cana Woodford	6	N.A.
	その他	4	N.A.
③ロッキー マウンテン	Mancos	21	N.A.
	Lewis	12	N.A.
	Williston-Shallow Niobrara	7	N.A.
	Hilliard-Baxter-Mancos	4	N.A.
	Bakken	N.A.	40
④西海岸	Monterey/Santos	N.A.	150
合計 (本土)		750	240

データ出所：米国エネルギー省 Review of Emerging Resources: U.S. Shale Gas and Shale Oil Plays 2011年7月8日発表

イル生産量が日量 900 万バレルに到達する旨を示唆している。

さらに天然ガス取引はこれまで長期契約が主で、価格も石油に連動してきた。シェールガスの成長により「石油連動から独自の価格体系に変わるのではないか」、必要に応じて随時取引されるスポット価格は「長期契約価格では従来の半分程度になることもある」³⁾とも指摘されている。

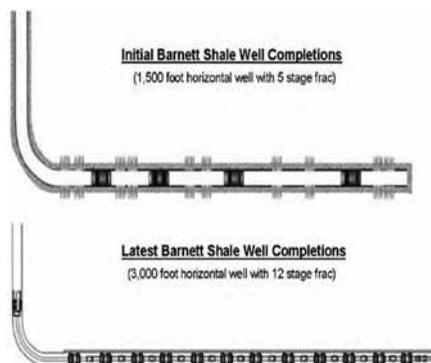
採掘コスト面では、発生熱量で比較すると、シェールガスの場合、100 万 Btu (British Thermal Unit 1 ポンド水を 1 華氏度引き上げるのに必要な熱量) 当たり 4~6 ドル (原油換算 1 バレル当たり 24~36 ドル程度) とされているが、シェールオイルは、1 バレル当たり 40~70 ドル程度とされている。

(財)日本エネルギー経済研究所角和昌浩氏 (東京大学特任教授、昭和シェール石油(株)戦略チーフ) は、石油学会 WG にてシナリオ手法の検討で、石油資源を巡る「資源貿易の近未来は、日本経済にとり、何らかの政策展開 (交渉ゲーム) を図らねば、可能性の残らぬ将来」シナリオである (補注 2 参照) としている。

またシェールオイルなど非在来型油田開発に中心的な役割を果たしたのが、シュルンベルジュ (Schlumberger)、ハリバートン (Halliburton)、ベイカーヒューズ (Baker Hughes)、ウェザーフォート (Weatherford) であり、典型的な多国籍技術開発組織であった⁴⁾。

近年の原油市場価格は WTI マーカーで、120~140 ドル/B を維持しており、この点ではかなりの安価であることが分かる。また現時点で米国、カナダなどシェールオイル油井開発が進められているのはまだ限定的であり、他の産油国からの参入でさらにコストが低くなる可能性がある。本来、資源価格の下方硬直性から、現時点で米国シェールオイルの市場価格が最低価格であっても、その価格水準が、価格下支えとなり、値下がりを抑える作用もあることは今後、注意に値する。

図表 1-1-3 バーンネットシェール採掘の水平掘削段数と回収モデル



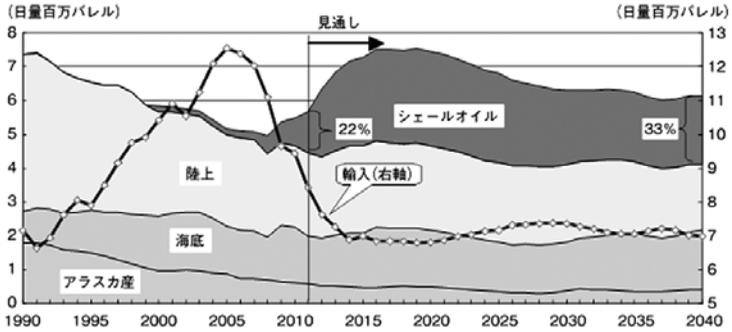
(出所) SPE HP 2014 より。

1-2. 主な米国シェールオイル油田の供給問題

米国シェールオイルの全石油生産量および総輸入量に占める割合は、現在 20%程度であるが、今後の油田採掘の進展によれば 33%までの増加が予測されている。特に市場価格の関連からは、シェールオイル掘削は、多くの場合、過去のピークアウトした油田の再採掘であり、海底深水油田での採掘コストに大きな優位性を持っている事から、原油価格に対し、生産コストの大幅な引下げ、また開発コストの減少、さらに輸入量の減少を招くと期待されている。だが、価格推移の傾向は、EIA、PwC など主要な石油価格調査機関によっても、様々な予測となっている。特にシェールオイルの増加でも、価格傾向に下げ止まりが、あまり予期されていない点が注目に値する。

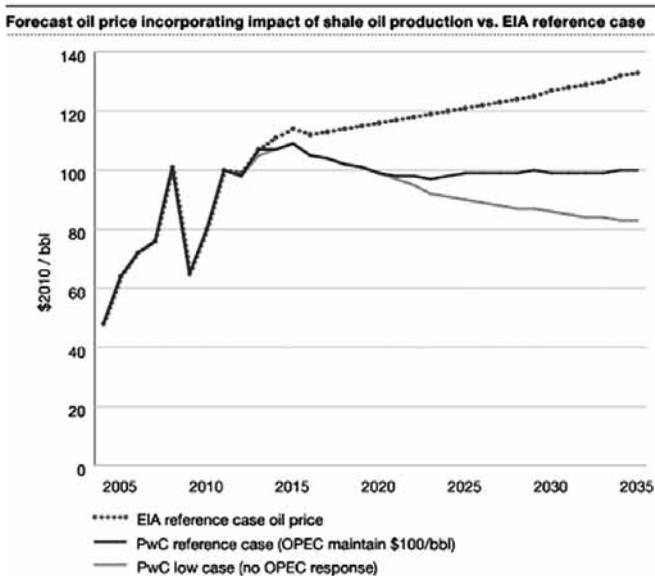
シェールオイルの生産が顕著に増加した 2009 年段階でも、一時的に WTI マーカ―価格は下落したものの、シェールガスは、以降、値下がり傾向が強い一方、シェールオイルは市況反転して高値留まりのまま価格水準を切上げていることが示される。

図表 1-2-1 米国産原油の生産 輸入推移と予測



(出所) 福田佳之「シェールガスからシェールオイルへ」東レ研究所(株)東レ『業界展望』2013. 6, p. 13.

図表 1-2-2 EIA, 及び PwC が予測する価格シナリオ



(出所) PwC 資料, 参考文献 (3), 2013.

1-3. 米国シェールオイル開発を巡る市場競争と問題点の指摘

一方で、非在来油田であるシェール油井は、大手国際メジャーが進出しなかった構造不況状態の国内中小石油業者が、未整備のためパイプラインを用いることが出来ず、鉄道貨物輸送で石油を輸送し、テキサスを中心とした石油配送施設、港湾から配送するといった前近代的なインフラの下で操業するに過ぎない。鉦区リース権を保有するこれら中小石油業者にとり、シェール革命は大きな投資を誘引する「プロモーション・トピックス」でもある⁵⁾。

さてこのシェールオイル開発に大きな特徴が M & A によるシェール鉦区のリース権、採掘権を持つ企業の買収市場である。図表 1-3-1 では、近年のシェールオイル企業の M & A 売買金額事例を示す。

図表 1-3-1 2013 年米国シェールオイル企業の M & A 事例（金額 10 億ドル以上）

時期	買い主	売り主	主要な取引資産	規模
2月	BHP Billiton (豪)	Chesapeake (米)	アーカンソー州 Fayetteville	47 億ドル
3月	KNOC (韓)	Anadarko (米)	テキサス州 Eagle Ford	15 億ドル
6月	Marathon (米)	Hilcorp Energy (米)	テキサス州 Eagle Ford	35 億ドル
6月	ExxonMobil (米)	Phillips Resources と その関連会社 (米)	Marcellus シェール事業者	17 億ドル 〈企業買収〉
7月	BHP Billiton (豪)	Petrohawk (米)	テキサス州 (Eagle Ford, Haynesville 15 万 boe/d)	150 億ドル 〈企業買収〉
10月	Statoil (ノルウェー)	Brigham Exploration (米)	ノースダコタ州 Bakken	47 億ドル 〈企業買収〉
11月	EV Energy (米)	EnCana (加) 他 1 社	テキサス州 Barnett	12 億ドル
11月	未公表 (国際的企業)	Chesapeake (米)	オハイオ州 Utica	24 億ドル
11月	KKR 他投資ファンド, 伊藤忠商事	Samson Investment (米)	ロッキーマウンテン, テキサス州周辺	72 億ドル

(出所) JOGMEC レポート, 参考文献 (4), 2013。

図表 1-3-2 近年のシェールガス・オイルによる特別税収入の大きな合衆国州

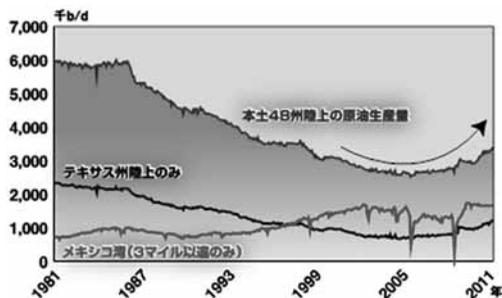
州	収入 (U.S. \$ Millions)	州税に占める割合 (%)	ランク
アメリカ全体	10,728.9	1.4	—
アラバマ	144.2	1.6	13
アラスカ	2,116.0	64.4	1
コロラド	136.9	1.5	14
カンザス	132.3	1.9	11
ケンタッキー	275.3	2.8	10
ルイジアナ	904.2	8.3	7
ミシシッピ	81.8	1.3	15
モンタナ	264.7	11.4	5
ネバダ	62.2	1.0	16
ニューメキシコ	843.9	16.2	4
ノースダコタ	391.3	21.9	3
オクラホマ	942.1	10.6	6
テキサス	2,762.9	6.9	9
ユタ	101.5	1.7	12
ウェストバージニア	328.3	7.1	8
ワイオミング	803.6	39.7	2

(注) 上記以外の州は石油・ガス特別税を課していないか、あるいは州税に占める割合が1%未満
(出所) National Petroleum Council “Prudent Development—Realizing the Potential of
North America’s Abundant Natural Gas and Oil Resources” 2011年9月15日発表

これによると米国の巨大な企業売買市場の状況が分かるが、また、一方でシェールガス・オイルによる特別税収入で非在来型石油油井の存在する州で、かなりの財政好転がみられるのも特徴的である。

またテキサス州とその他の州でのシェールオイル生産比率を見てみると、図表 1-3-3 のように米国の州間の経済格差がシェールオイル増産により是正される傾向を示している。

図表 1-3-3 テキサス州とその他州での原油生産状況



(出所) JOGMEC レポート, 参考文献 (4), 2013。

2. 国際石油市場の変容と今後の問題

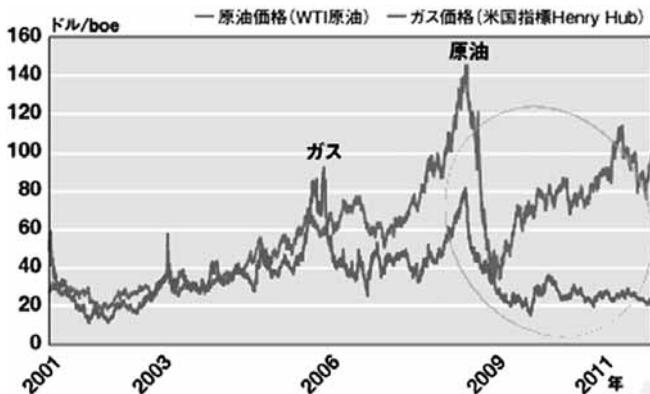
2-1. 米国シェールオイルに先行するシェールガスの市場価格動向

シェールガスとシェールオイルは、ほぼ同一頁岩地層から同時産出して
くるため、本来は同一のエネルギー資源として供給、利用されるが、その
用途、市場価格弾力性はシェールガスとシェールオイルとで全く異なる傾
向を持っている (図表 2-1-1)。

シェールガスの急速な開発により 2009 年、米国はロシアを抜いて世界
最大の天然ガス生産国になったが、この米国シェールガスの世界市場への
供給過剰から米国天然ガス相場は 08 年 7 月 100 万 BTU 当たり 13.69 ドル
をピークに、09 年 9 月には 2.4 ドルまで急落した。この結果、米国向け
LNG (液化天然ガス) の大半の需要がなくなり、スポット LNG として欧
州市場に流入、世界的不況によるガス需要の減少もあり、世界天然ガス市
場は暴落した。

天然ガス市場で米国が、これまで競合するガспロムなど LNG ガスメ
ジャーの動向から、需要市場は奪取できたものの、価格操作力 (プライス

図表 2-1-1 WTI と Henry Hub によるシェールオイル・ガス価格傾向



(出典) 米国エネルギー省および JOGMEC 資料 2012。

リーダーシップ) を獲得できなかったのは、国際メジャーの市場寡占支配力が、石油メジャーや産油国 OPEC などの石油市場寡占度と比して、弱かった為と考えられる。特に HI 指数 (ハーフィンダール) において、LNG 業者、シェールガス供給業者の全需要市場に対する割合が、石油業者に比較して、極めて小さい点がここで指摘できる。

2-2. 米国シェールオイル市場の育成政策

シェールオイルの開発、増産に当たって、米国の石油政策は、このプライスリーダーシップ権の獲得に大きな影響を持っている。市場参入する米国シェールガス業者の実態数と今後の新規参入者との競合、世界市場での価格競争関係を考えると、今度、シェールオイル中小石油業者の統合、整理淘汰が予測され、それにより一定の市場寡占度が高まるまで参入業者数の統制が行われ日本など海外市場への供給は、可能性として低いと考えられる。

結語：日本の資源貿易政策の課題

1. 資源小国にとっての資源貿易政策 重要な3要因の指摘

日本の資源獲得政策にとり、国際資源に関する市場情報での評価、検証などの情報戦略、また価格支配の影響力の大きい特に資源メジャー動向調査などは、重要な戦略オプションの一つである。原油、LNGなど、日本経済成長の主要付加価値生産の原料となる重要資源は、自国、独自の政策立案の他、米国との政策連携による事が、現時点では、輸入調達の効果的な方途の一選択肢である。即ち、日本の資源貿易にとり、米国資源政策と連携して市場情報、市場参加者の動向、また市場の中での戦略決定していくためには、以下の方針が重要な要因となる。

- ① 国内と国際市場との資源貿易における情報流通の不可欠性
- ② 国際市場での主要な市場支配者である資源メジャーの動向調査、分析
- ③ 資源メジャーとの連携、協調、対抗など資源戦略を考慮した自国独自の政策決定等である。

2. 国際資源市場のフレーム：資源戦略シナリオの検討

従来、貿易実需取引では需要/供給要因より、市場価格決定される市場モデルを通じた概念フレームワークが一般に用いられる。だが特に資源貿易では、主に資源メジャーを中心とした市場と市場外（OTC）取引が普及しており、需給要因が情報埋没化されることから、強、弱者市場プレーヤーによる戦略モデル、市場行動、市場成果を通じたシナリオ検討のフレームワークが意義を持つ。近年、資源商品はキャッシュフローとしてコモディティ化され、新たなシェールオイル開発では、かつてと全く異なるドル金融手法が利用された。

重ねて資源小国である日本資源貿易は、旧石油公団を引き継いだ石油天

然ガス金属鉱物資源機構 JOGMEC による自主的な海外資源開発、資源輸入策、備蓄政策が進められているが、小規模であり、国内産業民生需要に対応する為には、産油国との国際的連携、資源メジャーとの政策対応が重要な選択肢である。主に国際寡占化の動向、戦略の検証、評価、問題点の指摘を通じて、日本の資源貿易が、資源メジャーとの連携、協調、対抗といったオプションについて、政策立案を模索することが、資源商品が高騰化する現在、特に重要である。米国の資源政策は、米国独自の政策形成プロセス（シンクタンク等の介在）を通じて資源メジャーがその担い手として政策実施、予算が付き、そして政策実現される。故に今後、急速に枯渇に向かうとされる資源調達に付加価値の高い製品貿易に特化する日本経済にとって生命線であり、ここで米国資源メジャーとの連携強化が必須要件となる。メジャーはその資源利権を担保に、キャッシュフローを拡大し、そのファイナンス力を通じて国際資源市場で価格コントロールする。およそ後期資本主義、金融資本化段階における国際資源市場では、そのフレームワークはメジャーとの連携、協調、対抗などの市場行動と市場成果の獲得が不完全競争的に行われる事から、参加プレーヤーに大きな強者の影響の問題点が提起される事となる。そこで環境技術など「資源貿易での交渉カードの分析」は、日本にとって資源メジャーとの貿易交渉において優位性を構築することとなる。

3. 資源商品の市場特性

資源貿易では、多くの場合、寡占化を通じて、コンテストブル市場状況となっており、市場環境の急変により、各市場参加者の行動が、一致同行動を採用すると強者の支配力が急速に強化されたり、衰退するケースが頻繁に存在する。また過去には国際資源市場を支配した米国石油産業は衰退著しかったが、石油価格上昇により、コスト面で比較優位が生じシェールオイル新技術開発に市場成果が現れると、米国石油産業が急速に国際市場

に台頭するようになった。資源商品は市況変動が激しく、規模の経済性の発揮できない限定的な市場特性を持つ故、メジャー間の M & A、戦略提携、カルテルといった市場不完全競争戦略が採用（ex.市場の失敗）され、それにより市場環境が一転する事も多い。非在来型シェールオイルには市場陥穽が幾つか指摘されている。

4. 日本資源貿易政策の問題点の指摘と交渉カード

① バイヤーズプライオリティの問題

日本は原油資源、メタル、レアアース資源の世界最大の消費市場を有しながら、アジアプレミアムといった国際市場より割高な価格で購入しているケースが殆んどであり、過去より指摘が繰り返されている。だが一方で戦略的に交渉カードとしてこれを利用できる側面がある。

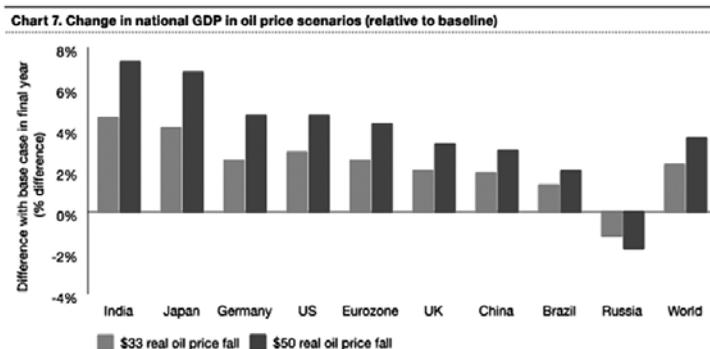
② 商社エージェン特経由の短期流通取引が中心だが、メジャー連携強化で国内生産拠点化

日本の資源貿易の主体が元売各社の原油、LNG 取引を除くとほぼ商社エージェン特経由が多く、プリンシパルな生産者より流通上の短期スタンスで取引が契約される事例が多い。拠って川下特化の戦略に終始し易い傾向を持つ。日本の石油輸入市場では、日鉱・日石の合併により民生元売は一社にまで減じ、一方で英米外資系昭和シェル、エクソンモービルが資本提携により、今後の日本の石油調達に大きな可能性の意義を持つ事例を提示しており、川上部門との政策連携が一部、有効に示される事例である。

③ 取引業者の資本蓄積とキャッシュフローの問題

日本でも資源メジャー育成政策の見直しが繰り返されたが、資本が乏しく、日本の期待する資源政策の一貫性が川下から上流部門では展開困難である事、また資本蓄積がメジャーのキャッシュフローに及ばない事で市場では弱者の立場となり不利化しているなどが指摘される。今後、資源商品の国際市場での金融商品化がさらに進むと、資源金融ファイナンス手法の

(補)図表 石油価格下落によって GDP 成長強度にどれほど影響するか



Source: PwC analysis using NiGEM, 2013.

開発，リスクマネジメントの検討が課題となっていく。

補注

1) 日本のシェールオイル開発に対するスタンスとシナリオ分析

① 野神隆之 (JOGMEC 石油調査部上席エコノミスト) は、日本のシェールオイル開発について以下指摘している。「日本では一般に「シェールオイル」に、非シェール層に存在する原油成分、砂岩の原油流動性低層「タイトサンドオイル (オイルシェール)」も含めている。シェールオイルであるが、天然ガスと違って液体であること、そして粘性があることから、その開発・生産コストはシェールガスのそれよりも高くなっている」。

② 「秋田県でシェールオイル採取試験を開始 成功すれば国内 2 例目」
日本経済新聞 (2014. 5. 23)。

資源開発大手の石油資源開発は 23 日、秋田県男鹿市の福米沢油田で、地下深くの岩盤に含まれる新型原油「シェールオイル」の生産に向けた実

証試験を始め、掘削作業現場を報道陣に公開した。年内の産出を目指しており、成功すれば国内で2例目になる。同社は4月、秋田県由利本荘市の鮎川油ガス田で、国内で初めてシェールオイルの商業生産を開始。この際は既存の井戸から岩盤層に酸を注入し、鉱物などを溶かす方法だった」。

2) シェールオイルに関して戦略シナリオの指摘

昭和シェル石油(株)戦略チーフ 角和昌和東大教授「シェールオイルが国際市場に供給されても現価格を下回ることはない(下方硬直性)」。「日本経済の近未来シナリオ」文京アカデミー講演会(2013.12.6)以下指摘した。

1. 米国の保護貿易化、中東政策が転換点を迎え政治関心が内政関心へ移行。中東やロシア産油国への政治圧力の緩和化。本来、モンロー主義に見られる米国の海外貿易政策は国内関心が大きなモーメントとなる可能性がある。
2. 一方、ドル政策については石油輸入の対外決済の減少から、後退し、石油決済を主軸とした国際決済通貨としてのドルの地位低下が、また政治的にも国内財政問題へ関心へ移行しドル引き締めと金利引き上げ傾向が深まると考えられる。
3. 米国石油産業は、比較的安価な輸入石油に対抗するため、補助金を受けており、この撤廃が予想される。また原油価格が下がり米国内での石油需給が緩和化されることは明確と考えられる。
4. 余剰なシェールオイルが生じるとするならばシェールオイルが米国外へ輸出されるか、日本へ輸出される見込みがあるのか。その場合、輸出価格がどのように設定されるか。現時点では未確定要素も多い。
5. シェールオイルの市場化について、実態は、中小ベンチャーを中心にアラバマ地域を主とし、米国内の輸送も体制不十分であるし、東部産原油を主な市場化する WTI への影響度は、米国内とはいえ

大きくなるとは考えづらい。可採掘量は今後の技術進歩によるとして埋蔵確認量から、新たなシェールオイルマーカースが出現する可能性も指摘される。

《注》

- 1) ロシア、中国のシェールオイル層は早期から埋蔵確認されているが、鉋業法により開発資源は国家所有（中国は国家とCNPC、Sinopecが独占）となることから、開発が限定的となりシェール地上リグ稼働総数では、2012年米国1,965基、カナダ487基に対し、資源大国である両国は未確定（推定0基）となっている（出典：Baker Hughes HP）。
- 2) 市原路子「シェール層開発で復活する石油天然ガス開発大国の米国」JOGMEC石油調査部報告書、2012年、pp.39-42。
- 3) 東京ガス岡本毅社長談、『日本経済新聞』2103.12.2。
- 4) 参考文献(2)、pp.2-3。
- 5) 先稿論文(7)「レアアース危機に際する日本の資源貿易政策」で指摘したとおり、米国中堅石油商社ユノカルの買収に失敗した中国が、日米にレアアース危機を迫り、窮した日本がユノカル傘下モリコープのレアアース廃鉱を購入、米国の不況鉱山企業が再生を果たすといった事例から、トピックスと記した。

参考・引用文献

- (1) Leonardo Maugeri, “The U.S. Shale Oil Boom: Potential Impacts and Vulnerabilities of an Unconventional Energy Source,” Policy Brief, Belfer Center for Science and International Affairs, Harvard Kennedy School, June 2013
- (2) Ihara Ken「シェールガス・オイルの採掘技術のトレンド2013」JOGMEC調査報告書、2013.11
- (3) PWC HP report, “Shale oil; the next energy revolution,” The long term impact of shale oil the global energy sector and the economy, Feb. 2013
- (4) Ichihara Michiko「シェール層開発で復活する石油天然ガス開発大国の米国」JOGMEC石油・天然ガスレビュー、39、2013
- (5) Ichihara Michiko「米国のLNG輸出とシェールオイル増産が石油・天然

- ガスの国際市場に与える影響」JOGMEC 国際セミナー『JOGMEC 石油・天然ガスレビュー』71, 2013
- (6) 星野優子「エネルギー価格の将来シナリオをどのように参考にすればいいのか」(協電力中央研究所社会経済研究所, SERCI11031, 2011)
 - (7) 福田佳之「シェールガスからシェールオイルへ」東レ研究所『業界展望』2013, p.13.
 - (8) 連邦政府環境保護庁 HP 「Draft Plan to study the protectional impacts of Hydraulic fracturing on drinking water resources」2014

Japanese Trade Policy concerning Energy Resources (13):

The American Shale Oil Revolution and Transformation
of International Oil Trading Market

TAKEGAMI Konosuke

Abstract

In response to a rise in recent global crude oil price, the shale oil production that was one of the non-existing-type tight oil grew up by oil-related technology development progress in the United States and a relative digging cost drop rapidly. The small and medium size oil supplier in the United States was overwhelmed by cheap import crude oil and it was appointed for a smoke-stack industry for a long time and received a subsidy and maintained existence, but it was in this way for high profit industry by a cost factor and the new development of the technology development factor and regenerated it. As for the supply change, the increase in oil resources told to go to the drying up, the expectation is big with one side for nation of limited natural resources Japan.

The oil patch in the United States gradually shifts the source of supply to the United States from Middle East that geopolitical risk is high in, Africa and recurs, and in late years various influence appears in world economy balance around the oil. Supply fluctuates by the United States inside factor that becoming it is the greatest demand country, and the crude oil price remarkable rises that are one of the big limitation factors of the world economy growth increase, and natural gas leaves for the price erosion trend by a shale gas rapid increase to produce at the same time while a shift is remarkable, but even if shale oil supply is started adversely, which will lower the crude oil price at all, and the center of international oil supply does not remain from “the east in the west” from Middle East, Africa to the United States.

I analyzed it about a reason to have the power of a constant price factor

as International Oil Trading market marker though WTI oil prices index accounted for a little less than 1.4% of world actual demands in last article article (12). At first the choice appropriated to export is low, and, as for the American shale oil, market upbringing that is premeditated as economic resources of protection upbringing of the domestic oil patch is planned, and I link with dollar economy, and growth is anticipated as the resources money market.

Korean resources public corporation KNOC purchased American Texas EagleFort lease area location Anadarko company early in March, 2011. It will be the best policy for oil resources policy at present that mergers and acquisitions get oil upper reaches section in the maintained United States of the management buyout market. On the other hand, correspondence to geopolitical risk increase of Middle East Africa by the American country recurrence in the Middle Eastern dependence, a new policy for the shale oil import expectation from the United States will be necessary in the Japanese oil resources trade policy in future.

In addition, financial risk invites maximization situation, and the United States reconsiders the market procurement of the oil product as these financial products (dollar cash) and is the time when we should examine it now while a shale oil revolution bottom, business condition reorganization of the oil patch in the United States are pushed forward rapidly.

Keywords: International Oil Trading market, a shale oil revolution, the financial products cash of resources, protectionism of the oil patch in the United States, Non-existing-type tight oil, an environmental resources problem

国税通則法改正における 理由附記について

村松芳弘

要 約

国家が国民に租税を賦課するという事は、「国民の財産権を侵害」することに他ならない。そのために、憲法84条は租税法律主義を規定しており、国民に租税を課す場合には法律または法律の定める条件によることを必要とするとしている。

租税の賦課徴収において、実体法としての所得税や法人税等は、政策により比較的容易に法律が改正される感があるが、租税の基本法としての国税通則法は、昭和37年4月に制定されてから長らく改正がされていなかった。

平成23年度の税制改正において、平成23年12月2日、「経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、納税環境に関する国税通則法の改正が行われた。

国税に関する不利益処分等の理由附記については、これまで、基本的に行政手続法の規定は適用されず、所得税法等の個別法により理由附記を行うこととされていた。今般の改正により、処分の適正化と納税者の予見可能性確保の観点から、白色申告を含むすべての処分について、理由附記が実施されることとなった。

今回の国税通則法改正により、行政手続法の適用を受けることになり、そこにどのような意義があるのか、そして新たにいかなる問題を引き起こすことになるのかを明らかにしたい。

本論文では、Ⅱで理由附記の意義を明確にするため、理由附記の意義として、その法的根拠および憲法との関係、そして従来の学説および行政手

続法の制定趣旨について検討をする。

Ⅲでは、理由附記をめぐる最高裁判例は、租税行政における青色申告の更正処分をめぐる税務訴訟分野で形成されてきたという理由附記の歴史的背景を受けて、最高裁昭和53年5月31日判決のリーディングケースを基礎にその後の租税行政における判例を取り上げ、さらに、Ⅳで、租税判例以外の分野での行政処分の理由附記に関する初めての最高裁判決である一般旅券発給拒否処分取消等請求事件、公文書開示事件及び一級建築士免許取消処分等取消請求事件を検討する。Ⅴでは、ⅢとⅣで取り上げた判例の共通点と相違点を見出して今回の改正にどのような影響を与えているかを考察してみる。また、Ⅵでは、行政手続法が適用されることにより新たに生じるであろう問題点を論じる。

キーワード：理由附記，行政行為，行政手続，行政手続法，不利益処分，手続的瑕疵，形式的瑕疵，租税行政

目 次

- I. はじめに
- II. 行政手続法における理由附記の意義
 - 1. 理由附記の法的根拠
 - 2. 憲法上の根拠
 - 3. 従来の学説
 - 4. 行政手続法の制定
- III. 理由附記に関する判例の動向（租税行政に係る判例）
- IV. 理由附記に関する判例の動向（租税行政以外の領域に係る判例）
- V. 理由附記に関する判例の動向（まとめ）
 - 1. 租税判例に係る判例の考察
 - 2. 租税行政以外に係る判例の考察
- VI. 理由附記に行政手続法が適用されることにより新たに生じる問題点
- VII. おわりに

I. はじめに

平成 23 年度の税制改正において、平成 23 年 12 月 2 日、「経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」¹⁾が公布され、納税環境に関する国税通則法の改正が行われた。

国税に関する処分の理由附記については、これまで、所得税法等の個別法により理由附記を行うこととされていた処分を除き、原則として行うこととされていなかったが、この改正により、処分の適正化と納税者の予見可能性確保の観点から、すべての処分（行政手続法第 2 章の申請に対する拒否処分及び同法第 3 章の不利益処分）について、理由附記が実施されることとなった²⁾。

今回の国税通則法改正前においては、国税に関する法律に基づく処分は、金銭に関する処分であり、処分内容をまず確定し、その適否については、むしろ事後的な手続で処理することが適切であること、主として申告納税制度の下で、各年又は各月毎に反復して大量に行われる処分であること等の特殊性を有していることに加え、限られた人員をもって適正に執行し公平な課税が実現されなければならないものであることを勘案して、その手続きは全体としていかにあるべきかという観点から、国税通則法及び各税法において必要な範囲の手続が規定されていた。そのような理由で、国税に関する法律に基づく処分には行政手続法第 2 章及び第 3 章は適用されないこととされていた³⁾。

国税通則法の改正により、行政手続法の規定に基づいて、国税当局が拒否処分や不利益処分を行う場合には、その処分に対して理由附記が実施されることになる（通法 74 の 14）。また、個人の白色申告者に対する不利益処分を行う場合も理由附記が行われ、その対象が拡大される⁴⁾。

理由附記をめぐる最高裁判例は、まず青色申告の更正処分をめぐる税務

訴訟分野で形成されてきた。その後、昭和60年1月22日に租税法以外の分野における行政処分の附記に関する初めての最高裁判決（一般旅券発給拒否処分取消等請求事件）がなされている⁵⁾。また、行政手続法制定後、平成23年6月7日には処分基準と理由附記の関係について判示する判決（一級建築士免許取消し事件）が出されている。

この度の国税通則法改正により、行政手続法の適用を受けた場合、行政機関には処分基準の策定の努力義務化及び理由の提示が義務付けられるようになるが、本稿では、租税行政の分野では処分基準の策定が可能なのか、さらには、処分基準が存在する場合、しない場合において、処分基準と附記すべき理由の内容はどのような関係に立つことになるのかを明らかにし、さらに、行政手続法の適用によって生ずる個別的な問題についても指摘する。

II. 行政手続法における理由附記の意義

1. 理由附記の法的根拠

理由附記とは、行政処分を行うに際して、その理由を処分書に附記して相手方に知らせることをいう。行政庁のあらゆる意思決定には何らかの理由がある⁶⁾。

行政手続における理由附記の根拠は、行政手続法⁷⁾第14条及び第8条に求めることができる。第14条はその対象となる処分が不利益処分であるのに対し、第8条は許認可等の申請に対して行政庁が拒否処分をする場合に、処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務付けるものである。このふたつの条文の趣旨は基本的に異ならない⁸⁾といわれている。その趣旨は、①行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する恣意抑制機能と②処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える訴訟提起便宜機能にある⁹⁾。

2. 憲法上の根拠

行政手続法における憲法上の根拠は、憲法 31 条の適正手続の保障を根拠とする説、憲法 13 条に根拠を求める説、および憲法 31 条と 13 条の併用にその根拠を求める説さらに憲法の具体的条文によるものではなく、日本国憲法における法治国の原理の手続法的理解の下に、国民の権利利益の手続的保障が憲法上の要請であるとする説（手続的法治国説）もある¹⁰⁾。

現在では、一般に行政手続における一分野でもある租税行政においても適正手続の保障は要請されると考えられているが、その根拠については行政手続における憲法上の根拠と同様の議論がなされている¹¹⁾。

憲法 31 条は、「その他刑罰を科せられない」という文言からもわかるように、直接的には刑事手続きについての規定である。しかし、その趣旨は、行政手続にも準用されると一般的に解され、行政手続にも適用されると解する説も有力である¹²⁾といわれている。

塩野宏教授は、「日本法における憲法論議として、憲法 31 条に固着することは、合理的ではない。適正手続が要請される行政手続及びその内容は、刑事手続よりはるかに多様性に富んでおり、憲法 31 条を根拠とするのでは、解釈論的にも立法論的にも、限界がある」。そして、「行政活動の手続的規制についても、法治国原理の充実を意味する法治主義の手続的理解という立場から、行政手続の整備が憲法上の要請であることを導き出すことができる」と述べている。また、憲法 13 条説は、憲法 31 条説と同趣旨であるであろうが、実証性を欠くものであるとしている¹³⁾。

また、大浜敬吉教授は、憲法 13 条が実体的デュー・プロセスを定めた規定と解し、行政手続規定の根拠としては、法の支配の原理を基本とし、これに 31 条を併用するのが妥当であるとしている^{14), 15)}。

北野弘久教授は、更正処分のための理由を附記することは、憲法 13 条、31 条の「適正手続」の要請であり、そのような手続を欠く処分は違法と

なるであろうと述べている¹⁶⁾。

判例は、「憲法 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」としている¹⁷⁾。

適正手続の保障が行政手続にも適用がされることは、その根拠条項を憲法 31 条に求めるか、あるいは 13 条に求めるかは学説上の争いがあるが、今日では適正手続保障が行政手続にも適用されることは争いがないといえる。

3. 従来の学説

理由附記をめぐる問題は、従来、行政行為の瑕疵論として論じられ、伝統的学説においては、理由附記の瑕疵は形式的瑕疵の一つとされている¹⁸⁾。田中二郎教授は、「行政行為は、それが正当の権限を有する行政庁によってなされたことを示すとともに、その内容を明確にし、利害関係人をしてその内容の認識を容易ならしめ、これに関する証拠を確保して将来に争の発生することを防ぎ、もって法律生活の安定を図るために、一定の形式を要件とすることが多い。形式の欠缺がこれらの要請を全く充し得ない程度に及ぶ場合においては、その行政行為は、無効である」とし、理由又は日付を欠く行為について、「行政行為をなすに当って、その理由を明示し、又は、その日付を記載すべきことを要件としている場合がある。理由を附すべきことを要件としている裁決・決定又は不許可処分等について、全く理由を附していないときは、その行政行為は無効と解すべく、行政処分に附せられる日付は、単に、行政処分のなされた日を明確にする意味をもつに止まるから、それを欠くことを理由として直ちに無効になるとは称し得ない」と述べている¹⁹⁾。したがって、不利益処分における理由について、その処分をすることについて何らかの理由が書面あるいは口頭で提示され

たときは、その処分は有効となる。そして、理由の内容に不備がある場合でも、直ちに無効とはいえず²⁰⁾、その瑕疵が治癒された場合には、当該処分は有効であるものと考えられる。そうすると、法律が明文で理由附記を要求していない場合には、行政庁は処分理由を述べる必要はないこととなる²¹⁾。判例²²⁾は、白色申告者の推計課税をした場合には、その通知書には理由の附記を要しないとしている²³⁾。

4. 行政手続法の制定

行政手続における一般法として、平成5年には行政手続法が制定された。その目的は、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって国民の権利益の保護に資すること」である。

しかし、租税行政においては、平成23年12月の改正前の国税通則法²⁴⁾第74条の2で行政手続法の適用除外を規定していた。これは、租税行政においては、従来から各個別の法律において手続が規定されていた²⁵⁾こと、金銭に関する処分であり、処分内容をまず確定し、その適否については、むしろ事後的な手続で処理することが適切であること、主として申告納税制度の下で、各年または各月ごとに反復継続して大量に行われる処分であること等の特殊性を有していることに加え、限られた人員をもって適正に執行し公平な課税が実現されなければならないものであることを勧告して、その手続きは全体としていかにあるべきかという観点から国税通則法及び各税法において必要な範囲で手続が規定されているため行政手続法の規定から適用除外されていたといわれている²⁶⁾。

平成23年12月の改正により、行政手続法8条と14条が適用除外から除外された。これは、近年パソコンなどの電子機器が普及し平成13年に

国税総合管理（KSK）システム、平成16年には国税電子申告・納税システムの運用が開始された現在では、反復継続して大量に行われる処分であるとか、限られた人員で処理をしなければならないなどの理由で適用除外するには根拠が乏しいためと考えられる。

理由附記を要求する明文規定は必ずしも多くなかったため、理由附記を要する行政処分は、行政手続法制定前の段階では、例外的なものにとどまっていた²⁷⁾が、同法制定以降、後にIVで検討するが一級建築士免許取消処分等取消請求事件²⁸⁾では、公表された処分基準に基づき、事実関係と適用法条、処分基準の具体的適用関係の摘示が求められることを明確化する形で再構成した²⁹⁾判決がなされた。

また、租税行政においては、行政手続法制定以降、理由附記をめぐる顕著な変化はないように思われる。それは、租税行政処分の取消を求める訴訟は、原則として租税不服申立を経たのちでなければ提起することができない旨を定めていて³⁰⁾、いわゆる不服申立前置主義を採用している³¹⁾ため、訴訟に発展する前段階で解決することが多いからではないかと考えられる。

Ⅲ. 理由附記に関する判例の動向（租税行政に係る判例）

国税通則法改正前の理由附記について、租税実体法においては、所得税法第155条2項や法人税法第130条2項に規定されているが、いずれも更正にかかる理由附記が規定されているに過ぎず限定的である。また、申請の取消処分や不服審査処分などの不利益処分についての規定はない。

この度の国税通則法の改正は、理由附記について行政手続法の規定が適用されることとなるため、本章で租税行政の判例を、IVでそれ以外の事件における判例を列挙し、Vで判例を検討する。

また、本章で列挙する租税行政に係る判例は、1から7が青色申告に係る更正処分によるもの、8は青色申告承認申請取消処分によるもの、9は

不服審査処分によるものである。

1. 最判昭和 38 年 5 月 31 日（昭和 36 年（才）第 84 号）³²⁾

本判決は、理由附記に係る判決におけるリーディングケースであり、納税者が青色申告書により行った確定申告につき更正処分を受けたものである。更正の理由として、「売買差益率検討の結果、記帳額低調につき調査差益率により基本金額修正、所得金額を更正す」と理由を記載され、納税者が税務署長に対してした再調査の請求も「再調査請求の理由として掲げられている売買差益率については実際の調査差益率により店舗の実態を反映したものであり正当である」として棄却された。さらに、国税局長に審査請求をしたところ、請求を棄却され、その理由として、「あなたの審査請求の趣旨、経営の状況、その他を勘案して審査しますと税務署長の行った再調査決定処分には誤りがないと認められますので、審査の請求には理由がありません」と記載されているだけであった。

本判決の意義は、①処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する、恣意抑制機能及び処分の理由を相手方に知らせて不服申し立てに便宜を与える、争訟提起便宜機能を法が行政処分に理由附記を要求する趣旨・目的であるとしている、②行政処分の理由附記の規定は、単なる訓示規定ではなく強行規定であると解している、③どの程度の理由を記載するかについては、各法律の規定の趣旨・目的に照らして、特に青色申告に対する更正の理由に関しては、帳簿書類の記載以上に信憑性のある資料を摘示して処分の具体性を明らかにする必要があるとしている、④理由附記の記載自体から、納税者が処分理由を知ることができなければならないと判示している点である³³⁾。

その結果判決は、所得税法（昭和 37 年法律 67 号による改正前のもの）45 条 2 項にいう理由附記の要件を満たしているものとは認め得ないとしたものである。

2. 最判昭和 38 年 12 月 27 日（昭和 37 年（オ）第 1015 号）³⁴⁾

上告人は青色申告の承認を受けている法人であるが、昭和 26 年 8 月 1 日から同 27 年 7 月 31 日にいたる事業年度分について所得金額の確定申告をしたところ、被上告人は、これを更正し、更正の理由としては「売上計上洩 190,500 円」と記載されていたに過ぎないというものであり、当該記載だけでは法律の要求する理由を附記したものと解することはできないと判示したものである。

本判決は、前述の昭和 38 年 5 月 31 日判決（昭和 36 年（オ）第 84 号）を強く意識して、青色申告の更正の理由附記について、特に帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料を摘示して処分の具体的根拠を明らかにすることを必要とする旨、そして、その理由として、青色申告の制度は、納税義務者に対し一定の帳簿書類の備付、記帳を義務付けて、その帳簿を無視して更正されることがないことを納税者に保障したものと解すべき旨を同判決から引用している。また、理由附記においては、単に相手方納税義務者に更正の理由を示すために止まらず、漫然たる更正のないよう更正の妥当公正を担保する趣旨をも含むものと解するとしている。

3. 最判昭和 47 年 3 月 31 日（昭和 40 年（行ツ）第 5 号）³⁵⁾

本件は、法人税青色申告について実施した再更正処分である。通知書にその理由として、「借地権計上洩金 330 万円」等と記載されており、また、その再調査請求棄却決定の通知書に、その理由として、「B 社並びに G 社はともに同族会社であり、資産の譲渡による行為計算は同族会社の行為計算否認に該当するとした当初の処分は相当であり、計算過程による誤りはない」等と記載されているに過ぎなかった。判旨は、本件理由附記について、借地権がどのようなものか、その価額が何故に課税対象として計上されるのであるか等を全く知ることができないとして、原判決が再更正処分

の附記理由には不備の違法があるとした判断は正当として肯定することができるとし、附記理由の具体的根拠を明らかにしていないとした判決である。

4. 最判昭和 47 年 12 月 5 日（昭和 43 年（行ツ）第 61 号）³⁶⁾

法人税青色申告についてした更正処分の通知書に、係争事業年度所得の更正の理由として、「営業譲渡補償金計上もれ 1,155 万円」、「認定利息（代表者）計上もれ 1 万 9,839 円」、清算所得の更正の理由として、「代表者仮払金 39 万 6,890 円」、「営業譲渡補償金 905 万円」と記載されているに過ぎない場合には、いずれも理由附記として不備であって、その更正処分は違法である。

附記理由の不備という観点においては、上記昭和 47 年 3 月 31 日判決と同様の判決であるが、国税局長に対してした審査請求の段階では、本件理由が税務署長から受けた更正通知書に記載された理由よりも詳細に記載されており、理由附記の瑕疵が治癒されていた。しかし、本判決は、更正における附記理由不備の瑕疵は、後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではないと判示したものである。

5. 最判昭和 51 年 3 月 8 日（昭和 47 年（行ツ）第 88 号）³⁷⁾

法人税青色申告についてした更正処分の通知書に、その更正の理由として、「土地評価減 1,308,512 円。北九州市 a 区 b 町 c 丁目 D 商会木材株式会社より譲り受けた下関市 d 町 e の f 宅地 67.89 坪の譲り受け価額が時価に比し著しく低い価額であり、時価との差額は贈与を受けたものと認められるから評価減をなしたものとして益金に加算する。時価 2,243,415 円。譲り受け価額 934,903 円。差引 1,308,512 円」と記載されているに過ぎないもので、附記された理由の時価がいかなる根拠、基準に基づいて算出さ

れたものであるのかが示されていない場合には、理由附記として不備であるとしている。理由附記制度の趣旨に沿って勘定科目とその金額を示し、更正をした根拠を帳簿書類以上に信憑性のある資料を摘示することを必要とするとして、当該更正処分は違法であるとした判決である。

6. 最判昭和 54 年 4 月 19 日（昭和 50 年（行ツ）第 84 号）³⁸⁾

甲の法人税青色申告について、乙に対する支払家賃の損金算入を否認し、乙に対する未払家賃は債務未確定のため」と記載されているだけで、課税庁において資料の摘示が全くない場合、資料の摘示を欠いた更正の理由附記は違法であるとしている。更正の理由附記に係る資料の欠如を理由として初めてそれが違法であるとした³⁹⁾判決である。

7. 最判昭和 60 年 4 月 23 日（昭和 56 年（行ツ）第 36 号）⁴⁰⁾

法人税青色申告に係る更正通知書に、更正の理由として、機械として特別償却を行った事案につき、検討の結果、建物附属設備と認定し、特別償却の適用が認められなかった事例では、帳簿書類自体を否認するものではなく、法的評価を修正するに過ぎない場合には、理由附記制度の趣旨目的を充足するものであれば、更正理由の附記として欠けるところはないとして、当該更正に法人税法 130 条 2 項所定の理由附記の不備の違法があるとはいえないとした判決である。

8. 最判昭和 49 年 4 月 25 日（昭和 45 年（行ツ）第 36 号）⁴¹⁾

旧法人税法（昭和 22 年法律第 28 号）25 条 9 項による青色申告書提出承認取消処分の通知書には、その取消が根拠規定を記載するだけでは理由附記として十分ではなく、処分の相手方において具体的に知りうる程度に特定して理由を摘示しなければならないとして、理由附記の程度を明確に

している判決である。また、最判昭和49年6月11日（昭和47年（行ツ）76号）も同様に、単に抽象的に処分の根拠を示すだけでは、法の要求する理由附記としては十分ではないとして、本判決を踏襲して最高裁の考え方を明確にしている⁴²⁾。

9. 最判昭和37年12月26日（昭和36年（オ）第409号）⁴³⁾

審査決定の通知書に理由にならないような理由が附記されていた場合には、審査決定手続に違法がある場合と同様に、理由附記としては不備であって、審査決定は違法として取り消すべきであるとした判決である。行政上の不服申立てに対する裁判における理由附記の不備が問題となった事例である。

以上のように、理由附記の根拠法がある場合、法的評価を修正する場合の更正処分におけるケースは別として、その理由附記の程度として、昭和38年5月31日判決から帳簿書類以上に信憑性のある資料を摘示すること、理由附記の記載自体から納税者が処分理由を察知できることを理由として判例が蓄積されている。

また、根拠条文がない場合であっても、抽象的に処分の根拠を記載するのみであるとか、あいまいな理由が附記されていたような場合、その処分は違法とされ、行政庁に理由の附記が求められ根拠法がある場合と同じ程度の理由附記が求められている。

IV. 理由附記に関する判例の動向（租税行政以外の領域に係る判例）

1. 最判昭和60年1月22日（昭和57年（行ツ）第70号）⁴⁴⁾

旅券法14条が一般旅券発給拒否通知書に拒否の理由を附記すべきもの

としているのは、拒否処分は外国旅行の自由を制限することになるため、「拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」であり、この趣旨からすると、本件理由附記の程度は、単に発給拒否の根拠規定を示すだけに止まっており、申請者がどのような事実関係に基づきどのような法規を適用して一般旅券の発給が拒否されたのかを知ることができないような処分であった。判決は、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由附記として十分でないとした。

2. 最判平成4年12月10日（平成4年（行ツ）第48号）⁴⁵⁾

東京都公文書の開示等に関する条例7条4項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を附記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を附記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。

このような理由附記制度の趣旨に鑑みれば、公文書の非開示決定通知書に附記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由附記としては十分でないといわなければならないと判示したものである。

3. 最判平成 23 年 6 月 7 日（平成 21 年（行ヒ）第 91 号）⁴⁶⁾

建築士法（平成 18 年法律第 92 号による改正前のもの）10 条 1 項 2 号及び 3 号に基づいてされた一級建築士免許取消処分のお知らせにおいて、処分の理由として、名宛人が、複数の建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ、又は構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったという処分の原因となる事実と、同項 2 号及び 3 号という処分の根拠法条とが示されているのみであった。建築士の懲戒処分の基準として多様な事例に対応すべくかなり複雑な内容を定めて公にされていたが本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、名宛人は、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることができないため、当該取消処分は、行政手続法 14 条 1 項本文の定める理由提示の要件を欠いて違法であるとし、原判決を破棄し、第一審判決を取り消して上告人の請求を認容した。

ここに挙げた判例については、いずれも理由附記についての根拠条文や処分基準が存在しており、根拠条文のみの記載しかないものや処分基準が存在していてもそれが示されていないため違法とされている。

V. 理由附記に関する判例の動向（まとめ）

以下判例をⅢ及びⅣに掲げた番号により（「Ⅲ1」・「Ⅳ1」等と）表示する。

1. 租税行政に係る判例の考察

判例は、Ⅲ1以降、理由附記について恣意抑制機能と争訟提起便宜機能

をその趣旨・目的として、資料の摘示が全くない場合（Ⅲ6）や帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料の摘示がない場合（Ⅲ2）、単に金額だけの記載（Ⅲ3・Ⅲ5）や根拠条文のみの理由の附記（Ⅲ8）は、妥当性がなく違法という判断を堅持しており、行政庁側に厳格な判決をしてきているように思われる。また、行政庁の処分が、帳簿書類自体の否認ではなく、法的評価の修正であれば、資料の摘示はなくても違法ではないとして、理由附記規定の解釈を緩和している（Ⅲ7）⁴⁷⁾。

理由附記の瑕疵の治癒については、国税局長に対してした審査請求の段階で、税務署長から受けた理由よりも詳細に記載されていた場合でも、瑕疵の治癒はされず違法であるとしている（Ⅲ4）。ここで、国側の上告理由として、「原処分から審査請求に対する裁決に至るまでの一連の手続き過程において行政庁が充分な理由を示し、これによって慎重な判断を下しさえすれば、法律が原処分に理由附記をした趣旨は充たされる」というが、このような考え方では、理由附記の規定は結果的には訓示規定と同じことになってしまうおれがある⁴⁸⁾。この上告理由からも、行政庁は理由附記を形式的な瑕疵として考えていたのではないかということが伺える。

Ⅲ9は、理由附記に関する瑕疵自体が単独で取消原因となることを明示したものであり、学説に先駆けて理由附記の行政手続的意義を認めた⁴⁹⁾という説と理由附記の手続法的位置づけまで意識したものではない⁵⁰⁾とする説がある。

また、Ⅲ2では、山田作之助裁判官の少数意見として、税務署は、本件更正理由として、売上計上洩があること、その計上洩は190,500円であると認定したことを明示しているのであるから、更正理由附記としては、具体性を明確にしており、税務署長と納税者の間において、その争点、その争点額が具体的に明確にされているのであって、本件附記は適法である。そして、行政経済の立場からいっても、必要以上に理由を詳細に記載させることは、税務行政上の負担の過重をきたし、ひいては、いたずらに国民

の国費負担額を増加させる原因となるおそれがあり、その記載の程度は納税人が具体的に争点及び争点額を知るに足る程度でよいとしている。

しかし、山田裁判官の少数意見には賛成できない。少数意見には、処分者の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制する⁵¹⁾というⅢ1判決の意義を考慮したとき、更正理由として金額が記載されていただけでは、とうていその要件を満たしておらず、理由を詳細に記載することはいたずらに国民の国費負担増加させる原因となるおそれがあるというが、理由附記が簡素化されることに伴い、安易に行政庁による更正件数の増加も懸念され恣意抑制機能が発揮されないことも考えられる。現実には、税務調査において納税者が調査結果に納得しない場合においても修正申告書の提出を余儀なくされることもあり、とくに更正処分の場合には、できるだけ詳細な理由を附記することにより、納税者の権利を保障することが優先されると考える。また、処分理由を相手に知らせて不服の申立に便宜を与えるという趣旨の争訟提起便宜機能が備わっているとも思えない。

「更正の際に税務署長と納税者との間において、争点が具体的に明確にされている」という点については、理由附記が手続的瑕疵であるという前提において、理由の附記は強行規定であると考えられ、更正の際の税務署長と納税者間で争点が明確にされていることは更正理由を附記するにあたっての要件ではなく、理由の適正な記載を欠けば処分の取消はもっともであり、資料等の収集に時間を要するなどの租税行政の負担を上回る法益があるものとする。本更正理由には、金額が記載されていたに過ぎないのであるから、少なくともその記載自体からは、納税者は処分理由を知ることができないであろう。

理由附記の程度については、金子宏教授は、Ⅲ3の場合において、「少なくとも、①同族会社の行為、計算の否認規定を適用して借地権の時価相当額を益金に加算したこと、②借地権が存在すると認定した理由（本件では敷地の利用関係がはっきりしていなかったという問題がある）、③その

時価を330万円と評価した根拠、並びに④借地権の計上に伴う寄付金勘定への影響を、理由欄に記載すべきであろう」と述べている⁵²⁾。

判例法理は、比較的厳格に理由附記を要求するものであったが、理由附記の要請を憲法上のもの（適正手続）とは考えなかったため、この法理の妥当範囲は、理由附記の要求する明文規定がある場合に限られた⁵³⁾。課税庁も理由附記に関し、形式的瑕疵であると捉えていて、税務調査等で問題点として納税者との間で争いになっているものについては、通常税務調査等の時点で、納税者が処分理由を理解しているものとして安易に更正理由に金額だけを記載してきたのではないだろうか。

理由附記に関して、その根拠条文がない場合であっても、憲法上の適正手続の観点からその記載を行う必要があると考える。そして、その理由はどの程度まで記載する必要があるのかという問題点についても、ただ単に課税標準や税額を記載するだけでは足りず、少なくとも、更正通知書の記載から、納税者が処分理由を知りうる程度程度の理由の記載がなければならぬであろう。それは、昭和38年5月31日判決がいう、恣意抑制機能と争訟提起便宜機能が法の趣旨・目的であるならば、行政庁の暴走を防ぎ納税者が納税者としての権利を行使するうえで当然の帰結である。

2. 租税行政以外に係る判例の考察

IV1判決は、租税法以外の分野における行政処分の附記に関する初めての最高裁判決である。理由の意義と程度について、初めて最高裁の意見が明らかにされた判例であり、各法律の規定の趣旨・目的に照らしたとき（本件においては、旅券法）、その規定が概括的抽象的なものであるので、事実関係や根拠条文を適用した経緯を記載しなければならないとした。IV2判決は、理由附記に関し、公文書の非開示決定の通知書に附記すべき理由として、どの程度まで記載されることが必要であるかについて最高裁としての判断を示したものである。憲法・法律上の制限をする事案だけではな

く、条例により創設された請求権にも理由附記の程度に関する要件が妥当する事を明らかにした⁵⁴⁾ものである。IV3判決は、公にされている詳細な処分基準が規定されているにも関わらず、処分理由に当該基準の記載がなかったため手続に不備があるとされたものである。いずれもⅢ1判決以降の恣意抑制機能と争訟提起便宜機能を基礎としている理由附記に係る一連の最高裁判決の流れを踏襲しているものと考えられる。

IV3の判決では、田原裁判官の補足意見、那須裁判官及び岡部裁判官の反対意見がある。

田原裁判官の補足意見は、行政庁が自ら処分基準を公にしてこれによることを宣明した以上はその具体的な適用関係を説明する責任があること、理由の提示は第三者においてもそれ自体から処分理由が明らかとなるものでなければならないという従来判例理論との関係においても本件免許取消処分は理由の提示が不十分であることなどを指摘するものである。Ⅲ1では、一般論として、各法律の規定の趣旨・目的に照らして決定すべきとしているが、本件の場合、判決文にあるように、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、処分基準が公になっていることも考えると、当該処分基準がどのように適用されたのかを提示する必要があったのではないかと考えられる。

那須裁判官及び岡部裁判官の反対意見は、本件の処分理由とされた行為の重大性とこれによる深刻な結果とを直視すれば免許取消処分がやむを得ないことは容易に理解できること、一級建築士のような専門職に対する懲戒処分においては処分基準の適用関係を逐一説明するまでの必要性や合理性はなく、また処分を取り消して再度同じ処分をさせることは訴訟経済上も問題であることなどを指摘するものである。しかし、理由附記は強行規定であると解するならば、その手続きは適正に行われなければならない、訴訟経済及び行政経済の問題に優先するものであると考える。本件に関するかぎり、処分する側が適切に理由附記をしていれば問題がなかったもので

あり、はたして訴訟経済の問題になるかどうかは疑問である。

本判決については、処分理由の提示（附記）について処分基準という要素を組み込み、事実関係と適用法条、処分基準の具体的適用関係の摘示が求められることを明確化したものといえる⁵⁵⁾。それでは、租税行政の不利益処分に係る理由附記について、処分基準の要素を組み込むことは可能であろうか。このことについては、次章で検討する。

VI. 理由附記に行政手続法が適用されることにより新たに生じる問題点

現状では租税行政における不利益処分についての処分基準は、重加算税賦課に関する取扱基準を除いてほかにはない。

国税通則法及び各税法において規定されている事前手続等について、国税に関する法律に基づく処分等については、租税法律主義に基づき、法令において裁量の余地がないよう明確に規定されている。また、国税当局は、法律解釈の統一を図ること等に資するため、通達を定め公表している⁵⁶⁾ことも処分基準が定められていない一要因であろう。

日本弁護士連合会は、平成19年に「国税に関する不利益処分の理由附記及び処分基準の公表についての意見書」で、裁量の余地がある処分が存在すること、通達の公表だけでは、処分基準を示したことにはならない⁵⁷⁾としている。

重加算税の取扱いについては、国税庁長官が発出する事務運営指針⁵⁸⁾により重加算税の賦課に関する取扱基準が整備されている。納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して納税申告書を提出した場合に賦課されるものである。それが税として課されるところから形式的には申告秩序維持のためのいわゆる行政制裁であるといえようが、実質的には刑罰的色彩が強い⁵⁹⁾ため、事務運営指針という

かたちで取扱基準が定められたと考えられる。

行政主体が独自に定めることができる内部規範であるという観点では、通達と指針、処分基準は共通するが、通達は、上級行政官庁から下級官庁への命令であり、行政組織の内部では拘束力をもつが、国民に対して拘束力をもつ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない⁶⁰⁾こと、また、処分基準策定の場合、行政手続法第39条に規定されているように意見公募手続を経ることが要求される点で通達や指針とはその性質が異なる。

国税通則法改正により、租税行政においても行政手続法が適用されることになる。その結果、課税庁は不利益処分に対する処分基準を定める努力義務を課されることになる。

たとえ通達が公表されていたとしても、その性質上、処分基準を示したことにはならない。しかし、多くの批判はあるが、現実に通達により税務行政が執り行われていることを考えると、具体的な処分基準とはならないが、ガイドラインとしての役割は果たしていると考えられる。

IV3 判例にいう建築士においては、建築に係る高度の知識を持ち、建築関連法規を遵守して業務を遂行する義務を負っているため、理由附記に処分基準という要素を組み込むことが比較的容易であると考えられる。行政機関は、不利益処分を行う際には理由の提示が義務付けられる。理由を提示するに当たり、処分基準を定めた場合には、その処分理由において当該基準の適用関係を摘示しなければならない。行政手続法の趣旨及び判例からすれば、行政機関の恣意抑制機能、国民に対する予測可能性、不服申し立ての便宜機能の観点から、可能な限り処分基準を定めておくことが望ましい。仮に、租税行政において処分基準を定めた場合、同様の手続きがなされるはずである。

しかし、租税行政においては、行政庁が不利益処分をする相手方は納税者であり、その立場は、法人と個人、個人においては家族構成や所得の多寡及び所得控除等の有無、法人においてはその業種や事業規模等様々であ

る。また、租税実体法は、経済社会情勢の変動や政策によって毎年改正が行われるため、処分基準を詳細に規定することは難しい。

結果、租税行政では処分基準を詳細に規定することは極めて困難で、仮に規定したとしてもその量は膨大となり、現実として租税行政の不利益処分に係る理由附記について、処分基準の要素を組み込むにはおのずと限界があると思われる。

従来、理由附記は、所得税法や法人税法等個別法の規定により青色申告等に係る更正等に適用され、白色申告については規定されていなかった。判例⁶¹⁾も白色申告に対する更正処分の通知には理由の附記を要しないとしていた。今回の国税通則法改正により、租税行政における不利益処分は、理由附記について行政手続法の適用を受けることとなった。それにより、白色申告の納税者にもその適用範囲が広げられ、租税法分野においての納税者の権利の一部分を向上させたと言っているのではないのか。

しかし、白色申告者に記帳義務を課すことになると、帳簿の作成により所得金額の計算等について取扱いが優遇される青色申告制度の意義を見出せなくなるのではないかという問題点が新たに引き起こされるのではないかという懸念がある。

また、行政庁の立場で考えると、不利益処分の理由を提示することは、更正処分を行うことに対して従来以上に慎重になるとか、あるいは証拠資料の収集に従来よりも時間を要することになることがあるかもしれない⁶²⁾といわれており、国税通則法改正後、事実として税務調査において結論が出るまでに以前よりも時間がより多くかかっていることは否めない。

Ⅶ. おわりに

青色申告者に対する理由附記において、裁判例でも多く問題となったのは理由附記の欠缺よりもその不備である⁶³⁾とされている。本論文で取り上

げたいいくつかの判例においても行政庁は理由附記についてその記載に不十分なものが多い。それは、従来理由附記が規定されていた個別法においても、手続的瑕疵という考え方に立脚して法律が規定されていなかったのがひとつの原因ではないだろうか。そのため、結果として処分理由の記載が不十分となり、納税者の権利を軽視している傾向にあったのではないかと考えられる。

租税は、公共のサービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すという公権力の行使⁶⁴⁾であるから、法律の根拠に基づいてのみそれを認め、国民の自由と財産を保障することを目的に憲法 84 条で租税法律主義が規定されているのである。しかるに、行政庁が納税者に不利益処分を行うにあたって、その理由を明確にする義務があるものと考えられる。

本論文の結論として、租税行政の分野では不利益処分の処分基準策定は困難であると考えられる。むしろ、反復して大量に行われる租税行政の特殊性と納税者の多様性を考慮すると、租税行政に処分基準の要素を組み込むよりも、現実に租税行政が通達によって執行されていることに鑑みて、通達の改正をもってそれに対応していくことのほうが行政経済の観点からも適切ではないか。もっとも処分基準が存在してもしなくても、附記すべき理由の内容に大きな差は生じないと思える。現に行政手続法 12 条の処分の基準の規定において、処分基準の設定・公表を努力義務としているのは、それを公表することにより、場合によっては、違反すれすれの行為が行われたり、処分を巧妙に免れる脱法行為が行われたりすることに配慮したためである⁶⁵⁾。よって、処分基準が策定されている場合にはその適用関係を理由に記載することはもとより、処分基準が存在しない場合でも、単に根拠規定等を理由に記載するだけでは理由の附記としては不十分であり、理由附記の程度は、第三者においてもその記載自体から処分理由が理解できる程度でなければならない。

《注》

- 1) 平成 23 年 法律第 114 号。
- 2) 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2012/03_co.htm (2013 年 11 月 11 日に確認)。
- 3) 荒井勇代表編『国税通則法精解 (第 14 版)』(大蔵財務協会, 2013 年) 895 頁。
- 4) 週刊税務通信 3241 号 (2012 年) 5 頁。
- 5) 西鳥羽和明「理由付記判例法理と行政手続法の理由提示(1)」民商法雑誌 112 巻 6 号 (1995 年) 855 頁。
- 6) 塩野宏『行政法 I (第 5 版補訂版)』(有斐閣, 2009 年), 271 頁。
- 7) 平成 5 年 法律第 88 号。
- 8) 室井力・芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法 I (第 2 版) 行政手続法・行政不服審査法』(日本評論社, 2008 年) 118 頁, 160 頁。
- 9) 室井力・芝池義一・浜川清編・前掲注 8), 160 頁。
- 10) 塩野宏・前掲注 6), 273 頁。
- 11) 酒井克彦「納税者の権利保護と事前手続の充実策」慶應法学 12 号 (2009 年) 3 頁。
- 12) 芦部信喜『憲法 (第 5 版)』(岩波書店, 2011 年) 237 頁。
- 13) 塩野宏・前掲注 6), 276-277 頁。
- 14) 大浜敬吉『行政法総論 (第 3 版)』(岩波書店, 2012 年) 324 頁。
- 15) 同様の説に, 佐藤幸治『憲法 (第 3 判)』(青林書院, 1995 年) 462 頁がある。
- 16) 北野弘久『税法学原論 (第 6 版)』(青林書院, 2011 年) 282 頁。
- 17) 最判平成 4 年 7 月 1 日 (昭和 61 年 (行ツ) 第 11 号)。
- 18) 西鳥羽和明・前掲注 5), 852 頁。
- 19) 田中二郎『行政法総論』(有斐閣, 1965 年) 352-354 頁。
- 20) 田中二郎『新版 行政法 上巻 (全訂第 2 版)』(弘文堂, 1988 年) 148 頁。
- 21) 大浜啓吉「理由の提示(2)」『行政法判例百選 I (第 5 版)』(有斐閣, 2006 年) 252 頁。
- 22) 最判昭和 43 年 9 月 17 日 (昭和 40 年 (行ツ) 第 91 号), 訟務月報 15 巻 6 号 714 頁。
- 23) 室井力・芝池義一・浜川清編・前掲注 8), 160 頁。
- 24) 昭和 37 年 法律 66 号。
- 25) 荒井勇編・前掲注 3), 891 頁。
- 26) 荒井勇編・前掲注 3), 895 頁。
- 27) 室井力・芝池義一・浜川清編・前掲注 8), 119 頁。

- 28) 最判平成 23 年 6 月 7 日 (平成 21 年 (行ヒ) 第 91 号)。
- 29) 北島周作「理由の提示(2) 一級建築士免許取消し」『行政法判例百選 I (第 6 版)』(有斐閣, 2012 年) 258 頁。
- 30) 国税通則法 115 条 1 項, 75 条 3 項・4 項 1 号。
- 31) 金子宏『租税法 (第 18 版)』(弘文堂, 2013 年) 879 頁。
- 32) 民集 17 卷 4 号 617 頁, 判タ 146 号 151 頁。
- 33) 下川環「理由の提示(1) 青色申告に係る更正」『行政法判例百選 II (第 6 版)』(有斐閣, 2006 年) 256 頁。
- 34) 民集 17 卷 12 号 1871 頁。
- 35) 民集 26 卷 2 号 319 頁。
- 36) 民集 26 卷 10 号 1795 頁, 判時 691 号 13 頁, 判タ 288 号 203 頁。
- 37) 民集 30 卷 2 号 64 頁。
- 38) 民集 33 卷 3 号 379 頁, 判時 928 号 52 頁。
- 39) 中村芳明「課税処分等の理由附記」北野弘久編『判例研究 日本税法体系 3』(学陽書房, 1980 年) 257 頁。
- 40) 民集 39 卷 3 号 850 頁, 判時 1165 号 93 頁, 判タ 565 号 103 頁。
- 41) 民集 28 卷 3 号 405 頁。
- 42) 中村芳明・前掲注 39), 265 頁。
- 43) 民集 16 卷 12 号 2557 頁。
- 44) 民集 39 卷 1 号 1 頁, 判時 1145 号 28 頁, 判タ 549 号 167 頁。
- 45) 集民 166 号 773 頁, 判時 1453 号 116 頁, 判タ 813 号 184 頁。
- 46) 民集 65 卷 4 号 2081 頁。
- 47) 西島羽和明・前掲注 5), 858 頁。
- 48) 水野忠恒「行政行為と理由附記」『行政法の争点 (初版)』(有斐閣, 1980 年) 99 頁。
- 49) 藤原静雄「審査請求と理由附記」『行政法判例百選 II (第 6 版)』(有斐閣, 2006 年) 307 頁。
- 50) 西島羽和明・前掲注 5), 862 頁。
- 51) 金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』(有斐閣, 2010 年) 591 頁。
- 52) 金子宏・前掲注 51), 593-594 頁。
- 53) 室井力・芝池義一・浜川清編・前掲注 8), 119 頁。
- 54) 織実實「理由の提示(3)」『行政法判例百選 I (第 5 版)』(有斐閣, 2006 年) 255 頁。
- 55) 北島周作・前掲注 29), 258 頁。
- 56) 荒井勇編・前掲注 3), 897 頁。

- 57) 日本弁護士連合会「国税に関する不利益処分の理由附記及び処分基準の公表についての意見書」(2007年11月5日), 5頁。
- 58) 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/000703-2/01.htm> (2013年11月11日に確認)。
- 59) 荒井勇編・前掲注3), 738頁。
- 60) 金子宏・前掲注31), 106頁。
- 61) 最判昭和43年9月17日(昭和40年(行ツ)第91号), 訟務月報15巻6号714頁。
- 62) 酒井克彦・前掲注11), 16頁。
- 63) 水野忠恒・前掲注48), 98頁。
- 64) 金子宏・前掲注31), 71頁。
- 65) 芝池義一『行政法読本(第3版)』(有斐閣, 2013年)232頁。

参考文献

- 塩野宏『行政法I(第5版補訂版)』(有斐閣, 2013年)
金子宏『租税法(第18版)』(弘文堂, 2013年)
室井力・芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法I(第2版)』(日本評論社, 2008年)
田中二郎『行政法総論』(有斐閣, 1965年)
田中次郎『新版 行政法 上巻(全訂第2版)』(弘文堂, 1988年)
金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』(有斐閣, 2010年)
芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』(岩波書店, 2011年)
荒井勇代表編者『国税通則法精解(第14版)』(大蔵財務協会, 2013年)
北野弘久『税法学原論(第6版)』(青林書院, 2011年)
佐藤幸治『憲法(第3版)』(青林書院, 1995年)
大浜啓吉『行政法総論(第3版)』(岩波書店, 2012年)
宇賀克也『行政法』(有斐閣, 2012年)
宇賀克也『行政法概説I 行政法総論(第4版)』(有斐閣, 2011年)
水野忠恒『租税法(第5版)』(有斐閣, 2011年)
芝池義一『行政法読本(第3版)』(有斐閣, 2013年)
西島羽和明「理由付記判例法理と行政手続法の理由提示(一)」民商法雑誌第112巻6号(有斐閣, 1995年)
西島羽和明「理由付記判例法理と行政手続法の理由提示(二)」民商法雑誌第113巻1号(有斐閣, 1995年)

梶哲教「処分理由の提示」『行政法の争点（第3版）』（有斐閣，2004年）

山田洋「事前手続と事後手続」『行政法の新構想Ⅱ 行政作用・行政手続・行政情報法』（有斐閣，2008年）

中村芳昭「課税処分等の理由附記」『日本税法体系3 租税実体法Ⅱ租税手続法Ⅰ』（学陽書房，1980年）

久保茂樹「納税者の手続的権利と理由附記」『租税行政と権利保護』（ミネルヴァ書房，1995年）

金子宏「青色申告の更正と理由付記」（判例時報，1230号）

水野忠恒「行政行為と理由の附記」『行政法の争点（初版）』（有斐閣，1980年）

酒井克彦「納税者の権利保護と事前手続の充実策」（慶應法学，2009年）

下川環「理由の呈示(1) 青色申告に係る更正」『行政法判例百選Ⅰ（第6版）』（有斐閣，2012年）

北島周作「理由の呈示(2) 一級建築士取消し」『行政法判例百選Ⅰ（第6版）』（有斐閣，2012年）

藤原静雄「審査請求と理由附記」『行政法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣，2006年）

織朱實「理由の呈示(3) 公文書非開示決定」『行政法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣，2006年）

志賀櫻「適正手続保障と理由附記」（税務弘報，2009年）

神津信一「課税処分の理由附記の義務付け」（税務弘報，2008年）

大淵博義「資産の属性の評価に関する更正の理由附記の程度」（税経通信40巻13号）

（原稿受付 2014年5月1日）

福澤諭吉の『帳合之法』

三代川 正 秀

要 約

この国が封建制土農工商社会を脱して近代市民社会を目指していた時代に、福澤諭吉は率先して、来たる社会を啓蒙した思想家であり、出版人であり、教育者であった。偉大な業績を世に残されたが、余り知られなかったことに、実学としての『学問のすゝめ』を意図して訳出出版した『帳合之法』がある。

同じ時期に出版された大蔵省版『銀行簿記精法』の簿記マニュアルが近代的企業に定着していくなか、苦心して訳出した福澤の書はよく売れたが、特殊仕訳帳簿の部分（編）を訳出できなかったことから、「実学」として福澤の説く『帳合之法』は普及しなかった。

福澤はこの原因を西洋式合理主義の欠如と考え、資本主義の精神を説くことに心血を注ぎ、その後『民間経済録』を出版した。この努力の延長に慶應義塾の理財科がある。

キーワード：黒澤清，福澤諭吉，帳合之法，学問のすゝめ，実学，民間経済録，特殊仕訳帳制度

洋学事始め

昭和の会計学界を主導した黒澤清（1902.9.5-1990.3.30）は東京帝国大学を卒業して数年後（1932.3年の二年間）に東京外国語学校イタリア語科へ学び、その成果を「ルカ・パチョーリ『複式簿記釋義』（雑誌「会計」

Vol. 38, No. 2)」に纏めている¹⁾。この簿記会計の大先達のフィナーレを飾る『日本会計制度発展史』（財経詳報社、平成2年）では、この国ではじめて**洋式簿記**（Western-style bookkeeping）を翻訳出版した福澤諭吉（1835.1.10-1901.2.3）の訳書に37ページを、又おなじくはじめて**複式簿記**（Double-entry bookkeeping）のマニュアルを紹介した『銀行簿記精法』に65ページを割いている。黒澤は終生会計の祖とされるルカ・パチョーリの『スムマ』とこの国に洋式簿記を紹介した福澤諭吉訳『帳合之法』に深く関心を抱いていた。

文明開化の黎明期、明治6年に上記の二冊を含めて三冊の簿記書が産声を上げる。それが前出の福澤諭吉訳『帳合之法』（慶應義塾出版局）と加藤^{なかは}斌訳『商家必用』（新民社）、それに大蔵省版の『銀行簿記精法』である。

『帳合之法』は、1873（明治6）年6月に略式（単式簿記）二冊が刊行され、翌年6月に本式（複式簿記）二冊が刊行された。これは次の文献の邦訳である。

H. B. Bryant, H. D. Stratton, and S. S. Packard, *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping; embracing Single- and Double-Entry*, New York, 1871.

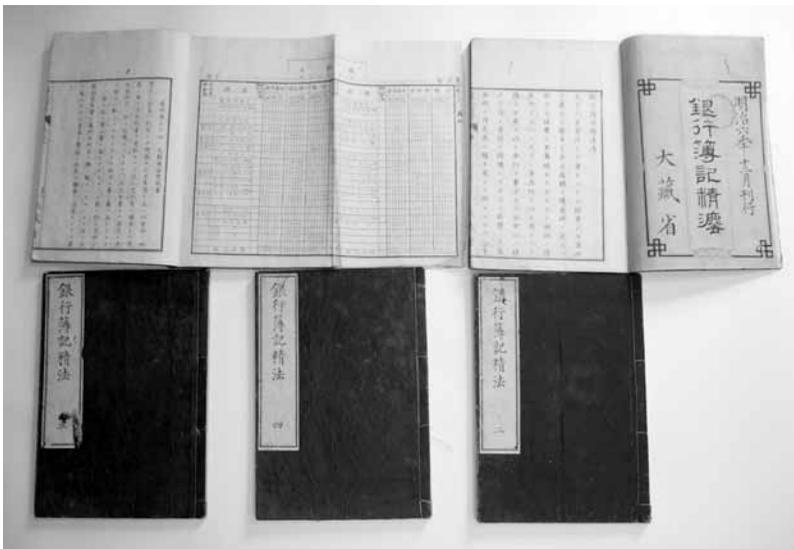
また『商家必用』は、1872年に英国で出版された William Inglis 著作 (*Book-Keeping by Single- and Double-Entry*, London and Edinburgh, 1872.) の和訳で、同じ1873年10月に初編二冊（^{ひよとめ}単認）、1877年4月に第二編二冊（^{かさねとめ}複認）および付録一冊が出版されて完成した。

福澤と加藤の著作は個人的な出版物であったが、1873年12月に出版された『銀行簿記精法』（全五冊）は大蔵省版である²⁾。スコットランド人 Alexander Allan Shand の口述を海老原^{わたる}済・梅浦精一が訳したものとされる³⁾。

黒澤は前出遺稿本のなかで、『銀行簿記精法』はすべての銀行実務を支配したこの国特有の簿記法であって、「簿記教育に於いても、明治および

大正時代はもちろん、昭和三、四十年前後まで、商業学校、高等商業学校および大学の簿記会計教育の体系は、商業簿記、銀行簿記、会計学等から成っており、そのなかで銀行簿記は最も重要な地位を占める学科であった。戦後、銀行簿記は、工業簿記にとって代われ、やがてコンピュータ会計の普及につれて、シャンド・システムが消滅し、銀行簿記も簿記教育上の位置づけを失うにいたった⁴⁾と書き遺している。

この国初の複式簿記書の出版は『銀行簿記精法』であったが、洋式簿記書出版は上述のとおり『帳合之法』が半年早い。『帳合之法』本式（複式）の部は『銀行簿記精法』に遅れること半年後の1874年6月であったが、福澤の帳合之法巻之三「譯者附言」に披露した和訳テクニカル・ワード（図参照）がその後に出版された多くの簿記書に影響を与えている。本稿は福澤がこの訳出出版に至った経緯とこの訳書がこの国の記帳実務に与えた影響を検討するものである。



『銀行簿記精法』5分冊

図 四冊の和訳語比較

書名	銀行簿記精法	帳合之法	馬耳蘇氏記簿法	商家必用
刊行完了年月	明治6年12月	明治7年6月	明治9年9月	明治10年4月
Account	勘定	勘定	勘定	勘定
Balance		平均又ハ残高	残高	差引
Balance Sheet	身代及ヒ負債ノ抜書	平均表	正算表	差引表（差引見認表）
Bill Book		手形帳	手形帳	手形帳
Bill, Note		手形		手形
Book	簿冊	帳面		帳面
Book-keeping	簿記法	帳合	記簿法	記簿法
Business		商賣	商賣	
Capital	株主	元金	元金	資本
Cash Book		金銀出入帳	金銀出入帳	現金帳
Commission			口銭	手数料
Credit (Cr.)	貸方	貸	貸	貸方
Day Book		日記帳	日用帳	懸買帳
Debit (Dr.)	借方	借	借	借方
Discount			減	打金
Double-entry	複記	本式（復記）	複式	複認（カサネトメ）
Exchange		為替又ハ両替	為替	
Insurance			保険	危難請負
Interest	利息	利足	利足	利息
Invoice		送状		懸買
Journal	日記帳	清書帳	日記帳	中仕切帳
Ledger	元帳	大帳	大帳	仕切帳
Merchandise		商賣品	物品	
Posting		写シ	大帳ニ写スノ法	認入
Profit and Loss	損益	損益	利潤損耗	損益表
Sales Book		賣帳	賣物帳	
Single entry	単記	畧式（單記）	單式	単認（ヒトヘトメ）
Stock		元入	資本	財本（モト）
Tranccaction		取引	取引	取引
Trial Balance		平均改	試算表	仮差引表

片岡泰彦著『複式簿記発達史論』（大東文化大学経営研究所 2007）pp.376-377 並びに pp.410-412 に掲載されたものを基に作成した。

帳合学のすすめ

近代国家形成期の啓蒙思想家福澤諭吉（1835.1.10-1901.2.3）は『学問のすゝめ』（1872年初編刊行）、『西洋事情』（1866年初編刊行）、『文明論之概略』（1875年刊行）などの名著と結びつけて文化史的に、あるいは思想史的見地から語られてきた。しかし、彼の訳書『帳合之法』はほとんど閑却され、ただ例外として、「簿記史の研究者たちが、わが国最初の簿記文献としてこれを珍重してきたにすぎなかった」⁵⁾と黒澤は強調し、次のように言う。

『学問のすゝめ』とほぼ同じ時期に福澤は『帳合之法』を公刊している。『帳合之法』初篇二冊（明治6年6月）は『学問のすゝめ』初編出版（明治5年2月）の一年四か月後に、また『帳合之法』第二編二冊（明治7年



『帳合之法』4分冊

6月)は『学問のすゝめ』の第十編と同じ月に出版された(『学問のすゝめ』最終編第十七が刊行されたのは同9年11月である)。

このように同じ時期に同じ著者が同時並行的に二つの異なる著書を世に問うている。『帳合之法』は、単に簿記の技術を教えるために書かれたのではなくして、『学問のすゝめ』と同じ精神において、古い学問観では、学問でないかのごとく見られてきた「帳合」なるものを新しい学問の一つとして、世人に説くために書いたのである⁶⁾。すなわち、「『帳合之法』によって例証されたいわゆる『帳合学のすすめ』は、『学問のすゝめ』の応用編にほかならなかったというべきである。『学問のすすめ』と『帳合之法』は、その内容は外見上まったく異なるもののようにみえるけれども、本質的には、同一の思想の異なる表現に他ならなかった」⁷⁾と黒澤はいう。

帳合之法卷之一「凡例」にも「帳合ノ法ヲ學ハシメナバ始テ西洋實學ノ實タル所以ヲ知り(途中省略:筆者挿入,以下同じ)帳合モ一種ノ學門タルハ此譯書ヲ見テ既ニ明白ナリザレバ商賈モ學問ナリ工業モ學問ナリ」とあり、福澤の帳合学への意気込みが聞こえてくる⁸⁾。

原著はシカゴで創設された、最盛期には北米の主要都市に60校を展開した International Chain of Commercial Colleges の Bryant & Stratton 校のテキストである。本書訳出に福澤は相当苦心したらしく、自らその困難性を語っている⁹⁾。

余が著譯書中、最も面倒にして最も筆を勞したものは帳合之法なり。^{ちょうあい}舊幕府時代に一寸その原著を見たることあれども餘りに心に留めず、書中の二三枚を讀で何か是れは金錢の請取書を認むる法式にてもあるかと思ひしのみにて其のままに捨置きしが、明治維新後に至りて横濱の一友人が新舶來の原著を携へ來り、本書はブック・キーピングとて金錢の受授取引、會計の法を記したるものにして、商家の必用缺く可らざるものなりと云ふ。依て之を手に取り尚ほ二三日留置きて熟覽すれ

ば、如何にも商賣用の書にして其帳面の仕組甚だ密なるが如し。余が生來の境遇、日本流の大福帳さえ一見したることはなけれども、今この原著を翻譯すれば大福帳の法に優ること萬々なりと深く自ら信じ、直に翻譯に着手して、其原文を讀むは左まで困難ならざれども、之を譯して商人の實用に供せんとするには、先づ日本商家の實際に取引する模様を知り、商家通用の言葉を知ること肝要なり。都て士族書生にては不安内の事のみにして當惑したること多し。

福澤は英単語を熟慮して庶民になじみのある和訳語に置き換えている。そもそも Bookkeeping を「帳合^{ちょうあい}」と訳したのは世間で使われていた「帳合わせ」¹⁰⁾であった。また先の図には掲載しなかったが、Business を「商売」と訳したり、Gain (利益)、On Account (差引又ハ掛)、Inventory (仕入帳)、Liability (払口又ハ引負) など多くの簿記書へ影響を与えた。

(1) 帳合之法卷之一「凡例」その最後の段に「本式」「略式」の和訳について苦心したことが綴られている。すなわち、原著ニアル「シングル・エンタリ」ノ字ヲ此書ニ略式ト譯シ「ダブル・エンタリ」ヲ本式ト譯シタルモ此譯字ヨク原意ニ叶ウモノニ非ス「シングル・エンタリ」トハ一重ニ記スト云フ義「ダブル・エンタリ」トハ二重ニ記スト云フ義ナリ (途中省略)「ダブル・エンタリ」ハ同シ高ノ借貸ヲ大帳ヘ二重ニモ三重ニモ扣テ互ニ平均スル趣向ナルユヘ斯克名ケタルナリ故ニ此兩式ヲ一重扣ノ式ニ二重ノ式ナド、翻譯セハ原著ノ意ニ當ランカナレドモ句調悪シクシテ朝夕ノ唱ニ不便ナルヲ恐レ無理ナガラモ略式本式ト譯シタルナリ明治六年二月十日譯者記、とある。

しかし、洋式簿記を完全に理解したうえでなければ Double-entry を「本式」、Single-entry を「略式」と銘じえない用法である。世に言う「単式」簿記は複式簿記の簡略版である。複記をベースにして、財産勘定(現金、商品、債権債務など)の日常的管理に供する簿記法

であって、純然たる「単記」による簿記法ではないからである。

(2) Debit & Credit の訳語とその解釈について、西川孝治郎は「西洋の帳合では相手方を主として『借り貸し』という言葉をつかうので、日本とは反対である。日本人には『借のかわり貸・貸のかわりに借』と書くが、あるいは又『借り貸し』のかわりに『金銭の出入り』という語を用いれば、日本人の観念と一致してわかりやすい」¹¹⁾と福澤の意（西洋流ノ帳合ヲ見テ〔途中省略〕借ハ其名前人ノ借ニテ帳主ノ貸ナリ貸ハ名前人ノ貸ニテ帳主ノ借ナリト思ウ可シ…卷之一）を説明している。さらに西川は続けて、この着想がのちに高く評価されて、福澤の「収支簿記的思考」（本稿末尾注 28 を参照）といわれるのであるが、「彼はそれを『帳合之法』には採用しなかった。当時わが国は外国との交易次第に盛んになる情勢にあり『帳合も彼の国の風に一様ならずしては必ず大なる不便利あるべし』と思ったのだった。しかるにこれが、当時編纂中の『銀行簿記精法』（明治 6 年 12 月刊）に意外なる影響を与えた。削補校正担当の小林雄七郎・宇佐川秀次郎・丹吉人らはみな慶應義塾の出身者だから、当然旧師の訳書を参考にし、『簿記精法』凡例の『借方・貸方』の解説に、そのアイデアを引用したのである。『貸借を出入と解する説』としてそれを紹介し、『この説、理なきにあらず』と評価した。そして、本文中の Credit slip・Debit slip を『入金手形（伝票）・仕払手形』と邦訳した。これが発端となる収支簿記法、現金式仕訳法などに発展」¹²⁾した。

(3) 西川によれば、「福澤のもう一つの苦心は数字の書き方だった。それには数字自体の問題と、縦書・横書の問題が含まれている。当時アラビア数字はまだ知られておらず、そろばんの上では古くから十進法（Decimal system）を実行していたのに、記数法（Numerical notation）はいつまでも伝統的方法——十・百・千等の定位文字を用いる中国伝来の方法——を改めていなかった。『零の発見』が遅れた」¹³⁾の

である。そこで福澤は従来縦書きで壹萬七百參拾五と書くところを西洋式記数法に従って一〇,七三五と〇を作り、定位点を四桁ごとに付した。

- (4) その後、帳簿に行罫を引くとか、金額欄に定位線（円・千・百万の太線と10進法細線）を引くとか、多くの洋式の技法が福澤の著作によって、またたく間に和式帳合法の中に滲透していった。

余談となるが、なぜ昭和の前期まで和式帳合（Japanese-style book-keeping）が生き延びたのであろうか。商人が洋式簿記法の知識を持たなかったからではない。商業学校などで十分に習っていたけれども、中小商店は手慣れた和式帳合法で間に合ったからである。彼らの内部的利用、すなわち計数による自己管理には、和式簿記法で用が足りた¹⁴⁾。その反面小倉榮一郎はこうも言う。時代が「大正ともなると国力が急速に増大し、地場企業が一流企業に急成長するが、近代経営の知識をもった人材がいなかったために、土地の銀行員を引抜くことが流行した。この波に乗って、銀行で実践されていた簿記法が、わずかに改変されて、一般に普及するわけで、日本独自の伝票式簿記法が常識となった」¹⁵⁾と。

福澤翁の落胆とその原因

福澤晩年に編纂された『福澤全集緒言』（時事新報社、明治30年12月）の「民間經濟録」を題材とする章で「明治六年の頃帳合之法を發行して、書物は賣れたれども、^{さて}扱この帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し。^{いささ}聊か落膽せざるを得ず」¹⁶⁾と語っている。

啓蒙思想家福澤の翻訳は、実学としての洋式簿記を日本語により解説し、その読者に企業家精神の高揚を意識させたことは上述のとおりである。本式の帳簿組織はいわゆる三帳制（日記帳・仕訳帳・元帳）を採用し、仕訳帳を「清書帳（単一仕訳帳）」¹⁷⁾と、元帳を「大帳」と称し、「平均ノ改一

大帳ノ面ヲ示ス（合計試算表）」、「平均ノ改一貸借ノ差ヲ示ス（残高試算表）」、そして元手（資産）と拂口（負債）、利益（収益）と損亡（費用）を計算して、大陸式帳簿締め切り（損益の差額を元入に振替へ、全ての元手と拂口を平均に振替へ）で終わる。

福澤の帳簿組織（単一仕訳帳制）はパチョーリ以来の Old Italian Method で、これに対して加藤はドイツ・フランスの影響を受けた（英国式）複合仕訳帳制である¹⁸⁾。また、シャンド式といわれる簿記はその後この国を代表する収支簿記を形成し、伝票会計制を取るものであった。

『帳合之法』の原著は「本式」の部に一から四までの記帳事例を載せているが、福澤はその内の三、四例を訳しなかった。その理由につき、同書二編（帳合之法卷之四）「譯者附言」に、其三例ノ如キハ略式ノ第三例ヲ本式ニ改メタルミノモノナレバコレヲ省クモ妨アルコトナシ（途中省略）學者若シコレヲ見テ不足ナリトセバ其需ニ應ジテ尚末ノ二例ヲモ出版ス可シ（途中省略）無益ニ本ノ体裁ヲ作テ多ク世人ニ錢ヲ費サシムルヨリモ其費ヲ少クシテ事實ノ便ヲ謀ラント欲スルノミ、とある。

問題は最後の第四事例にある特殊仕訳帳制度を使った呉服屋の取引にある。これは、「原著者が最も重要と考えたに違いない」¹⁹⁾ 帳簿組織で、（普通）仕訳帳と現金帳並びに売上帳から成っている。

庶民になじみ深い江戸時代以来の「帳合」は多帳簿複（式）検算簿記であった。多数の補助簿（例えば金銀出入帳、売帳、買帳、大福帳など）にまたがる取引を重複して記録した後に、これらの帳簿記録を照合し合うことで、内部牽制を保証する組織である。そこでは洋式簿記の勘定口座に代えて、「そろばん勘定（Accounts using an abacus）」が、取引の総計とその残高を即時に算出して店卸下調べ（洋式簿記の試算表に相当）が作成できた²⁰⁾。翻って、第四例に示される帳簿組織は、この多帳簿検算システムに極似していたことから、訳出されていたならば当時の商人もこれを厭わず、取り入れたと思われる。

第四例にある現金帳の借方には商品（勘定）とその他（勘定）の欄があり、商品欄に集計された（現金売上）金額は月末に一括して商品勘定貸方に転記する。現金帳の貸方は経費とその他（諸口）欄があり、経費欄に記入された額は月末に一括して経費勘定に転記、現金帳貸借にあるその他欄に記載した金額は当該の元帳へ個別転記する。売上帳には人名（勘定）欄と現金欄があり、前者は総勘定元帳の各人名勘定借方へ転記し、現金欄に記載されたものは二重転記とならないように現金勘定への転記を省いている。売上帳の合計金額は商品勘定（総記法）貸方に一括転記される。また、二重転記から生ずる仕訳削除金額も明示していた。この洋式多帳簿制複式簿記が『帳合之法』に訳出されていたら、福澤のため息も聞かれなかったであろう。この訳出の欠落について小島男佐夫は「千慮の一失」と嘆いている²¹⁾。

慶應義塾理財科

先の『福澤全集緒言』は続けて、帳合之法が「其實用に適さざるは尚ほ忍ぶべしとするも、^{たまた}遇ま當時新進の商人又は會社などにて西洋風を氣取り、萬般の施設を新奇にして、帳簿は無論^{アチラ}彼國の流儀に限るなどゝて新法を採用したる者のなかには、商運非にして往々失敗したる連中も少なからず。（途中省略）先ず西洋の經濟主義を知ること肝要なり、其根本大體の主義を知らずして單に帳簿の風を改革するが如き、事の順序にあらず²²⁾と綴り、その啓蒙を図るため、明治10年12月に『民間經濟録』（福澤氏版）を出版した。初編はミクロ經濟学の初級教材として、物の價、貨錢、險約、正直、勉強、通用通貨、物價高下、金の利足、政府、租税について説き、その第二編（明治十三年新刻）は、財物集散、保險、銀行、運輸交通、公共の事業、國財を内容とするマクロ經濟に言及していた。要は西洋社会の常識である資本主義がこの国に普及していないことから「必ずしも帳合法

の罪に非ざる可けれども、著者の身に於いては蔭ながら赤面」し、帳合法の普及には西洋経済社会の合理性を知らしめることだと判断したのである。

維新後の国家行政や法制度、そして国の統治を担う官吏を養成するために法学が重要との認識から、イギリス法を講義する英吉利法律学校（のちの中央大学）、フランス法と日本法を教える和仏法律学校（同じく法政大学）、日本法を教授する日本法律学校（同じく日本大学）などが産声を上げ、その法学ブームが去るころになると殖産興業施策が花咲き、世は商学、経済学の時代となる。こうした時代背景のもと、英学塾から出発し「実学」という名の高度の専門教育機関としての「大学」、すなわち、明治23年に文学・法律、そして理財の三学科をもつて慶應義塾は大学部を設置した。ここに福澤が熟慮した「実学」、特に商・工・農にかかわる職業こそが「実業」だという²³⁾ 実学重視の時代がやってきたのである。この先頭立ったのが慶應義塾大学の理財科であった。

Political economy 又は Economics を漢語の「経世済民」と考え、「経済」と訳したのは福澤諭吉や神田孝平であった。福澤は学科名を付ける際に、「学問の要は活用に在るのみ、活用なき学問は無学に等しい」（『学問のすゝめ』第十二編）意味を込めて「理財」（財産を有利に運用する意）としたのではなかろうか²⁴⁾。

むすび

こうして、福澤の不朽の名著は明治6年7月に日本橋通り三丁目の丸屋善七店で、同年11月に大阪慶應義塾分校で、翌7年3月には京都分校で帳合稽古のテキストとして使われ出し、同11年10月から福澤自らが三田の慶應義塾で教えたとする記録が残っている²⁵⁾。

この国を代表する簿記史家片岡泰彦は福澤諭吉の『帳合之法』を次のように総括している²⁶⁾。

「帳合之法」は、アメリカ簿記書からの翻訳書名である。初編は単式簿記の解説書であり、二編は複式簿記の解説書である。現代の会計から見れば、技術的には高い水準にあるとはいえない。しかし、内容からみれば、単なる翻訳書ではない。福澤の著書といっても差し支えないほど、すばらしい日本語による簿記論の解説書となっている。その解説書の中には、原著にない福澤独自の思想が述べられているのである。それは、徳川時代の封建制度を批判し、西洋式近代文明への発展を提言するものである。すなわち、江戸時代に重要視された和漢書の暗誦を主とする学問を虚文空論と喝破し、商業、工業、算学等を中心とする実学の重要性を説いたのである。そして、「帳合之法」こそ実学の中心であり、今後の日本経済発展の基礎となるものと考えたのである。福沢がほぼ同時期に著した「学問のすすめ」と「帳合之法」は、学問に対する理論と実際という関係では一對となっており、同じ精神で結ばれていたと言えよう。

明治8年3月の『学問のすすめ』十四編「心事の棚卸」に次の記述がある。これは『帳合之法』全巻が出版された9か月後のことである。

今爰^{こゝ}に人のあまり心付かざる一箇条あり。その箇条とは何ぞや。事業の成否得失に付き、時々自分の胸中に差引の勘定を立てることなり。商売にて言えば、棚卸の総勘定の如きものこれなり。凡そ商売^{およ}において最初より損亡を企てる者あるべからず。先ず自分の才力と元金^{もときん}とを顧み、世間の景気を察して事を始め、千状万態^あの変に応じて或いは中たり或いは外れ^{はず}、この仕入に損を蒙りかの売捌^{こうむ}に益を取り、一年または一箇月の終わりに総勘定をなすときは、或いは見込みの通りに行われたこともあり、(途中省略)棚卸^{いてき}に出来たる損益平均の表を見れば案に相違して損亡なることあり、或いは仕入のときは物品不足と思

いしものも、棚卸のときに残品を見れば、売捌に案外の時日を費やしてその仕入却^{かえ}って多きに過ぎるものあり、故に商売に一大緊要なるは、平日の帳合を精密にして、棚卸の期を誤らざるの一事なり。他の人事もまたかくの如し。

帳合学を十分に理解し、商売の真髓を述べ、「商売の有様を明らかにして後日の見込みを定むるものは帳面の総勘定なり、一身の有様を明らかにして後日の方向を立つるものは智徳事業の棚卸なり」と結んでいる。まさに『帳合学』と『学問のすゝめ』の融合である。この苦勞の末に翻訳した『帳合之法』の技法が普及しなかったことを反省して、この実学の定着の前提となる西洋資本主義精神を啓蒙する日本初のビジネススクール「理財科」を慶應義塾の大学部に据えたのである。

その後福澤の三帳簿制は、日記帳と仕訳帳を一つにした仕訳日記帳と総勘定元帳という二帳簿制の教授用テキスト²⁷⁾となり、実務は銀行簿記を改良した伝票会計や加藤^{なかぼ}斌らの特殊仕訳帳制へ、そしてその収支簿記²⁸⁾も現金式仕訳法から貸借式仕訳法へと変遷した。また、いつのころからか、残高勘定（大陸式帳簿締切法）を設けずして、繰越試算表から貸借対照表を作成して終わるようになった。もっとも現行のコンピュータ簿記は損益勘定すら設けず残高試算表をもって損益勘定（損益計算書）と残高勘定（貸借対照表）とみなしているが。

ともあれ、明治6年に三冊の簿記書がアジアの東端で産声を上げてから140年の歳月が過ぎ、その間の技術革新がアンビジュアルなコンピュータ簿記技法を生みだし、先人の苦心を忘れさせてしまった。暫し、井戸を掘った人の労を反芻する余裕が欲しいと思い、本稿を起こした。

《注》

- 1) この黒澤の稿は「クリバリ英譯を参照しつつペンドルフ獨譯を基準とせる拙

訳」(「ルカ・パチョーリ複式簿記釋義」雑誌『会計』Vol. 38, No. 2, p. 243)とあり、(東京)外国語学校では現代イタリア語は読めるようになったが、「『パチョーリ』は中世イタリア語で全然歯が立たなかった」(田中章義編『日本における会計研究の発展』同文館、1990.9, pp.193-194)という。

- 2) なお、学制発布(明治5年8月3日)にもとつき文部省が教科の一つとして「小学記簿(book-keeping)」を定めたことから、その教科書として小林儀秀^{のりひで}訳『馬耳蘇氏記簿法』上・中・下各分冊が発行(複式の部刊行、明治9年9月)された。これは次の文献の和訳である。C. C. Marsh, *The Science of Double-Entry Book-Keeping, Simplified by the Application of an Infallible Rule for Journalizing*, New York, 1871.

帳簿組織は送状控帳、売物帳、金銀出入帳、下受売物帳、手形帳が採用され、主要簿に日用帳(日記帳)、日記帳(仕訳帳)、そして大帳(元帳)があって、福澤の「本式」と同様の帳簿組織であった。



『馬耳蘇氏記簿法』5分冊

- 3) 太田哲三は随筆のなかで「英人アーレン・シャンド(Allan Shand)を招いて講習せしめた。(途中省略)けれども精法の著者であるかは疑問の無いこともない。(途中省略)英国で面会している(途中省略)森田藤之助君(途中省略)の話によると、シャンドは日本で銀行簿記の組織をつくった覚えはないと

云っているそうである。そこが問題である」(太田哲三著『会計学の四十年』中央経済社, 昭和31年, p.58)と記述している。

2010(平成22)年10月に開催の日本会計史学会第29回全国大会で、白坂^{りょう}(大東文化大学)が、C. C. Marshの著、*The Theory and Practice of Bank book-keeping and Joint stock accounts*, 1864. と『銀行簿記精法』の一部の類似性を発見したことを報告、その後、片岡泰彦は「アラン・シャンドが『銀行簿記精法』執筆にあたり、マルシュ銀行簿記書の一部を無断で引用したことは明らかと思われる」(片岡泰彦稿『『マルシュの簿記書』に関する一考察』大東文化大学『経済論集』No. 98, p. 53)と書くに至った。

- 4) 黒澤清著『日本会計制度発展史』(財経詳報社 平成2年) p. 45.
- 5) 黒澤清著『上掲書』p. 69.
- 6) 黒澤清著『上掲書』p. 72 参照。
- 7) 黒澤清著『上掲書』p. 70.
- 8) 小泉信三の解題(昭和26年5月刊『福澤論吉選集』第一巻)には福澤の「すゝめ」た学問は、旧来の漢儒の学ではなくして、新しい実学^{サイエンス}であった。それは虚学に対するものであったという。「實學の實は儒學の思弁なるに対する實証的の實、またその浮文的なるに対する實用的の實を意味する」とある。
- 9) 慶応義塾編纂『福澤論吉全集』第一巻(岩波書店, 昭和33年) p. 53. 同書に「福澤全集緒言」が収録されている。
- 10) 「帳合わせ」とは、一般的に江戸時代の大店では毎晩夕食前に記帳関係者全員が集まって、各帳簿間の記帳事項の付き合わせを行って、照合印を付したことから、そうよばれた。この内部牽制の保全が確認されてから夕食となった。各家の上役から店の帳合法を口伝されることから、全国的な統一のマニュアルにはならず、各家の秘義とされてきた。
『福澤全集緒言』(時事新報社, 明治30年12月)に翁は「ブックキーピングを帳合と譯して簿記の字を用ひざりしは、餘り俗に過ぎたる故か今日世に行はるゝを見ず」と述懐している(慶應義塾編纂『上掲書』p. 10)。
- 11) 西川孝治郎著『文献解題日本簿記学生成史』(雄松堂書店, 昭和57年6月) p. 6.
- 12) 西川孝治郎著『前掲書』p. 6.
- 13) 西川孝治郎著『前掲書』p. 6.
- 14) 小倉榮一郎「わが国固有帳合法の史的展開 11」『企業会計』1980年11月号, Vol. 32, No. 11, p. 228 参照。
- 15) 小倉榮一郎「上掲論文」p. 228.
- 16) 慶応義塾編纂『福澤論吉全集』p. 61. 維新政府は明治5年8月に学制を發

布して、小・中学校で記簿法を教えることになったが、他に訳書がなく『帳合之法』が唯一の邦語テキストであった。なお、学制の発布を担当した文部卿は大木喬任であったが、「文部省は竹橋にあり、文部卿は三田にあり」との揶揄があったことから、福澤の想いが「学制」に具現されたのではなからうか。

- 17) 福澤は Day book (日記帳) と Ledger (大帳) の間に存する Journal を、清書のための帳簿、「清書帳」と訳している。
- 18) 久野秀男稿「先駆の株式会社の会計実務の先進性とその退行現象」学習院大学経済論集 26 卷 1 号 (1989.6) p. 32 参照。
加藤の複認 (double entry) による帳簿組織は日記帳に相当する懸買帳 (Day-Book), 懸買帳 (Invoice-Book), 現金帳 (Cash-Book), 手形帳 (Bill-Book), 倉庫帳 (Warehouse-Book), 財本帳 (Stock-Book) の記録を中仕切帳 (Journal: 総合仕訳帳) を経由して仕切帳 (Ledger) に転記して、假差引帳 (Trial Balance), 損益表 (Profit and Loss), 資本勘定 (Capital), 差引表 (Balance Sheet) を作成して終わっている。
- 19) 西川孝治郎著『前掲書』p. 14 参照。
- 20) 拙稿「帳合の生成とその終焉」明治大学経営研究所『経営論集』Vol. 61, No. 1, pp. 452-454.
- 21) 第四事例を翻訳しなかったこと「によって、大いに簿記書自体としての価値を減少せしめたといわねばならない。それはきわめて初歩的な、簿記法の手引きにしか過ぎなかった。誠に痛恨事である。もし第四例をとり上げ、特殊仕訳帳制を取り扱い、総括転記制の便法に説きおよぶならば、『帳合之法』は、後日、わが国の大規模企業経営者に適合する簿記組織確立への基盤をあたえる、指導的役割の一端を果すことになったであろう。惜しみて尚余りありという感じである」と、小島男佐夫著『簿記史』(森山書店, 1973, p. 174) にある。
- 22) 慶應義塾編纂『上掲書』p. 10.
福澤は彰義隊による、いわゆる上野戦争の当日 (慶應 4 年 5 月 15 日), 三田の学び舎で Francis Wayland の経済書 (*The Elements of Political Economy*, 1866) を講義していたことはとくに有名であるが、明治 2 年には小幡篤次郎に経済学を講義させており、早くから西洋合理主義の重要性を福澤は認識していた。
- 23) 天野郁夫著『大学の誕生 (下)』(中央公論新社, 2009 年 6 月) p. 192.
- 24) 慶應義塾大学編『慶應義塾百年史 別巻』p. 202.
- 25) 西川孝治郎著『日本簿記史談』(同文館, 昭和 46 年 1 月) p. 229 参照。
- 26) 片岡泰彦稿「福澤諭吉『帳合之法』に関する一考察」大東文化大学経営論集 第 8 号 (2004 年 9 月) p. 30.

- 27) 片岡泰彦は『『帳合之法』が日記帳、仕訳帳、及び元帳を中心とするイタリア式簿記法であったので、理解し易かったのに対して、先の『商家必用』が、多数の帳簿を使用する複雑な帳簿組織に基づいていたので、一見理解し難く、採用しにくい点があったように思われる』（『複式簿記発達史論』p.382）と述べているが、しかし、この国の実務には『商家必用』の帳簿システムが適していた。
- 28) 収支簿記とは、すべての取引を現金の収入支出（金銭の収入・支出）に還元して記帳、計算、整理する方法である。現金取引はいうまでもないが、現金支出に関係なき取引（振替取引）にも現金取引に還元して適用する。従来の貸借方式の仕訳帳（仕訳日記帳）に代えて金銀出納日記帳を用い、これより総勘定元帳へ転記を行う簿記法である（島本克彦稿「日本式収支計算簿記について」p.2. 日本会計研究学会第71回全国大会〔開催一橋大学、2012.8〕レジュメ）。この簿記法につき、福澤諭吉の「借の處に出と記し貸の處に入と記し」とのアイデアを発展させたとする西川孝治郎説、銀行簿記精法に見るドイツ式総合仕訳法とする黒沢清説、そして、大原信久『実地應用簿記学教科書』が考案したとする下野直太郎説がある（島本克彦稿「上掲論文」p.3参照）。

参考文献

- 片岡泰彦稿「福澤諭吉『帳合之法』に関する一考察」大東文化大学『経営論集』No.8（2004.9）
- 黒澤清著『日本会計制度発展史』（財経詳報社 平成2年）
- 西川孝治郎著『日本簿記史談』（同文館、昭和46年1月）
- 西川孝治郎『文献解題 日本簿記学生成史』（雄松堂、昭和57年6月）
- 吉澤英一稿「福澤諭吉『帳合之法』」創価女子短期大学紀要 No.6（1989.6）
- 福澤諭吉著『学問のすゝめ』岩波書店（2012.4）

（原稿受付 2014年3月3日）

〈抄 録〉

空中権取引の促進と課税

— 課税繰延べと信託 — (抄録)

阿 部 雪 子

本稿は、「空中権取引の促進と課税—課税繰延べと信託—」という主題で、税経通信 69 巻第 6 号（2014 年 6 月）に発表した論文を加筆・修正したものである。本稿掲載にあたっては出版社の許可を得ている。なお、詳細は本誌をご参照いただきたい。

1 はじめに

昨年、安倍政権が提案した注目すべき政策の一つに、国家戦略特区の創設が挙げられる。これは、政府が主導し、地域を選定して一定の政策目的を実現するための手段である。たとえば、大都市の再生を主眼として容積率割増しなどの土地利用の規制緩和を通じて国内外からの投資を呼び込む狙いがあるとされる。そのための施策が、官民協力の形態（Public-Private Partnership; PPP）や民間資金等を活用した社会資本整備（Private Finance Initiative; PFI）の積極的な活用であり、これに「空中権」の売買を組み合わせることによって、過去 10 年間の実績の 3 倍に相当する 12 兆円規模の事業を推進し、首都高速道路をはじめ空港、上下水道などのインフラの整備を図ることなどが目標とされる¹⁾。首都高速道路の都心環状線が走る京橋付近では、半地下にある道路の上空に人工地盤

を築造し、その周辺地域の開発が促進されるような方策が盛り込まれている。これにより、首都高速道路などでは、空中権を売買することによって得られた資金を道路などのインフラ整備にあてることが構想されている。経済活動において租税負担の影響は重要なファクターである。本稿は、空中権取引に着目し、租税法の取扱いがどのような影響を及ぼし、いかなる税制上の課題があるのか、さらに空中権取引の促進という観点から信託の活用が可能であるのかについて考察するものである²⁾。

2 空中権の意義とその設定の対価にかかる所得区分

空中権とは、どのような権利であろうか。空中権の概念は一義的ではないが、一般に、「空間の一定の範囲を利用することを内容とする権利、容積率の割増や移転を内容とする権利」などと言われている³⁾。ここでは、前者の権利について空間を利用する権利、後者の権利に関しては余剰容積率利用権と呼んで考察することとする。はじめにで述べたように、首都高速道路等のインフラ整備は、主としてこれら二つの権利の内容を合わせた仕組みと理解できるだろう。具体的には、首都高速道路に人工地盤を構築し、その上部に建物などを建築する権利を創設し、その権利を売却するというものである。建物などを建築する権利を取得した買主は、その建物上部の容積率の割増しをしたり、移転することができる権利を取得することで大規模な建物等を所有・管理することによって、大都市の中心部において、高い収益力を得ることが可能となる。

一般に、空中を利用する権利を設定するためには、区分地上権と地役権の設定があると考えられる。民法は、区分地上権について、「地下または空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、その設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる」としている（民法 269

条の2)。もう一方の地役権について、民法280条は、「ある土地の便益（土地の利用価値を増進するために他人の土地を利用する権利）」であると規定している（民法280条⁴⁾。この地役権の設定により、利用価値が増進する土地は要役地と呼ばれ、要役地のために利用される土地は承役地と言われている。これによって、承役地の利用はその要役地の利用価値が増加した分だけ制限されることになる。土地（要役地）の所有者が隣接する土地（承役地）上の余剰容積率利用権を取得しようとする場合には、隣接する土地の余剰容積率の利用を制限することによって要役地の利用が可能となる。

そこで、地役権の設定による空中権の利用にかかる余剰容積率利用権取引の課税上の問題について検討する。余剰容積率利用権の設定あるいは移転を促進するためには、何らかのインセンティブが必要になるとと思われる。たとえば、税負担の影響を考慮すると、この余剰容積率利用権の移転に係る対価、つまり地役権の設定による所得の性質が不動産所得になるのか、それとも譲渡所得に当たるのかは、きわめて重要な問題である。この点は、所得税法上の譲渡所得におけるメリットをみれば一目瞭然であろう。実際、土地建物等の譲渡所得は、分離課税による一定の軽減税率が適用されるため（租特31条1項、同法32条1項）、不動産所得と比較した場合、税負担が緩和されていると考えられるからである。

所得税法上、不動産所得とは、不動産や不動産の上に存する権利の貸付けによる所得である。また、地役権の設定等による所得もこれに含まれる（所税26条1項）。次に、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得である。重要なのは、建物または構築物の所有を目的とする地上権または賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で、政令（所税令79条1項）で定めるものについても資産の譲渡とみなされるということである（所税33条1項）。

3 資産の譲渡の意義と譲渡所得の特例

上に述べたように、政令（所税令 79 条 1 項）に定める資産の譲渡とみなされる行為には、その対価として支払を受ける金額が一定の金額を超える地役権の設定が含まれる。

具体的には、①特別高圧架空電線の架設、②特別高圧地中電線もしくは高圧のガスを通ずる導管の敷設、③飛行場の設置、④懸垂式鉄道もしくは跨座式鉄道の敷設、⑤防砂設備である導流堤その他財務省令（所税則 19 条の 2）で定めるこれに類するものの設置、⑥都市計画法（第 4 条 14 項）に規定する公共施設の設置、⑦都市計画法（第 8 条 1 項 4 号）の特定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限する行為である。インフラ整備を行うための手段には、⑦の都市計画法上の制度を利用した余剰容積率利用権の設定（移転）が考えられるが、上述の地役権等の設定の場合には、その対価として支払われる金額が土地または借地権の価額の 2 分の 1、地下もしくは空間について上下の範囲を定めた借地権もしくは地役権の設定である場合等は 4 分の 1 に相当する金額を超える場合においてのみ資産の譲渡とみなされる（所税令 79 条 1 項⁵⁾。仮に、余剰容積率利用権の設定（移転）に係る対価が譲渡所得に当たるとされた場合、前述のように税負担が軽減される。この場合に、さらに大きなインセンティブが得られる方法として、「特定事業用資産の買換えの特例」（租特 37 条 1 項）などの譲渡所得における課税繰延への取扱いを適用することが考えられる。

この買換えの特例は、①個人が、その有する事業の用に供している特定の譲渡資産（租特 37 条 1 項各号表上覧）を譲渡した場合に、②当該譲渡の日の属する年の 12 月 31 日までに、一定の要件を充たす買換資産（同条 1 項各号表下段）に掲げる資産）を取得し、かつ、③当該取得の日から 1

年以内に当該買換資産を当該各号に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合、または供する見込みである場合には、当該譲渡資産の収入金額について課税繰延べを認めるものとし、当該譲渡資産の譲渡価額もしくは買換資産の取得価額のいずれか少ない金額の80%に相当する金額を超える部分についてのみ譲渡があったものとみなされる（租特37条1項、租特令25条4項）。現行法では、この特例の対象範囲に余剰容積率利用権の権利の設定（移転）が含まれていないところから、この権利の設定（移転）は、本特例の適用が認められる余地はないが、今後、この取引を促進するためには、これを対象範囲に含めるなどの検討が必要であろう⁶⁾。

4 信託の活用と空中権取引 — 受益証券発行信託の活用 —

次に、余剰容積率利用権を取得する買主の見地から考えてみたい。買主においては、この権利を活用して大規模な建物を建設し、これを貸し付けたり譲渡することにより利益がもたらされるといったインセンティブが期待できる。ここで課題となるのは、資金調達的手段であると思われる。この点は、信託等の活用などにより容易に解決できると考えられる。そこで、信託法の改正によって新たに設けられた受益証券発行信託の特例を適用する場合を考えてみたい。受益証券発行信託とは、信託行為において、一または二以上の受益権を表示する証券（受益証券）を発行する旨を定めることができる信託であるとされる（信託法第185条1項）。この信託により受益権を有価証券化し、その流通性を強化することによって受益権に対する投資（資金調達）が可能となることが予想される⁷⁾。

たとえば、委託者である不動産会社が余剰容積率利用権を活用して建設した建物を信託財産とし、信託会社を受託者、信託の受益者を不動産会社（委託者兼受益者）とする信託を設定したとしよう。その後、不動産会社（委託者兼受益者）が資金調達のためにその受益権を受託者である信託会

社に譲渡するものとし、その受益権を譲り受けた受託者（信託会社）が、その受益権を一般投資家に対して1年以内に譲渡することとし、委託者のための資金を調達するというスキームを考えると⁸⁾、その受託者（信託会社）がどのような課税上の取扱いを受けるかが重要な問題になると思われる。仮に、受託者（信託会社）が受益権を一般投資家に譲渡した場合でも、そこで得られた収益に対して受託者に法人税が課税されるならば（法税2条29号の2、法税4条の6）、委託者の資金調達は税負担の分だけ減少することになると考えられる。

ここで、受託者（信託会社）に適用される現行の法人税法の取扱いについて検討してみると、次に掲げるような①から⑤の要件をみたま受益証券発行信託については、集団投資信託（特定受益証券発行信託）に当たるとして（法税2条29号ハ）、受託者（信託会社）におけるその収益は、信託の設定から終了までの間に課税が生じることはないものと考えられている⁹⁾。つまり、受託者（信託会社）が信託財産を管理ないし処分することによって得られたその収益は、次のような要件をみたま場合に、特定受益証券発行信託の取扱いが適用されることになる。

上述のように、特定受益証券発行信託としてその取扱いが認められるための要件は次のとおりである。①受託者は信託事務の実施において、一定の要件に該当することについて税務署長の承認を受けた法人（承認受託者）であること、②信託の各計算期間終了時における未分配利益の額のその時の元本の総額に対する割合（利益留保割合）が2.5%を超えない旨の信託行為の定めがあること、③信託の各計算期間終了時において、その時までに来た利益留保割合の算定の時期のいずれにおいてもその算定された利益留保割合が2.5%を超えないこと、④信託の計算期間が1年を超えないこと、⑤受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が存しない信託に該当しないことであるとされる（法税2条29号（ハ））。これらの要件は、実質的には、信託財産を法人と擬利（法人課税信託）した

いわゆるペイ・スルー課税を意味しているものと考えられる。

おわりに

これまで述べてきたように、インフラ整備を行うための有効な手段として、空中権の設定（移転）取引を促進するためには、いくつかの課税上の問題を解消する必要があると思われる。具体的には、政令（所税令 79 条 1 項）に定める資産の譲渡とみなされる行為の範囲につき、都市計画法上の特定街区の制度以外にも、余剰容積率利用権の設定（移転）行為を含めるものとする立法措置を講じる必要があるだろう。たとえば、都市計画法上の地役権の設定と同様の経済的効果をもたらす建築基準法（86 条 2 項）の連担建築物設計制度による地役権の設定行為をその範囲に含めることは検討に値するように思われる¹⁰⁾。また、資産の譲渡とみなされる割合として、その対価として支払われる金額が土地または借地権の価額の 2 分の 1 に相当する金額または地下もしくは空間について上下の範囲につき借地権もしくは地役権を設定する場合等は 4 分の 1 に相当する金額に限られる旨の取扱いについては見直しをすることも検討の意義があると考えられる¹¹⁾。

※本研究は、平成 25 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成及び平成 26 年度科学研究費基盤研究(C)課題番号 26380046 の研究成果の一部である。

《注》

- 1) 内外情勢調査会「安倍総理成長戦略第 3 弾スピーチ」（2013 年 6 月 5 日）。
- 2) 空中権に関する課税関係の先行研究として、池田誠「空中権を巡る税務上の取扱い」税大論叢 62 号（2009）254 頁。
- 3) 空中権の法的性質等の検討として、水本浩「空中権の展開と課題」、丸山英気「空中権論」、野村好弘・小賀野晶一「移転される未利用容積の権利の性質」、榑正剛「道路の立体的利用」、大浜啓吉「空中権における公法上の問題」、渡辺卓美「アメリカの空中権と開発権の移転」（法律時報 64 巻 3 号（1992）所収の諸論文 14-46 頁）、建設省空中権調査研究会編『空中権——その理論と応用』

ぎょうせい（1985）、等がある。アメリカでは、空中権は、「air right とか development right」と呼ばれている（水本・前掲注3）「空中権の展開と課題14頁）。Weaver v Osborne 事件判決（1912）では、空間の占有権は独立した権利とされる（「都市開発と空中権—海外事例の調査研究アメリカ—」JAPIC（1987）9頁）。野村・小賀野前掲注3）21頁では、「実定法上、空中権の機能を有する権利として区分地上権（民法269条の2）、あるいは地役権（民法280条）」があるとされる。区分地上権、地役権については、中尾英俊、鈴木祿弥執筆（川島武宜・川井健編『新版注釈民法(7)物権(2)』有斐閣（2007）849-877、931-953頁。

- 4) 前掲注3)鈴木祿弥執筆『新版注釈民法(7)物権(2)』931頁。
- 5) 水野忠恒『租税法5版』有斐閣（2011）181頁、最判昭和45年10月23日（民集24巻11号1617頁）は、「更地価格の50%に及ぶような借地権取引の場合には、いわば不動産所有権の権能である使用、収益、処分の一部である借地権が譲渡されたものとみて」譲渡所得に当たるとした。なお、法人において同様の効果を有する規定として法税令138条1項。
- 6) 余剰容積率利用権の移転（設定）にかかる対価が譲渡所得に当たる場合には、租税特別措置法上の各種の譲渡所得の特別控除等を適用することによって、税負担の軽減が可能となると考えられる。
- 7) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法』商事法務（2007）385頁。
- 8) この信託の考え方については、新井誠「信託法（第3版）」有斐閣（2008）172頁参照。
- 9) 佐々木浩「信託の税制について—信託税制の基本的な考え方等について」信託239号（2009）113頁。
- 10) 東京高判平成21年5月20日（税資260号11413頁）では、控訴人は余剰容積率利用権につき土地利用権から淵源する敷地利用権と主張したのに対し、裁判所は地役権であると判示した。本件の一審判決に関連する論文として、水野忠恒「いわゆる連担建築物設計制度（建築基準法86条2項）にかかわる地役権の設定の対価の性質と評価のありかた」税務事例研究111号（2009）47頁。
- 11) 国土交通省は、平成27年度税制改正要望において、「大深度地下法16条に基づく使用許可を受けた事業にかかる区分地上権の設定の対価が土地価額の4分の1以下か、あるいは4分の1を超えるかにより税負担に大きな階差が生じることとは地権者の理解を得ることが困難である」とし事業の進捗に重大な影響を与えることを考慮して所税令79条1項等の見直しを求めている（財務省及び国土交通省ホームページ参照）。

（原稿受付 2014年6月20日）

Innovation Imperative in the Global Age

Sang M. Lee, PhD.

Eminent Professor

University of Nebraska-Lincoln, USA

A Perspective on Challenges Facing Business Education in the United States of America

Maling Ebrahimpour, PhD.

Dean and Professor of Management, College of Business

University of South Florida Saint Petersburg, USA

5月30日（金）文京キャンパスにて、経営経理研究所の主催により、ネブラスカ・リンカーン大学の Sang Lee 博士と南フロリダ・セント・ピーターズバーグ大学の Maling Ebrahimpour 博士による講演が行われた。Lee 先生は、ソウル大学を卒業した後、アメリカ・ジョージア大学で博士号を取得し、現在はネブラスカ・リンカーン大学の Distinguished University Professor として Department Chair を務めている。グローバルビジネスに関連する論文は数百を数え、この度の講演会でも「Innovation Imperative in the Global Age」というタイトルでグローバル時



Lee 先生による講演の様子



Ebrahimpour 先生による講演の様子

代に求められるイノベーションの条件について論じた。

Ebrahimpour 先生は、現在、南フロリダ・セント・ピーターズバーグ大学 College of Business のディーンを務め、大学と地域との連携を積極的に進めている。先生の関心領域は広く、グローバルビジネスから、芸術や文化のビジネスに対するインパクトにまで渡り、現在はアメリカのビジ



両先生と参加者とのディスカッションの様子

ネス教育に関する研究に精力的に取り組んでいる。講演会では、「A Perspective on Challenges Facing Business education in the United States of America」というタイトルで、アメリカのビジネス教育の歴史に触れながら、今後のビジネス教育に求められる教員の資質や教育内容について論じた。講演後は、両先生に対する商学部の教員や学部生達からの質問が相次ぎ、両先生と参加者との間で活発な議論が展開された。

(文責：田嶋規雄)

INNOVATION IMPERATIVE IN THE GLOBAL AGE

Professor Sang M. Lee
University Eminent Scholar
University of Nebraska-Lincoln, USA

We live in a networked, interdependent, and complex global economy. There are a number of mega trends and new market forces in play as organizations compete in the global market. Some of the important mega trends that form the new global market place are: globalization, digitization, changing global demographics and industry mix, growing influence of emerging economies, job creation war, environmental concerns and sustainability.

Such mega trends have helped create a set of new market forces such as commoditization of management innovations (TQM, BPR, Six Sigma, Lean Approach, JIT, ERP, etc.), ever shortening product life cycles, business gravitation to low cost regions of the world, new global firms in emerging economies (Samsung Electronics, LG, Hyundai, HTC, Haier, Infosys, Tata, Lenovo, etc.), new competitive advantage created by service-focused innovations, new emerging customer values (experience, participation, and sensory values), and the groundswell effect (the growing importance of user generated content and social network services).

Given the above described dynamic global market, innovation is imperative for organizations to survive and prosper. Innovation should be defined broadly as any new ideas applied differently to create more value than the conventional way for developing competitive edge. In any organization, there are basically five innovative

ways to create new value: Create new products/services or ventures; Redesign the end-to-end value chain architecture for greater efficiency; Reinvent the concept of customer value; Redefine the customer base; and Introduce new business models.

Today, innovation cannot be undertaken by a single organization independently but usually involves collaboration with partners who can make the value chain world-class. Thus, collaboration, open, co-creation, and convergence have become important parts of the new approach of corporate innovation. This new paradigm of innovation is called “Co-Innovation.”

Organizations must learn how to create a DNA which pursues open, collaborative, and co-creative culture as an important ingredient of innovation for creating a global class value chain.

A Perspective on Challenges Facing Business Education in the United States of America*

Dr. Maling Ebrahimipour

Dean and Professor of Management College of Business
University of South Florida Saint Petersburg (USFSP)

Takushoku University, Tokyo, Japan May 30, 2014

*Presenter used several sources to collect data including his own research.

The first recorded teaching of business in America was in 1635 when Mr. Morton in Plymouth plantation opened a business teaching “reading, writing and the casting of account.” For 2 1/2 century business schools remained purely vocational. In 1880, the US department of Interior enumerated 162 commercial and business colleges in the United States with about 27,000 students. The first business graduate degree conferred was at the tuck school of business at Dartmouth College.

Harvard started the first MBA program in 1908 and University of Chicago was the first school to offer a doctoral program in 1922. The era of scholarship in business started! The 1916—association to advance collegiate schools of business founded in 1916. The entity is now officially called AACSB—international. In 1925, 38 schools were members of AACSB—16 required foreign languages, 15 required English Literature, and 25 required philosophy. By 1975, nearly 1,000 students graduated with doctoral degree in business.

A survey of University Presidents in the USA shows that majority of them think that colleges in the USA are still the best in the world. However, over 50% of them think there is a need for a moderate disruption and more technology should be introduced in the curriculum. Over 75% of the presidents believe hybrid courses have positive impact on higher education and over 50% think the MOOCs will not survive.

An interesting contrast exists between Presidents' view and faculty's where presidents believe that higher education is headed in right direction (over 60%) and only about 30% of faculty have the same view. However, majority agree that the politicians are the main driver for change (over 65%) whereas faculty should be the number one driver for change.

Disruptive Forces

There are major disruptive forces in higher education such as Changes in Technology, Innovation, Competitive Pressure from private for Profit universities and from universities from other Countries, Companies Demand of employees such as reliance on knowledge and entrepreneurial spirit, shift in the way students learn, economic shift (economic downturn), tight budget, devaluation of undergraduate degrees.

Core Problem

We teach our students WHAT TO LEARN and NOT HOW TO LEARN. It is estimated that over 80% of students are being educated for what was needed yesterday, Educating for today 15-16% are educated for what is needed today, and only a small fraction are taught for what is needed tomorrow 4-5%.

To survive business schools must rethink their model and what they teach. The role of professors is changing from "teachers" to

“facilitators” that help students to learn effectively and think creatively.

Typical core courses taught in Undergraduate programs: Quantitative (Mathematic/Calculus/statistics) Economics, Accounting, Management, Marketing, Finance, Business Law, Information System, and Operations Management (Supply Chain). Although the courses are updated, but new areas of knowledge has not been really added to the curriculum. If the business education in USA does not go through fundamental change, it will not survive or will no longer be the leader. It is a matter of time!

To survive, business schools must: think critically and creatively, learn to adapt to the changes at a faster pace, think what we do be relevant to the changes in business and society, probably structure our academic unit differently about the market, recognize important of entrepreneurship and creativity in curriculum. If we do not change we will not survive. It is a matter of time!

To survive, business schools must: Introduce courses, topics, majors relevant to the market; be able to effectively Transfer core business knowledge to our students; provide forums that student learn about creativity, innovation, problem solving, and sustainability; these are constant drivers in local and global market; assure students learn Analytical skill set to solve problems; assure that students learn about ethics and ethical decision making; help students to learn about culture and have a solid understanding of current global issues; have a curriculum that connects students to market place in experiential, internship, providing intellectual rigor and market relevant; Emphasize professional acumen in interview and ability when face with corporate recruiters.

If we do not change we will not survive.
It is a matter of time!

経営経理研究所主催

「身近になった相続税」

平成25年度税制改正により平成27年1月1日以後に相続の開始があった場合には、従来相続人が配偶者と子2人のときに8,000万円だった相続税の基礎控除額（相続税がかからない金額）が4,800万円に引き下げられることとなりました。このため従来は相続税の申告も納付も求められなかった人たちも相続税の申告納付が必要となる場合があります。身近になる相続税について制度の内容を簡潔に説明します。

1. 相続税の申告

相続税は原則として納付すべき税額がある人のみがその申告をする義務があります。ただし、納付すべき税額がない場合でも配偶者が配偶者の税額軽減を受けるときは相続税の申告が必要となります。

2. 相続税額の計算

現行相続税は法定相続分課税方式による遺産取得課税方式が採用されており、次のように計算されます。

非課税財産を除き、民法に規定する相続分等又は遺産分割に従ってそれぞれ自己の取得した財産（相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産及び相続又は遺贈により取得したものとみなされるものを含みます）の価額の合計額から相続により承継した債務の額等を控除した後の金額を各自の課税価格として、これを同一の被相続人・遺贈者から財

産を取得した全ての者につき合計して課税価格の合計額を算出します。
この課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合に相続税がかかること
になります。

この基礎控除の額は、

- ① 平成 26 年 12 月 31 日までに相続の開始があった場合には、
5,000 万円 + 相続人の数 × 1,000 万円
- ② 平成 27 年 1 月 1 日以後に相続の開始があった場合には、
3,000 万円 + 相続人の数 × 600 万円

となりますので、来年 1 月 1 日以後の相続については相続税の課税対象
となる人が大幅に増えることになると思われます。相続税の課税の対象
となる財産でも主要なものは土地ということになりますが、土地の価額
については国税庁のホームページに搭載されている路線図からおおよそ
の額を計算することができますので一度試してみてください。ただし、居
住用の土地や事業用の土地についてはそのまま居住用又は事業用に供す
る場合には一定面積の範囲で評価額が 20%に減額される特別措置があ
ります。

(文責：小林幹雄)

2013 年度（平成 25 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2013 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 4 月例会（4 月 26 日・金）

テーマ 「情報教育（高等学校以前）を考える」

報告者 小林 政尚（商学部教授）

〈要 旨〉

日本政府はこれまでに情報化社会到来を予期し、また情報産業発展に寄与する人材育成を視野に入れた情報化に対応する情報教育を高等学校に義務化し、中学校、小学校に PC やネットワーク化のための重点的な予算配分を行うなど政策を実施してきた。

しかし、ここ 15 年間で日本は他国と比べて情報技術の社会・経済への活用度は下降している。個人家庭や家庭への普及は他の先進国と比べて遜色内が、企業、政府のいずれをとっても活用率はかなり低い状況にある。このような社会的背景から現代に至るまで情報教育がどのように変わってきたかを振り返り、今後望まれる ICT の展開による経済社会への観点を明らかにした。

特に学習指導要領の分析を加え、現状の情報教育について報告を行った。

(2) 5 月例会（5 月 24 日・金）

テーマ 「アメリカ経済の発展動力と国際主義 ― 所得衡平化プロセスを中心として ―」

報告者 室山 義正（大学院地方政治行政研究科教授）

〈要 旨〉

建国以来続く、個人主義と自助精神に基づく「自由・民主主義・市場経済」の基本理念。そのもとでいかにして、20 世紀アメリカは発展しグローバル化を成し遂げてきたのか。ニュー・ディールから第 2 次世界大戦・朝鮮戦争・ベトナム戦争にかけての興隆と再編のプロセスを経て、新冷戦で共産主義に勝利し、経済再生を果し、世紀末の一極構造の繁栄を実現して 21 世紀に至る過程を、通史で分析した。アメリカのダイナミックな構造転換を支えた政策流儀、発展動力、そして

軍事と福祉の動態を解き明かした研究成果の著書。

（室山義正先生のご発表は、ご著書である『アメリカ経済財政史 1929-2009 — 建国理念に導かれた政策と発展動力 —』（ミネルヴァ書房、2013年）に基づいてなされた。上記の要旨はご著書のジャケットに書かれた紹介文の一部である。）

(3) 6月例会（6月28日・金）

テーマ 「スマートグリッドの産業技術とエクサビット光通信」

報告者 金山 茂雄（商学部教授）

〈要旨〉

スマートグリッドは「賢い送配電網」を意味するが様々なビジネスへの発展が期待されているため電力、情報通信、家電、住宅、重電・自動車メーカなど多種多様な企業が参画し、世界各地で多額の資金をかけた実証事業が行われ、世界的ブームともいえる現象を引き起こしている。スマートグリッドの定義は必ずしも明確ではないが、あえて一言で述べると、送配電網と情報網の高度融合ネットワークであり、その目的は、需要のスマート化（省エネ・節電など）、再生可能エネルギー電源の普及拡大、送配電網の高度化である。前半は、前述した三つの「高度融合ネットワーク」のスマートグリッドとその実現を支えるテクノロジーについて概説する。後半は、ネットワークの中でも重要な項目として、光通信の超多値コヒーレント伝送技術がある。日本では世界に先駆け、2008年1月から「光通信インフラの飛躍的な高度化に関する研究会（EXAT研究会）を立ち上げ、技術面の課題を詳細に検討された。ここでは、高度化技術に関する最近の研究動向を紹介し、その将来展望について述べた。また、データマイニング技術の有効性の実証が進展しているが、この技術は様々な分野、例えば流通業、小売業、金融業などに適用されている。近年、この技術の製造業への適用が急速に増え、品質改善、製品の製造制御、エネルギー（省エネ）分野など、適用範囲が拡大している。今回は、全体を前半後半に分け、報告した。

(4) 7月例会（7月26日・金）

テーマ 「情報化社会を支える IT/ICT と情報システムの変遷 — モデリングの視点からの検討 —」

報告者 安積 淳（商学部准教授）

〈要旨〉

ICT や情報システム設計・開発方法論の変遷に伴い、モデリングツールも変化しているが、いずれのツールを利用する場合も、実際にモデルとしてビジネスを表

現することで理解や議論を深めること、また主要なモデルを構築し改善を繰り返すようなプロトタイプ的なモデリングを実施することを重視しなければならない。それらを実践する方法論のひとつとして、ビジネスモデル・ジェネレーション (BMG) に注目する。BMG はビジネスモデル・キャンパスというオリジナルのツールの活用、プロトタイプングやビジュアルシンキング等のデザイン思考テクニックの活用、キャンパスを通じた戦略の再解釈等を含む、体系的な方法論である。情報システム設計・開発において、対象とするビジネスモデルを検討するツールとして、また詳細な業務プロセスを設計する段階で顧客への価値提案や主要リソース等を再認識するツールとして等、多様な場面で活用できることを指摘した。

(5) 10月例会 (10月25日・金)

テーマ 「2030年 資源貿易と日本経済・将来シナリオ」

報告者 武上幸之助 (商学部教授)

〈要旨〉

はじめに：日本を取巻く経済リスクとシナリオ

① IEA シナリオ：ブレイクスルー技術革新なければ経済停滞

② GBN シナリオ：3つの将来シナリオ (再生, ガラバゴス, 瀕死)

③ 中前シナリオ：3つの将来シナリオ (再生, 米国離れ, 瀕死)

1. 日本貿易収支・赤字定着と今後の経常収支悪化

- ・資源高 (加工貿易のボトルネック) → 「ものづくり」貿易の限界
- ・アジア貿易での地位低下 (産業空洞化と中国台頭) → 市場喪失
- ・国際収支悪化の及ぼす負の影響 → (キャッシュ資産の運用)

2. 経済成長と外部経済・貿易ブロック動向

- ・外需 (ものづくり) 型成長パターンの限界
- ・途上国経済成長パターン ⇒ 輸入代替・製品輸出政策は、通貨安 (= 輸出競争力) が主要因：国民経済とトレードオフ関係
- ・外部経済の囲い込みと TPP 地域ブロック貿易協定の意義
- ・失う海外需要市場

* 国富3要素：① 資産 (金保有, ドル外貨保有) → ドル安減価

② 技術 (知的財産) 職能, 製品, 生産設備 → 海外移転

③ 労働力 (教育, 若年労働育成) → 失業, 雇用不安

3. 近未来の貿易シナリオ：キャッシュ型経済成長パターン

- ・先進国経済成長パターン ⇒ 日本は最大債権国 (独自 ODA の成果), 円高による大きな「日本円」時価総資産を運用する新たな仕組みづくり

- * 残る資産は ODA 投資残高と企業海外資金留保の 2 つ⇒「強い通貨」政策（銀行，保険，証券，金融サービスに特化，比較優位を築く）
- ・内閣府調査では，日本企業海外生産比率は現在 17.7%から 5 年後には 21.3%に予測。海外投資比率は，2 年前 15.9%から今年は 21.5%になる見通し。（更に悪化の見通し）経常収支がマイナスになると，基本的には国民が受け取る所得が減少化（マイナスになる）する。国民とわが国企業が受け取る所得の総額＝国民総所得（GNI）ベースでは，減少局面を迎えると，個人の所得も減少する。

(6) 11 月例会（11 月 22 日・金）

テーマ 「情報化社会を支える IT/ICT ― 情報システムとビッグデータ ―」
報告者 松岡 公二（商学部教授）

〈要 旨〉

情報技術や情報通信技術の技術的側面の進化が進む一方で，それらを利用する際は技術的な内容やその効果を正しく把握し，適切な技術を適切な場面で利用することが求められている。

近年のインターネットの普及により，ネット上では SNS 等の新たな機能が出現し，多種多様なデータが発生している。また，販売の現場では POS やハンディターミナルによるデータ収集が行われ，乗車券は Suica 等の IC 型乗車券にとってかわり，それらが貴重なデータ源であることが認識されつつある。これらのデータは情報システムに蓄積され，様々な情報を提供し，経営意思決定の源として利用できる可能性を担っているが，思惑通りの成果に至らない場合も多い。これらの状況の中，ビッグデータに注目が集まり，様々な可能性が取り沙汰されているが，現行の利用方法では単発的な成果のみしか得られていない。本来の利用効果を得るには従来の情報システムとの協調，あるいは情報システムへの機能組み込みが必要であることを指摘した。

(7) 12 月例会（12 月 13 日・金）

テーマ 「消費者行動研究の歴史における諸問題」
報告者 田嶋 規雄（商学部教授）

〈要 旨〉

消費者行動の歴史に関する従来の記述が羅列的で，また，その理論的展開に関する記述が限定的であった点を問題意識として，行動科学的消費者行動研究の歴史において扱われてきた各年代の研究のトピックを，社会的文脈，特に，実際の消費者

行動やマーケティング実践との関わりで論じる試みを行った。そして、消費者行動研究の歴史に関する考察を踏まえて、これまで消費者行動研究で取り上げられてきたトピックを、年代と研究対象の集計水準によって整理した。この整理からわかったことは、過去の消費者行動研究の多くが集計水準の低い個別の消費者行動研究に偏る傾向があり、集計水準の高い市場形成という視点での研究が乏しいことであった。最後に、消費者行動研究が今後発展していくためには、集計水準の低い研究から高い研究へと展開し、「説明性」と「有用性」を併せ持った研究が必要であることを論じた。

(8) 1月例会 (1月24日・金)

テーマ 「SEC 監査規制における監査基準の適用 — エンフォースメント・アクションの史的分析 —」

報告者 岡嶋 慶 (商学部教授)

〈要旨〉

本報告は、1941年2月にアメリカ証券取引委員会 (SEC) によって導入された監査証明書において一般に認められた監査基準への準拠記載を要請する規定 (レギュレーション S-X 規則 2-02) が、どのようにして SEC 監査規制の中で機能するようになったのかを歴史的に考察することを目的としている。具体的には、執行通牒を通じて公表された SEC のエンフォースメント・アクションの内容を検討することによって、SEC 監査規制の中で一般に認められた監査基準がどのような位置づけを与えられ、どのように機能していったのかを検証する。とくに、1940年代から1970年代初頭にかけての SEC 執行通牒 — 会計連続通牒を中心とする — の中で裁定がなされた主要な事案を見ながら、関与会計士および会計事務所への懲戒手続きとの関係も含めて、一般に認められた監査基準がどのように扱われていたのかを分析・検討する。

(9) 3月例会 (3月26日・金)

テーマ 「企業内訓練校に見る日本の人材育成方式の特徴と課題」

報告者 島内 高太 (商学部准教授)

〈要旨〉

日本の有力な製造業企業、とくに大手自動車関連企業は人材育成を基盤に競争力を構築していることで知られている。その中には、将来、現場監督者など生産現場の中心として活躍できる優れた人材を育成するために企業内訓練校を設置している企業もあり、一定期間、若手従業員を仕事から離して集中的に訓練している。

先行研究によると、こうした訓練校では、効果的な人材育成のために生産現場の第一線で活躍している優秀な中堅従業員を訓練校に異動させ、若手層向けのトレーナーを担当させているという。今回の報告では、大手自動車関連企業の競争力の基盤として、上記のようなトレーナー活用方式に注目し、先行研究が十分に論及できていない同方式の効果と機能条件について、大手自動車関連企業 14 社に対するヒアリング調査結果を用いて考察した。

その結果、同方式を利用することで、大手自動車関連企業は若手層に対する技能訓練の実践性を高め、かつ若手層の帰属意識を高めることに成功していることが分かった。また、この方式では一定期間トレーナー経験を積んだ中堅層を元の現場に戻しており、トレーナー経験（取りまとめや指導の経験）をベースに中堅層がスムーズに現場監督者にステップアップできる仕組みになっていることも分かった。

このように、大手自動車関連企業の訓練校における人材育成方式（特にトレーナー活用方式）は、若手層及び中堅層の両方を効果的に育成するものとなっているが、実はこの方式が機能するためには、長期安定雇用と部門間の柔軟な異動といった日本の雇用慣行・組織運営慣行をベースに、経験の蓄積と交流が図られねばならない。その意味で、企業内訓練校の人材育成方式はきわめて日本的なものであった。しかしそれは同時に、雇用の流動化や生産のグローバル化に伴って進化していかなければならないということでもある。企業内訓練校の人材育成方式を検討することで、日本的な人材育成の強みと課題を理解することが出来る。

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。

3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。 新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）

(1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回 5月末日締切 ―9月発行

第2回 9月末日締切 ―12月発行

第3回 12月末日締切 ―3月発行

紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学経営経理研究所（以下、「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

2. 執筆予定書の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学 経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。各年度における執筆予定表の提出期限は、別に定めるものとする。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についても、これに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000字
II	資料、調査報告	20,000字
III	I、II以外	6,000字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙』に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。

(2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7. 注・引用・参考文献

(1) 注は、必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。

また、注記内容は文末、あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。参考文献の表記は、文末に一括して記載するものとする。

(2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

(2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。
- (4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決まられた期日までに行われぬ場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11. 改 廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

執筆者紹介 (目次順)

- 金山 茂雄 商学部教授 (経営産業論, 情報産業論)
- 今村 哲 商学部教授 (流通・マーケティング, 中小企業)
- 武上 幸之助 商学部教授 (貿易政策, 貿易理論)
- 村松 芳弘 商学部非常勤講師 (租税法)
- 三代川 正秀 商学部教授 (会計学, 会計史)
- 阿部 雪子 商学部教授 (租税法)
- Sang M. Lee, PhD. Eminent Professor, University of Nebraska-Lincoln
(国際経営)
- Maling Ebrahimpour, PhD.
Dean and Professor of Management, College of Business,
USFSP (経営学)
- 小林 幹雄 商学部教授 (租税法)

編集委員 内田金生 金山茂雄 島内高太 潜道文子 武上幸之助 田嶋規雄
中村竜哉

拓殖大学 経営経理研究 第101号 ISSN 1349-0281

2014 (平成26) 年 9 月 20 日 印刷

2014 (平成26) 年 9 月 27 日 発行

編集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会
発行者 拓殖大学経営経理研究所長 潜道文子
発行所 拓殖大学経営経理研究所
〒 112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号
Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)
印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY

THE RESEARCHES IN MANAGEMENT AND ACCOUNTING

No. 101

September 2014

CONTENTS

Papers

- Creation of Employment, Industrial Change
and Corporate Value (2) :
Changing Society through the Use of ITKANAYAMA Shigeo (1)
- A Study on Regional Industries and Local Brands
.....IMAMURA Akira (29)
- Japanese Trade Policy Concerning Energy Resources (13):
The American Shale Oil Revolution and the Transformation
of the International Oil Trading MarketTAKEGAMI Konosuke (63)
- Understanding the Additional Statement of Reasons
for the Recently Revised Act on the General Rules
for National TaxMURAMATSU Yoshihiro (85)

Research Notes

- A Study of *Choai no Ho*
Translated by Fukuzawa YukichiMIYOKAWA Masahide (113)

Short Papers

- Promotion of the Transaction of Air Rights and Taxation:
Non-recognition and Trusts (Short Paper)ABE Yukiko (131)

Lectures

- Innovation Imperative in the Global AgeSang M. Lee (142)
- A Perspective on Challenges Facing Business Education
in the United States of AmericaMaling Ebrahimpour (144)
- Number of Japanese Inheritance Taxpayers
to Increase from 2015KOBAYASHI Mikio (147)

Edited and Published by

**THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY**

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan